

第一百八十五回国会

外務委員会議録 第七号

(一四三)

平成二十五年十一月二十七日(水曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 鈴木 俊一君

理事 城内 寒君

理事 鈴木 鑑祐君

理事 原田 義昭君

理事 上田 勇君

理事 小田原 潔君

理事 木原 誠二君

理事 小林 鷹之君

島田 佳和君

渡海紀三朗君

星野 剛士君

宮崎 政久君

小川 淳也君

岡本 三成君

山内 康一君

玉城デニ一君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

牧島かれん君

武藤 貴也君

長島 哲也君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

杉本かずみ君

河井 克行君

黃川田仁志君

河野 太郎君

田畠 穀君

長島 昭久君

君、国際法局長石井正文君、内閣官房内閣審議官武藤義哉君、内閣審議官林肇君、内閣法制局第一部長近藤正春君、内閣府北方対策本部審議官山本茂樹君、法務省大臣官房審議官杵渕正巳君、国土交通省水管理・国土保全局次長加藤久喜君、航空局安全部長高橋和弘君、海上保安庁次長岸本邦夫君、環境省自然環境局長星野一昭君、防衛省防衛政策局長徳地秀士君、運用企画局長中島明彦君の出席を求め 説明を聴取いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長島昭久君。

○長島(昭)委員 民主党の長島昭久です。
前回に引き続きまして、尖閣の問題について大臣とまた議論をしたいというふうに思います。
もう二十日も前でございますので、覚えておられる方もおられないかもしませんが、尖閣周辺の海空域における厳しい現実というものを概観させていただきまして、中国によるこのような行動というものが国際関係、国際政治に及ぼす影響といつたものについて大臣と議論させていただきました。

その中で、私、国際秩序へのチャレンジ、これが非常に深刻だというお話をさせていただきましたけれども、その懸念をさらに増幅させるような事態がまた起こりました。先週の土曜日であります。中国が突如、防空識別圏を設定する、こういふことでありますて、我が國も当然のことながら防空識別圏を持つておらず、これは各國が独自に設定できるという建前になつておりますが、今回の中国の異常なところは、中国領空に接近する航空機だけではなくて、その空域を飛行する、民間も含めて全ての航空機を対象としているといふこと、それから、設定空域を航行する航空機には飛行計画の事前の届け出を要求している、そし

て、その識別、いろいろな種類の識別でありますけれども、識別に協力をしない、あるいはそういう指示を拒否した、そういう航空機に対しては中國軍が防御的緊急措置を行う、こういう警告を行っているわけで、あたかも中国が恣意的に決めたルールというものを他国に強要する、そういうことがあります。

いまして、大臣からは、省内関係者に対しまして、尖閣周辺を含めた我が国周辺の海空域における警戒監視活動及び対領空侵犯措置に引き続

き万全を期すよう、改めて強い指示を出していましたところであります。

○長島(昭)委員 中國側に防衛省の方から何か声明というか注文をつけていないんでしようか。

○武田副大臣 具体的に注文はつけておりません。

我が国としては決して容認することはできな、こう考えておりますが、この点について、まず外務省、外務大臣で結構でござりますが、日本政府の対応を簡単に要約して御答弁いただきたいと思います。

○岸田国務大臣 御指摘のように、中国がこうした空域を設定し、そして自国の規則に従うこと主義務づけるということについては、東シナ海の現状を一方的に変更し、そして事態をエスカレートさせる、また、現場の海空域におきましては不測の事態も招きかねない非常に危険なものであり、ます強く懸念を表明させていただいております。

加えて、これは、国際法上の一般原則を不当に侵害する、公海上空における飛行の自由原則を侵害するものもあるということで、撤回を強く求めています。

そして、それに加えて、この中国側が設定した空域、これは我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも中国の領空であるかのごとき表示をしており、我が国としては全く受け入れることができない。

こういった立場につきまして、二十四日、外務大臣談話を発出させていただきましたし、また、二十五日、齊木外務次官から程永華駐日大使へ抗議するなど、懸念を伝え、厳重に抗議し、そして関連措置の撤回を求めておる、これが我が国の立場であります。

アメリカの対応は、そういう意味では、重層的といいますか、かなりバラエティーに富んでいます。気がするんですが、アメリカ政府の対応について、私は、防衛省から何をいつたとおりだと思いますけれども、公表を受けまして、すぐさま防衛省内においては、大臣のもと、情報共有及び今後の対応についての協議を行

まして、大臣から申し上げる立場にはありますけれども、やはり防衛省なりに、防空識別圏の一方的な設定との関係を含めて、日本政府としてどういう受けとめをしているか、御答弁いただけますか。

○岸田国務大臣 御指摘のB-52の飛行につきましては、報道等で承知をしております。

米国の意図について私から申し上げる立場にはありませんが、米国との間ににおいては、緊密に意

思疎通、連携を図っております。二十五日にも私は飛行計画の事前の届け出を要求している、そし

○長島(昭)委員 防衛省はいかがですか。

○武田副大臣 政府としての対応は今御説明があつたとおりだと思いますけれども、公表を受けまして、すぐさま防衛省内においては、大臣のもと、情報共有及び今後の対応についての協議を行

まして、二十三日、これは米国時間ですが、國務

せていただきまして、日米で緊密に連携することを確認しておりますし、昨晩、二十六日夜にも日本外相電話会談を行いまして、ケリー国務長官より、日本の立場を引き続き支持する旨の発言がありました。

こうした連携を行い、そして、先ほど米国からは、国防長官 国務長官、両長官からも声明が発出されております。こうした米国の立場に基づいて、さまざまな働きかけ、行動を米国としても行つておられるというふうに認識をしております。

○長島(昭)委員 当然、緊密な協議あるいは情報交換をしているんだろうと思います。

そういう中で、少なくともこういう形で長距離爆撃機をこの空域に飛行させるという行動を米国がとつておられるわけですから、それについて、米国の意図を推しはかる立場にないという御答弁では、私は不十分ではないかと思うんですね。当然、こういうことをやるよ、こういう意図を持つているよ、こういう行動だよということは事前あるいは事後に米側から伝えられていると私は思うんですけども、こういう場では、そういうことについて、大臣からこの国会の委員会の場でお話ししているものでございます。

○岸田国務大臣 米国具体的な行動について日本でどのような意思疎通を図っているのか、こういったことについてこの委員会の場で具体的に申し上げることは控えさせていただきたいとは存じますが、米国は、先ほど申し上げましたハーゲル国防長官声明の中でも、中国による本発表は米国の地域における軍事行動の態様をいかなる形でも変えるものではない、このように声明の中で明記をしております。こうした立場に基づいての行動ではないかと認識をしております。

○長島(昭)委員 米国が、こういうことを隠さないで、わざと公にして行動しているわけですかね、これはある意味でいうと抑止力全体にかかる問題であるというふうに私は思うんですね。これまで中國が変なことをするなよというシングナル

をしていただきますと、日米共同、共に有して国際社会に向かつて発信をする必要があると私は思いましたので、あえて聞かせていただきました。

また、防衛省に伺いたいんですけれども、これは前から予定されていたものであるというふうに思いますが、ちょうど防空識別圏の空域を設定したその下の海域で、日米の共同訓練がうから始まつて、もう始まつておられるのか、始まりつつあるのかわかりませんが、これも私は中国に対する大変大きなシグナルになると思いますが、どういった日米の共同演習なのか、御説明いただけますか。

○中島政府参考人 お答え申し上げます。

○長島(昭)委員 あつさりとした御答弁だつたんですが、これは、こういうタイミングで蕭々とやるところがまさに、さつきのハーゲル国防長官の表現しているものでございます。

○岸田国務大臣 御指摘の演習は、日本の海上自衛隊と米海軍との共同演習でございまして、これは事前に公表しているものでございます。

○長島(昭)委員 あつさりとした御答弁だつたんですが、これは、こういうタイミングで蕭々とやるところがまさに、さつきのハーゲル国防長官の声明にあるとおり、我々の行動は一切変えないんだという、国家としての、あるいは日米同盟としての意思、これは、地域全体に対しても、あるいは中国に対しても、そうですけれども、意思を示す大変大事な演習だと私は思っています。

○岸田国務大臣 岸田国務大臣、米国が施政権を有することは間違ひありませんが、日本の施政権は竹島に有効に及んでいるんでしょうか。

○長島(昭)委員 竹島は、おつしやるよう、我が國が固有の領土であり、我が國が施政権を有しておりますが、現在の竹島は、現実に我が國が施政を行ひ得ない状態にあると認識をしております。

○長島(昭)委員 これは本当に大きな問題なんですよ。これを尖閣に当てはめて考えていくと、我々がこれからやらなきやならないことが浮き彫りにされるんじやないかというふうに私は思っています。

○長島(昭)委員 それで、まず、アメリカは、日米安全保障条約の規定に基づいて、仮に尖閣に対して武力攻撃が行われた場合は、安保条約第五条が適用される

○長島(昭)委員 それでは、外務委員会の、こういうたたきたいし、それは、外務委員会の、こういうあつさりとしたお答えだつたんですけれども、だけれども、それは国として意識を持つてやつて

○長島(昭)委員 これが本当に大きな問題なんですよ。これを尖閣に当てはめて考えていくと、我々がこれからやらなきやならないことが浮き彫りにされるんじやないかというふうに私は思っています。

○長島(昭)委員 それで、まず、アメリカは、日米安全保障条約

ないか、こういった論評をされております。

私は、きょうは少し踏み込んで、この尖閣周辺で起こつておること、そして今後起ころ可能性があることについて、日本政府がどこまで準備を整えておられるかということについて少しやりとりをさせていただきたいというふうに思つております。

また、防衛省に伺いたいんですけれども、これは前から予定されていたものであるというふうに思いますが、ちょうど防空識別圏の空域を設定しました。

私は、うがち過ぎかもしませんが、今回の防空識別圏の一方的な設定というのと、今から約六十年前の李承晩ライン、韓国政府、韓国の李承晩大統領が海洋主権宣言という宣言を一方的にやつた、一九五二年の一月十八日であります。あの李承晩ラインの設定と何となく重なるんですね。

この後起ることを少し想像力をたくましくしていきますと、竹島で起つたことはどういうことかといふと、この後、不法上陸があつて、不法占拠ということになり、あたかも我々の施政権が喪失したような状況になつておられるわけですね。

今現在、竹島というのは我が国固有の領土であることは間違ひありませんが、日本の施政権は竹島に有効に及んでいるんでしょうか。

○岸田国務大臣 竹島は、おつしやるよう、我が國が固有の領土であり、我が國が施政権を有することは間違ひありませんが、日本の施政権は竹島に有効に及んでいるんでしょうか。

○長島(昭)委員 そういうことは、当然のことながら中国もよくわかっているわけですね。中国側が尖閣の領有権を主張していることは間違ひないし、我が國の有効支配に対して執拗にチャレンジしておられる、こともまた事実だというふうに思っています。

○長島(昭)委員 それは、単にハラスメントというか嫌がらせでやつておられるというよりは、この間の中国側の言動、公式な発言、こういったものを総合的に判断するに、本気で尖閣諸島に對してこれをコントロール下に置こうという努力をし続けておられるのが普通の見方だと思うんです。

その考え方は外務大臣として共有していただけますでしょうか。

○岸田国務大臣 中国としては、積極的な海洋進出を進め、さまざまな動きを見せております。そうした動きに対しまして、我が国としましては、

一方的な現状変更を決して認めではならない、このように考えます。基本的に委員のおっしゃる認識と一致していると考えます。

○長島(昭)委員 ありがとうございます。

そこで、この尖閣の問題なんですかね、け

さの産経新聞の「正論」に、前の防衛大臣の森本先生が、この防空識別圏の設定の目的の一つには、

ク林頓国務長官が認めて以来、今のケリー国務長官も、そしてハーゲル国防長官も、大統領はまださすがに明言されたという記憶はありません

けれども、この二人の長官から具体的なコメントの表明がございます。

ただ、この安保条約第五条の適用というのは、

少なくとも一つ、適用されるためには条件がある

と思つています。一つは、そこが日本の施政下であることです。急迫不正の侵害を受けた

場所が日本の施政下にあるということ、コントロールのものとあるということ。それからもう一つは、武力攻撃というものが構成される形で急迫不正の侵害が行われた場合。

こういう理解でよろしいでしようか。

○岸田国務大臣 御指摘のよう、安保条約第五条は、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に對する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と記しております。御指摘のとおりだと考えます。

○長島(昭)委員 そういうことは、当然のことながら中国もよくわかっているわけですね。中国側が尖閣の領有権を主張していることは間違ひないし、我が國の有効支配に対して執拗にチャレンジしておられる、こともまた事実だというふうに思っています。

それは、単にハラスメントというか嫌がらせでやつておられるというよりは、この間の中国側の言動、公式な発言、こういったものを総合的に判断するに、本気で尖閣諸島に對してこれをコントロール下に置こうという努力をし続けておられるのが普通の見方だと思うんです。

その考え方は外務大臣として共有していただけますでしょうか。

○岸田国務大臣 中国としては、積極的な海洋進出を進め、さまざまな動きを見せております。そ

うした動きに対しまして、我が国としましては、

一方的な現状変更を決して認めではならない、このように考えます。基本的に委員のおっしゃる認識と一致していると考えます。

○長島(昭)委員 ありがとうございます。

そこで、この尖閣の問題なんですかね、け

さの産経新聞の「正論」に、前の防衛大臣の森本先生が、この防空識別圏の設定の目的の一つには、

ク林頓国務長官が認めて以来、今のケリー国務長官も、そしてハーゲル国防長官も、大統領はまださすがに明言されたという記憶はありません

けれども、この二人の長官から具体的なコメントの表明がございます。

ただ、この安保条約第五条の適用というのは、

はそこから生じる米国側の義務ということから考えれば、あからさまな武力攻撃をして米国をこの問題に巻き込んで、そして場合によっては米国と直接戦火を交えるような、そんな無謀なことを考えたりするはずがないわけでありまして、そうなりますと、一番あり得るシナリオは、まさに竹島で六十年前に起こったシナリオ、すなわち、戦火を交えることなく、つまり武力攻撃に至らない範囲で、尖閣に対して、上陸し、占拠をする、こういった方法に出る可能性が私は極めて高いんだろうというふうに思っております。

これは聞くまでもないかもしませんが、仮に、中国が武力攻撃を起こさないように周到に計算した上で尖閣を不法占拠した場合、安保条約第五条の適用はあるんでしようか。

○岸田国務大臣 日米安全保障条約第五条に言う「日本国の施政の下にある領域」とは、我が国の領域、すなわち領土、領海、領空から、現実に我が国が施政を行ひ得ない状態にある領域を除いた領域であると認識しております。そして、まず、現状、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、現に我が国はこれを有効に支配しております、そして現実に我が国の施政下にあります。

そして、御質問は、仮に御指摘のような形で我が国の施政を行ひ得ない状態にあつた場合どうなのかという御質問かと思ひますが、まず、そいつた仮定の質問に対し、私の立場からここで何か申し上げるのは適切ではないと思ひます。ただし、申し上げるならば、そういうたぐいになる前の段階というのが存在いたします。その段階におきまして、我が国は、我が國の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意で冷静かつ毅然に対応していく、そこに全力を注ぐ、こうした態度をしつかり守りていかなければならぬと考えています。

○長島(昭)委員 そのことは、私も一点の疑いも持つておりません。日本政府が全力を挙げて、前線の海上保安庁も含めて、政府を挙げて取り組ん

でおられることは全く疑つておりません。

ただし、今、施政下でなくなつた場合という仮定でおつしやいましたけれども、もう一つ条件として、武力攻撃が行われない形でこの島を占拠されたケース、このケースでは日米安保条約の適用はどうなると考へればよろしいでしょうか。

○岸田国務大臣 御指摘のような事態が起こり、その結果に對してどうかという点については、今、私から仮定の話として申し上げるのは控えなけばならないと思つています。その前の段階において、日米安保条約五条に基づいて日米同盟の抑止力をしっかりと活用して、我が国としても我が國の領土を断固として守り抜く決意をしっかりと對応していく、このことが何よりも大事だと考えております。

○長島(昭)委員 断固として対応していただきたいといふことでござります。

その上で、今、外務大臣がおつしやつた、断固として対応する、そしてそういうことが起ころないうことは、竹島の六十年前の状況を思い起こればならないと思ひます。そのことには、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船に対し、同島から銃撃を行つたといふことでございま

す。

その後、韓国側がずっと竹島の不法占拠を続けています。

○柳政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

この点、もう六十年前のことですから、この中で生まれておられる方もそんなにいないと思うんですが、六十年前、五二年の一月に李承晚ラインの設定が行われ、私が調べたところによると、五四年、二年後の六月十七日に、韓国は、沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したというふうに発表するわけです。派遣をしたと発表するまでの間に、実は竹島は、韓国警察官憲を中心とした人々によって占拠されることになつたわけでありまして、李承晩ラインが設定されてから、言つては行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたしました。

先生御指摘のとおり、一九五二年一月に、當時の李承晚韓国大統領は、いわゆる李承晩ラインを国際法に反して一方的に設定して、そのラインの中に竹島を取り込みました。

その後、一九五三年の七月、竹島周辺で不法漁業に従事している韓国漁民に対し、これに立ち退くようにならぬと要求した我が方の海上保安庁巡視船が、韓国漁民を援護していた韓国官憲によって銃撃されると、その事件が起きております。

その後、先生御指摘のとおり、一九五四年の六月に、韓国は、韓国沿岸警備隊を竹島に派遣したことを見表しております。そして、同年八月に

は、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船に対し、同島から銃撃を行つたといふことでございました。

その後、韓国側がずっと竹島の不法占拠を続けています。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたしました。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたしました。

ただいま申し上げましたように、その当時起きたことは、先方の官憲による銃撃が中心でございました。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○柳政府参考人 お答えいたしました。

か、どういう規模であるかというふうなものを、個別具体的、それを全体として判断する必要があると思いますので、個別個別の判断だと思いま

す。したがつて、李承晩ラインが引かれたときに起つたことが、今、武力攻撃かどうかということを判断するのはなかなか難しい状況でございま

す。

ただ、一つ申し上げられますのは、武力攻撃かどうかということについてだけ一般論で申し上げれば、軍隊でなければ武力攻撃にならないといふことは事実でございます。主体だけではなくて、ほかのものも含めて考える必要があるということをございます。

○長島(昭)委員 軍隊でなければ武力攻撃を構成するものではないというお答えだとうに認識をしました。(石井政府参考人「ではない」と呼ぶ軍隊でなければ武力攻撃に当たらないといふことは事実でございます。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

○長島(昭)委員 軍隊でなければ武力攻撃にならないということです。

○長島(昭)委員 改めてお伺いしたいんですけども、竹島を韓国が不法占拠する過程で武力攻撃は行われましたか。

か、どういう手段を用いているか、どういう主體が行つてゐるか、どういう手段を用いているか、どうしますか。

と、こういうのがあるんですね。

武力攻撃というのはまさに侵略ということだと思いますが、政府は、侵略とは、相当の地域、しかも、竹島のような無人島ではなく、都市や工場のあるところである。侵略対しては安全保障条約なり相互援助条約なりの適用の問題が発生するが、竹島等においてたとえ不幸にして撃ち合いか起つても、直ちにこれをもつて侵略であるとして条約の援用をするという段階までには相当の距離がある。

こういう政府の答弁があるぐらい、実はかなり複雑な様相を呈していた。

しかし、結論を言うと、一九五四年の半ばぐらいの段階で振り返ってみると、この竹島の状況というものは、完全に韓国によって占拠されてしまつた、こういうことであります。

ここから何が言えるか。もうあと残り少ない時間でありますけれども、当時、確かに海上保安庁の皆さんというのは、まだ創設したばかりという段階で、当時の政府の答弁も残っていますが、海上保安庁の現在の装備等は準備の段階であり、韓国側の海上警察隊の力に対応するには力が弱いなどという答弁があつたように、なかなか厳しい状況であつたと思うんです。しかし、海上保安庁として、まず一つは日本の漁民を守るために、そしてもう一つ、日本の領土、領域を保全するという任務にあつたわけですから、当時、海上保安庁として、この竹島という紛れもない日本固有の領土を保全するために、どういう努力をされたわけでしょうか。

○岸本政府参考人 海上保安庁では、竹島周辺海域で操業する我が國漁船の安全を確保するなどの観点から、巡視船を哨戒させ、我が国の漁業者のいわゆる被拿捕の防止指導、情報提供等を当時行っておりました。また、その後も、哨戒体制に若干変遷はございますが、同様の漁業者被拿捕の防止指導、情報提供を継続しておるところでございます。

○長島(昭)委員 今の被拿捕というのは、拿捕か

ら守るという意味ですね、初めて聞いた言葉ですけれども。そういうことによろしいですか。

確かに、日本の漁民を守ることは大事だと思われるところであるところである。侵略対しては海上保安庁を保全する、そういう任務も与えられていました。こういった、韓国側が、夜陰に乗じてかどうかわかりませんけれども、徐々に徐々に漁民をふやし、あるいはそれを守るために官憲をふやしていく、最終的には警備隊みたいなものを置く、その過程で海上保安庁はどんな行動をしたんでしようか。そこをぜひ明らかにしていただきたいと思います。そういう記録は残っているはずだと思います。

○岸本政府参考人 当庁の任務としては、海上の安全の確保というものがございまして、主として我が國漁船の安全を確保する等の観点から当該海域に巡視船を哨戒させておりました。また、当時の記録として残っているものとしては、いわゆる竹島周辺海域で特別の巡視をしたというような記録も残っております。

○長島(昭)委員 今のお説明を伺つてみると、六十年前の話であり、戦後間もなくありますから、かなり混乱していたのかもしれません。失礼ながら、何か竹島あるいはその領海を守り抜くといふような、あるいは守るための手段を適切に講じたという形跡が見てとれないんです。体を張つてやつておられたというふうに思うんですが。

これは海上保安庁だけの責任ではなくて、日本政府として、このとき、竹島を日本固有の領土として守り抜くという、さつきまさに尖閣で外務大臣がおつしやつたような、もちろんそういう意図はあつたんだろうと思いますが、それを支える実力であるとか、あるいは具体的な行動であるとか、我々が納得できるような説明ができる方はいらっしゃいますか。

○柳政府参考人 お答えいたします。

必ずしも先生がおつしやるような実力を伴う力であるとか、あるいは具体的な行動であるとか、我々が納得できるような説明ができる方はいらっしゃいます。

○長島(昭)委員 今おっしゃったように、

十日、サンフランシスコ平和条約の発効以前は

連合国総司令部に対して善処を申し入れておりましたが、同平和条約発効後は、拿捕事件が発生するたびに、韓国側に対し直接抗議を行うとともに、船体、乗組員の返還、釈放を要求し、再発防止のため、あらゆる有効適切な措置を講ずることを事件のたびに要求はしておりました。

以上でございます。

○長島(昭)委員 そういうことなんですね。今回の防空識別圏でも、撤回を要求する、あるいは懸念を表明する。外務省はこのときも、口上書を回も発出して、竹島の問題のときも韓国側に相当抗議をしているんですけども、言つてみればカエルの面に何とやらですよ。それは全く効果がなく、今日に至つては、これが現実ですね。

これはすごく大事なことだと思います。これから我々が尖閣に対しきちつとした対応をしていくという観点からすると、この竹島の故事といいますか先例というのは、大変重要な手がかりを示しているというふうに私は思つているんですね。

今日、海上保安庁は、装備も大きくなりましたし、士気も旺盛であり、今まさに尖閣周辺の海域、最前線で頑張つていただいていることは私はよく認識をしておりますし、せんだけて可決、成立をした海上保安庁法の改正によつて、不法侵入してきた船から島に上陸をしたときも追つかけておられたというふうに思つています。

○長島(昭)委員 法制局が来ておられますから伺いたいんですけれども、これは国内法上、武力攻撃が起きてるわけではない。さつきから申し上げてますように、武力攻撃未満の事態なんですね。いわゆるグレーゾーンです。グレーゾーンの事態で、相手が政府の公船だ、それが上陸を試みる。これが公船に対し領海に侵入しないように警告するとともに、領海に侵入した場合には退去を求めることがあります。しかし同時に、当時、海上保安庁は、日本に領海を保全する、そういう任務も与えられていました。こういった、韓国側が、夜陰に乗じてかどうかわかりませんけれども、徐々に徐々に漁民をふやし、あるいはそれを守るために官憲をふやしていく、最終的には警備隊みたいなものを置く、その過程で海上保安庁はどんな行動をしたんでしようか。そこをぜひ明らかにしていただきたいと思います。そういう記録は残っているはずだと思います。

○岸本政府参考人 いわゆる公船というのは、条約上、拿捕ですか、そういうことができない取り扱いになつております。したがつて、さまざまなかつたときに、事態に応じて、我が國の主権を守るために、事態に応じてとるべき措置について関係省庁と緊密に連携して、その対応に万全を期してまいりたいと考えております。

○長島(昭)委員 お答えいたしました。

さて、尖閣諸島に対して、今も毎日のよう

に、政府公船、海警、中國側の政府の船ですね、公船が領海侵犯を繰り返している。そういう中で、仮に上陸を試みるというような挙に出た場合に、海上保安庁の現場としてどういう対応をもつてこれを阻止するようになつてはいるのでしょうか。

○岸本政府参考人 公船を前提に回答させていた

國公船に対し領海に侵入しないように警告するとともに、領海に侵入した場合には退去を求めることがあります。さらに、これ以上の具体的な対処の方法につきましては、國際法上許容される範囲で必要な措置をとり得るよう、政府全体で検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○長島(昭)委員 漸みません、これから検討ですか。國際法の許容する範囲でもう手だけは講じらなければなりません。そこで大事なところです。国际法の許容する範囲で、そこをぜひ明瞭にして、あらゆる有効適切な措置を講ずることを事件のたびに要求はしております。

○長島(昭)委員 お尋ねの、相手方が警察機関というようなお話を

お尋ねの、相手方が警察機関というようなお話をございましたけれども、そういうケースであつたとしても一般論としてござりますが、我が国に対する武力攻撃とまで認められないような不法上陸事案ということを今先生お話しされましたが、そのうちでも、そういう案件については、私どもは、我が国国内法令に基づき、警察権によつて対処することになるというふうに思います。

	<p>固有の領土である尖閣諸島の上空にまで識別圏を設定し、あたかも中国の領土であるかのような要求をするということは認められない。外務大臣の談話でおっしゃつておられることは全く共有をさせていただくという大前提のもとで、何点か御質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>私の方は、きょうは国土交通省の坂井政務官においでをいただいております。</p> <p>ちょっとお手元の資料をごらんいただきたいと仰るふうに思います。</p> <p>一番上の表であります、これは実はインターネットでも見ていただくことのできる、どこを航空機が飛んでいるかという表でござります。これを見ていただくと、これは飛行機のマークしかつておりませんけれども、実は、インターネットでこれをクリックすると、JALの何便、ANAの何便、UAの何便といつて、全部ここに出でます。そこに、私たちの事務所で、今回の識別圏の設定の線を引かせていただきました。</p> <p>これはきのうの段階で、ある一時期の時間を持たせていただいた資料でありますけれども、見ていただくとわかるように、多数の民間航空機が飛んでおります。こういう形で、一方的でありますけれども、空域を設定して、この空域に入つたら中国側の規則に従つよう、そして従わない場合は云々といったような宣言をされているというふうに承知をいたしております。</p> <p>そこで、最初の、認められないという大前提の上で、当然、我々としても民間航空機の安全はしっかりと守つていかなければいけないということになると思います。</p> <p>まず、確認であります、我が国の航空会社も、やむを得ずかもしませんが、中国側の宣言に従つて飛行計画を出していたものを、国の方が指導されたのか、今後出さないことになったといふうに承知をしておりますが、この事実はそういう理解でよろしいんでしようか。</p> <p>○坂井大臣政務官 航空会社に対しまして、飛行計画を中国当局に提出しないよう、協力要請を</p>
--	--

行つたところでございます。

○松本(剛)委員 その結果、今は提出をしなくなつたという理解でよろしいでしょうか。

○坂井大臣政務官 そのとおりでございます。

○松本(剛)委員 そもそも、飛行計画というの

は、この識別圏というよりは、管制のルールに従つて、該当する管制機関に出すべきものだというふうに理解をしておりますが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○坂井大臣政務官 そのとおりでございます。

○松本(剛)委員 とすれば、お手元の表をごらんいただきたいと思いますが、ちょうど新たに設定をされた空域を飛んでいる飛行機は、今まで中

國側に特に飛行計画を出す必要がなかつた。しかし、今回は、一時期出していたが、指導した結果、また出さなくなつた、こういう理解でよろし

いでしょうか。

○坂井大臣政務官 今まで出しておりませんで

したけれども、飛行計画を出すということで中國側が措置をそこに入ってきたものですから、出した

ということをございます。

○松本(剛)委員 ということは、これは防空識別

圏の設定という形をしております。この防空識別

圏の設定の國際法上の位置づけについても時間が

あれば議論していかなければいけないと思ひます

が、民間航空機が世界の空を、公海上の空を飛び

に当たつて、管制については國際的に既に確立さ

れたり方があつた、今もある。これを一方的

に、今回は中國側が、防空識別圏の設定という名

のもとに、違うルールを強要してきたという理解

でよろしいでしようか。

○坂井大臣政務官 私もそのように考えておりま

す。

○松本(剛)委員 私もそのように思つております。

防空識別圏という名前だけが出てまいります

と、何か防衛上の問題の方ばかりが強調されます

けれども、今回の措置というのは、一般の人々に

もかかる、一般的な民間の航空のルールを明ら

かに変えようと、しかも一方的に変えようとして

きているものだということを、やはりぜひ、民間

航空機の安全にかかわる国土交通省からも、広く

我が国内、そして世界にも訴えるべきではないか

というふうに思つております。

他方で、民間の航空機の皆さんのが、一時的にせ

よ、飛行計画を、言わせたらしようがないから出

そうと思ったのも、もちろん、國として何らか

の、もし従わぬ場合は云々といったようなおど

しにも似た文句に屈するべきではないと思います

が、他方では、乗客の安全を預かる民間航空機と

しては、安全に万全を期したい、こういう思いで

何らかできることはしよう、こういうことでされ

た面もないわけではないと思います。

今後、先ほどの中國側の一方的な行為を認めな

いという大前提の上で、しかし、民間の航空機の

安全を担保しなければいけない国土交通省とし

て、政府として、どのような対応策、そして民間

航空会社との連携をとつておられるのか、お示し

をいただきたいと思います。

○坂井大臣政務官 今委員が御指摘ありましたよ

うに、今回の中華人民共和国の防空識別圏の設定に関しては、それに措置というものが、飛行計画を出して

くれば、こういう措置が入つております。これは極めて不當な義務を課すような措置であると同時に、イレギュラーであると考えております。

これに関して、先日、齋木事務次官が中國側の

程大使に対しまして、今回の措置は特定国を対象

としたものではなく、民間航空機を含め、飛行の

自由を妨げるのではないとの回答を得ております。

これに関して、先日、齋木事務次官が中國側の

程大使に対しまして、今回の措置は特定国を対象

としたものではなく、民間航空機を含め、飛行の

自由を妨げるのではないとの回答を得ております。

今後とも、政府全体で連携をしながら、中國側

に対し、公海上の飛行の自由を妨げるような措置

を撤回することを求めていくといふことに

なつております。

○松本(剛)委員 先ほど長島委員の方からも、米

国は国防長官、ホワイトハウスの声明もというお

話がありました、今あえて坂井政務官にもおい

でいただいたのも、国際的に、このアジアの地

域、これはクリックしていくとわかるんです

けれども、ここではできないからあれでけれど

も、日本だけじゃないですね。あらゆる国

の、米国の航空機も含めて、東南アジア、アジア

の国々の航空旅客会社も含めて、多くの飛行機が

ここを飛んでいるわけであります。

申し上げたかったことは、今、外交レベルで

も、外務省としても、もちろん御努力をいただい

ているというふうに私も理解をいたしますけれど

も、国土交通省としても、国際的な航空行政の連

携の中で、こういった一方的な措置は極めて問題

があるということを、国際交通社会というのがあ

るかどうかわかりませんけれども、いわば交通の

面での国際社会の中で、こういうことが行われて

いるということをぜひしっかりと訴えてみて

ただきたい。

防空識別圏の言葉だけでいきますと、また少

し、それぞれ各国、思惑は違つてくると思ひます

が、航空の話になつてくれば必ずそういう話に

なつてくると思いますので、ぜひこれは、もちろ

ん外務省もですけれども、国土交通省とも連携し

てこの問題を取り上げていただきたいと思ってお

ります。

この問題には、もちろんもう一つ、尖閣諸島の

上空という問題がありますが、この点について

は、先ほど長島委員からも取り上げさせていた

いたので、重複を避けたいといふうに思つてお

ります。

その上で、今回、見方によるのかもしれません

が、先ほど、安全保障というのは、いわばよから

ぬ事態を想定してといふことをお話しさせていた

だきました。こういう防空識別圏の設定、もしく

は、一方的な規則の押しつけ、我が國固有の領土で

ある尖閣の領海、領土、もしくはその上空に対す

る何らかの措置、いろいろなパターンがあるんだ

ろうと思いますが、少なくとも、米国のトップク

ラスの反応の速さを考えると、こういった場合はこういうことをしなければいけないということは、ある程度、幾つかのシミュレーションの中のパターンの一つとして明確なメッセージの発信があつたのではないか、そんな感じがいたします。我が国も、ぜひ、安全保障という面からすれば、そういうシナリオを想定するとか、そういったことが何らかの情報を総合して考えられるとか、そういう御準備をしていただかなければ、ではないかといふに思いますが、防空識別圏の設定という形をとるかどうかは別にして、こういった行動の想定ということについてはどうお考えだったのか、お伺いをしたいと思います。

○武藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、政府としては、平素よりさまざまなお事態を想定いたしまして、関係機関が連携をして各種シミュレーションや訓練を行っているところでございます。

今般の中国国防部による東シナ海防空識別区設定の発表に際しましては、発表後、速やかに内閣危機管理のもとで関係省庁の局長級会議を開催いたしまして、情報の集約や今後の対応について協議を行つたところでございまして、その後も、外務省によって直ちに中国側に厳重に抗議を行うとともに、外務大臣談話を発出するなど、政府として迅速かつ的確な対応をとれたものと考えてございます。

○松本(剛)委員 私どもが与党のときに、当時の野党の皆さんには、一つ一つ、何時何分にどう対応したのかと厳しく追及をされた経験があり、それに答える内容で対処をしてきたつもりであります。が、今ここでそんなことを一つ一つお聞きをしようとは思つておりません。

今お聞きをしたことは、私が一番期待をした答えは、インテリジェンスにかかることがあるから申し上げられないことがある、そのぐらいの、堂々と、しかし、我が国内から見ても他国から見ても、行動は素晴らしいと思われるような対応をぜひしていただきたいということに尽きるわけであ

ります。

武藤審議官にはいろいろお仕事いただいた御苦労であります。が、これ以上、御用意した御答弁をずっと聞かせていただきても、時間も限られてきておりますので、先ほど長島委員もいろいろ申し上げさせていただきました、今後も、あらゆるケースを想定して、政府としての準備、そして、法制度も含めて制度が必要であれば、その制度の準備、やはりぜひそれに早急に取りかかっていただきたい。

繰り返しになりますが、安全保障は、残念ながら我が国にとってよからぬ事態を想定しなければなりません。出方がわからない場合には、あらゆる場合を想定しなければいけないし、いつ起ころかわからぬということもありますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

今後の対応についてもお聞きをしようと思いまして、もちろん、国際社会に訴えることも、声明を出していくことも必要であります。が、ぜひ、実効支配をしている尖閣をしっかりと確保して、そして、これを強く申し上げさせていただいたといふうに私も理解をいたしております。

もちろん、国際社会に訴えることも、声明を出していくことも必要であります。が、ぜひ、実効支配をしていくことでも大変大きな意義がありますが、同時に、ここで大きな役割を果たすことが我が国外交力を大変高めることになる、こう理解をしている中で、この点についてお聞きをさせていただきたく思つております。

少しまとめてといふことで、この合意の評価と今後の歩み、それから我が国の果たす役割、この点について大臣のお考え方をお示しいただけたらといふふうに思います。

○岸田国務大臣 御指摘のように、我が国は伊朗との間において伝統的な友好関係を持つております。そうした立場から、我が国としましては、特使のイラン派遣ですか、あるいは国連総会での首脳会談、また外相会談、そして先般の伊朗訪問まで、EU3プラス3側とも協議をしつつ、一貫して、イラン側が柔軟性を發揮すべきということを促してまいりました。こうした取り組みも、今回の合意に至る上で一助になつたのではないかと考えております。

イランについて合意がなされました。大変ホッ

トな時期に大臣もイランに行かれたという状況ではなかろうかといふに思います。

この合意そのものの評価、そして今後のあり方、これも大変大きな課題であると思いますが、私自身は、このイランについて、何よりもぜひ大臣にお伺いをし、お願ひをしたかったのは、伊朗と我が国との関係というの、米国と伊朗との関係とも少し異なる関係を、いわばポジションをずっと我が国は維持してきたという、ある意味で大きな財産があるのではないかといふうに思つております。

そういう意味では、我が国は今回の合意の当事者にはなつておりますけれども、大きな役割を果たすチャンスがあつたと思われますし、これからもあると思われます。そしてまた、そういったものをしっかりと生かして我が国が役割を果たすことには、大きな意味での我が国の外交力を極めて高める、もちろんこのイランそのものの問題を解決する」とも大変大きな意義がありますが、同時に、ここで大きな役割を果たすことが我が国外交力を大変高めることにもなる、こう理解をしていました。まだ議論の余地が多くありますけれども、終わらせていただきたいと思います。

委員長の御許可があれば、坂井政務官は、どうぞ、この件については終わらせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 政務官、どうぞ退席してください。

○松本(剛)委員 何点かぜひお伺いをしたいことがありますので、質問の通告をさせていただいたことを少しまとめてお聞きをしてまいりたいと思います。

まず中国の防空識別圏設定の話題について電話会談を行つたというふうに申し上げましたが、その際に、イラン問題についても意見交換を行いました。ちょうどジュネーブから帰国した直後というところであります。が、その際に、長官から、日本はこの問題の重要なパートナーであると、日本の取り組みに感謝する旨の発言があつた、こういったことをございました。

先般、私がイランを訪問させていただきましたときにも、具体的な提案、IAEAの追加議定書の批准ですか、CTBTの早期批准ですか、こうした働きかけを行わせていただきましたが、今回のジュネーブにおけるEU3プラス3と伊朗との合意においても、とりあえず第一段階、六ヶ月間の合意ができたことは大きな評価に値すると思いますし、歓迎したいと思いますが、これが実際、実現できるのか、実際の行動として実を結ぶのかどうか、これが何よりも重要だと思っております。

こうした第一段階の合意が実際に行われるためにも、我が国として、伝統的な友好関係をしっかりと活用して、イラン側にも働きかけていかなければいけないと私は思いますが、そしてEU3プラス3側ともしっかりと意思疎通を図つて、結果を出すように、我が国独自の立場から取り組んでいくことが重要だと考えております。

○松本(剛)委員 ゼビいろいろな面で力を發揮していただきたいと思っております。

私が担当しているときに、規模、構図、規模は必ずしも一緒に言えませんが、ちょうどミヤンマー政権がやはり曲がり角に来ている時期だった。これを加速させる必要があるということ

で、全てはまだ申し上げられない面もありますが、いわば陰ながらさせていただきました。こういったことは後々の我が国の財産になると、それは対ミャンマーだけではなくて、確信をして活動してまいりました。

また、既に報道に出ているので、これはお話を

することができると思うんですが、フィリピンの大統領とイスラム勢力との日本での会談など、それを極秘にセントさせていたたぐということも、その当時させていただきました。

やはり、多くの国をサポートする形で日本の外交力を發揮していただくことが後々の財産になってくると思います。

詳しい中身は、ぜひ、六十年ではなくて、遅くとも三十年以内に私は発表すべきだというふうに思っておりますし、もっと早くできるものは、最前線にいるときはなかなか話をしにくいというふうに思いましたが、他方では、やはりできるだけ、本当にぎりぎりまでは話をして、日本の外交が努力をしていることを國民にも外國にもうまく伝わる形ということについては、さらに意を用いていただきたい、そのことを申し上げたいと思っております。

イランも多々お聞きをしたいことがあるんですが、あと二つほどどうしてもお伺いしたいので、大項目に従って、大きな一問ずつで進めたいと思います。

資料の一枚目以降は、福島にとどまらず、福島がどうしても中心になってしまいますが、第一原子力発電所事故に伴つてということになりますが、風評被害の輸入規制や証明書等の一覧表を記載させていただきました。これは実は農水省のホームページであります。

お願いをしたいのは、外務省でも、少なくとも毎月ぐらいには全部局を集めて、この状況を再認識して、最前線にいる部署、大使館ともに、まだこれだけさまざまな規制が残つている、これを何とかしなきやいけないという認識をぜひ共有していただきたい、こう思つてはいるんですが、これは副大臣でしょうか。

○三ツ矢副大臣 大変重要な御指摘だというふうに思つております。

外務省の中では、まず経済局が中心になりまして、関係の部局とも連携をとりながら、随時情報のバージョンアップといいますか、更新をやって

おるところでございますし、それから、いろいろな場面で、海外からの要人もたくさん来られますけれども、特にこのリストの中に載つているようないい國に対しても、我々の立場、それぞれの立場で、風評被害に基づく規制じゃなくて、もう少し科学的根拠に基づいてきちんと対応してほしいといふことをおこなうことをする説明、また要請をしてきておるところでござります。

○松本(剛)委員 個々の首脳会談とか外相会談の行われた後のメモ等、私も逐次拝見をしている中

では、当該國の中で言及はいただいているケース

も少なくないということは承知をいたしております。

しかし、今まさにおつしやったように、また、

三ツ矢副大臣は役所におられたからよく御案内だ

と思いますが、経済局の仕事だと言つた瞬間にほ

かの局の温度はやはり下がるというところは、事

実としてないわけではないと思うんですね。やは

り、大臣の仕事にしていただかない、全ての皆

さんが、本当にこのことは決して忘れてはいけな

い、そして逐次努力をしなきゃいけない。

そして、現実には、例えば大臣との会談でこの

話に言及したときには、一方的に言う場合もある

でしようけれども、本当はここでもうりセットで

きるというような会談にしていただきたいわけ

で、その準備は、結局、大使館であるとか日ごろ

接していただいている現場の皆さんのお努力をも

う一度奮起しなければいけないと思つております。

もちろん、この中には、我が国の出荷制限にか

なり合わせていただいているとかいうものもいろ

いろあると思います。しかし、被災地の皆さんがあ

らせていただいているわけでござります。具体的

にどういう成果があったのか、こういうことでござります。

基本的には、相手国政府、企業との間の協力関

係の基盤となる覚書の締結、さらに一歩進んで、

個別の案件の受注といったような具体的な成果が

出ていると承知しております。

まず、四月のロシア訪問に際しましては、同行

した三井物産が、ロスネフチ社との間で極東石油

化学コンプレックスの共同事業化検証に関する覚

書を締結し、事業化に向けた取り組みを進めてい

るところでござります。

また、五月のアラブ首長国連邦の訪問に際しま

おるところでござりますし、それから、いろいろな場面で、海外からの要人もたくさん来られますけれども、特にこのリストの中に載つているようないい國に対しても、我々の立場、それぞれの立場で、風評被害に基づく規制じゃなくて、もう少し

お願いをしたいと思いますが、御検討ください。

○三ツ矢副大臣 心して取り組みたいと思います。

臣、大臣も聞いていただいていますから、あわせ

てお願いをしておきますが、ぜひ一度、省を全部

集めて、この状況をもう一度再点検して、そして

逐次点検をするというやり方を進めていただき

ます。お願いをしたいと思いますが、御検討ください。

あと、五月のトルコ訪問では、もうよく委員御

案内のとおりだと、うふうに思いますが、原発建

設について日本の排他的交渉権を獲得できたと

思つておるところです。

○松本(剛)委員 震災時の大臣としては、このこ

とは申し上げ続けなければいけないと私は思つ

ます。では、当該國の中で言及はいたでいるケー

スも少くないということは承知をいたしております。

○松本(剛)委員 震災時の大臣としては、このこ

とは申し上げ続けなければいけないと私は思つ

ます。では、当該國の中で言及はいたでいるケー

スも少くないということは承知をいたしております。

○木原(誠)大臣政務官 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、我が国では成

長戦略の一環として国際展開戦略ということをや

らせていただいているわけでござります。具体的

にどういう成果があったのか、こういうことでござります。

企業との連携をとつていただきたいと思つてお

ります。

この場で申し上げるのが適切かどうかわかりま

せんけれども、先日、日本航空がエアバスを購入

するというニュースに接することがございまし

た。我が国は今EUとEPA、FTA交渉をして

おりますが、エアバスの購入というのはヨーロッ

パにとっては大変重要な関心事であると思いま

す。このあたりも、これはもうお聞きしません、

感想を申し上げれば、連携がとれているようには

見えませんでした。これだけの購入を、我が国

企業がお金を使うのに、本当に連携がとれていな

ければいけないところがとれていたのか。

時間が参りましたので、最後に大臣に、私のと

きも試みながらそこにまで至りませんでしたけれ

ども、ぜひ、外務大臣のもとに、民間の主要企業

などの、国際的な進出をしてている企業なのか、定期

に懇談をする場をきちっとつくつていただき

て、その上で、戦略的に、どこの国にどういう課

題があるのか、どういう訪問をするのか、どうい

う形のメンバーと連携をするのか。

これがやはり、外国出張が決まりました、つい

ては、ついてくるところはどこですか、こういう

ことでもやるのではなくて、ぜひ、戦略的にやるためにも、外務大臣のもとに、きょうは、副大臣、政務官もおいでですが、チームとしてでも結構です、連携をとれるような場を構築することを御検討を願いたいと思います。

率直に申し上げれば、そういう民間の企業は全て我が国の国内には所管の省庁がございますので、そことの調整が必要になつてくる課題ではあります。が、やはりぜひそういう形を御検討いただきたい。

これは、経団連とかそういう経済団体も一つの方法かもしませんが、もう少し踏み込んだ形もぜひ考えていただく必要があるのではないかと思つておりますので、御提案を申し上げ、もしくメントをいただけるのであればいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○岸田国務大臣 御指摘の経済外交ですが、今委員の御発言の中にもありましたように、我が国としまして、外務省としても、また政府全体としても、ぜひしっかりと戦略的に進めていかなければならぬと思つておりますし、また、官民連携、大変重要なだと認識をしております。

委員も外務大臣時代に大変御努力をされたと聞いておりますが、ぜひ、今後とも、この官民連携にしましても、私も、経団連に新たに設置されました経済外交委員会に出席をさせていただき外交について説明させていただきなど、さまざまな努力をしてはおりますが、より一層、充実した体制づくりのために努力をしていきたいと考えます。

○松本(剛)委員 終わりますが、大臣の私的な懇談会でも結構ですから、突っ込んだ話ができる場をつくっていただく方が我が国の国益にならうと思いますので、よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。きょうは、杉本委員の代理で質問に立たせていただきます。久しぶりの質問ということで、よろしくお願ひいたします。

きょうは、どちらかというと、大所高所の議論はやらずに、枝葉末節的なミクロの、しかし確実に改善につなげていきたいと思う質問を中心にしておきました。

まず最初に、資料をお配りしていただきたい用意をしてまいりました。これは外務省の担当部署につくつていただいた資料です。これは、ちょっと白黒で見にくいですけれども、外国からの要人の招聘に対する予算のペーパーです。

安倍総理になられてから海外に非常に積極的に出張されている、このことは私は日本の国益にとって非常に大事なことだと思います。大臣、総理大臣が積極的に外に出ていく、日本の外交のプレゼンスを高めるために非常に重要なだと思います。

他方で、行つてばかりではなくて、やはり相互訪問というか、安倍総理もことし二回もトルコに行きましたので、そろそろトルコの大統領に来ていただく順番じやないかなと思います。

そういう外国からの要人をお招きするときの予算について外務省に説明を求めたところ、担当部署がこの紙をつくりて見せてくれまして、別に悪気はないと思うんですが、私から見るとびっくりするぐらい少なかつたんですね。

見ていただくと、平成二十五年度の予算額、約二億二千五百万円。国賓、公賓、公式実務訪問賓客、実務訪問賓客、それから外務省賓客、いろいろなカテゴリーがありますが、外国の王様とか大統領、あるいは首相、こういった方々が来られたときの予算がトータルで二億二千五百万円、これは率直に少ないんじゃないかなと思いました。

僕が何かの週刊誌で読んだ情報によると、どれくらい確かにわかりませんが、安倍総理が一回トルコに行くと全部含めて二億ぐらいかかるんじやないかというふうに書いてありました。

確かに、政府専用機の運航費だけでも結構な額、何千万だと思います。それから、外務省の関係者の渡航の費用、ホテル代は言うに及ばず、い

ろいろなことを考えると、恐らく総理の外遊一回当たり一億は絶対かかるんじゃないかな、そういう印象を受けます。

そういう意味では、出ていく方の予算は恐らくそれなりに確保されているんでしょうけれども、向こうから来ていただいたときの予算が本当に十分だろうかなというふうに、この平成二十五年度二億二千五百万円を見てちょっと思いました。

例えば、国賓というと、年間二組、二組というのは奥さんを入れてということですね、二件しか予算はとつていなんですね。

この前、フランスのオランダ大統領がお見えになつたりとか、あるいは、去年だったか、ブータンの国王御夫妻がお見えになりました。ああいうことは日本にとっても相手国にとっても非常にないことだと思います。そういう国賓が年に二件だけ、あるいは公賓になると一件。トータルでいうとやはり少ないなという印象を受けます。

あるいは、東南アジアの偉い方、大臣とか首相なんかは、よく成田空港で一泊とか二泊される方なんかは結構多いと聞いています。そういうときのアテンションなんかも含めて、迎え入れる側の予算というのが本当にこんな二億二千五百万でいいんだろうか、私はそういう問題意識を持ちました。

これを見て、大臣、例えばどういう御感想をお持ちでしょうか。

○木原(誠)大臣政務官 まず、私からお答えをさせていただきます。

委員御指摘いただきましたように、外交政策の実現、あるいはまだ二国間関係を充実発展させるという意味では、要人の往来というのだが、行き来、双方ともに重要であるということございまして、山内委員から安倍総理の積極外交について御評価いただいたということで、感謝を申し上げたいというふうに思つております。

既に資料をお配りいただいているので、二億二千五百万円という予算だと。

この御評価については、今大変財政事情が厳しい状況でもございますので、私からは、とにかくこの予算を効果的に、そして有効に使わせていただければ大変ありがたいな、こう思いますので、その点もお願いを申し上げたいというふうに思つております。

また、ぜひ委員には、この予算が少しでも増えることができるように、いろいろな意味で御支援をいただければ大変ありがたいな、こう思いますので、その点もお願いを申し上げたいというふうに思つております。

ただ、私もやはりこの分野はふやす必要があると思います。確かに国賓は、外務省の担当部署に聞くと、天皇陛下の御日程とかを考えると、そんなに一気にふやせないということも聞いています。他方で、少なくとも、予算があれば、国賓などなくても、例えば外務省の賓客、こういったものはもつと機動的に活用できるので、ふやす余地もあると思います。

とにかく、私は日本というのは一度来てみると好きになる人が非常に多い国だと思います。それは、よその国の悪口は言わない方がいいから言うのはやめますが、アジアの近隣の、非常に外国の賓客を大勢呼んでいる国よりは、日本の方がよほど一度来たら必ず好きになつて帰つてもらえる、そういう国だと思っていますので、この予算、やはり二億二千五百万円、これはちょっと余りに少ないと思いますので、まだ間に合つかどうかわかりませんが、ぜひ来年度予算に反映できるように、ふやしていっていただきたいと思いま

す。

あわせて、今度は、要人以外の外国からのお客様の招聘事業について聞いていきたいと思いま

い
ま
す。

そういう意味で、今、日本がやっている現状について、政府委員の方でも結構ですし、大臣、副大臣、政務官、どなたか、現状の援助の状況について御説明いただきたいと思います。

多分、委員の方がよく御存じだと思いますけれども、特にレイテ島におきましては、我が方で一九九八年に、無償資金協力でオルモック市洪水制

御事業計画というものを協力いたしました。これは過去に、一九九一年にこの地域の河川で大氾濫がありました、八千人の死者が出たというような大災害があったわけですが、この事業の結果、砂防ダムの建設あるいは河川改修等の対策を行いまして、過去の台風被害においては相当程度人的被害の防止に効果があつたというふうに認識しております。

今回の台風三十号との関係はまだちよつとはつきりしておりませんけれども、我々は、これも一定程度の効果が、役割を果たしたというふうに認めをしております。

それから、もう少し長期的な観点で申し上げますと、対フィリピン援助の重点分野として、脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定ということを柱にしておりまして、近年では、洪水対策としての河川改修、あるいは火山周辺の避難所や気象レーダーの整備、それから洪水予警報能力や地震火山監視能力の強化等、いろいろな分野で協力を積み重ねてきております。

円借款、無償技術協力、さまざまな形態がござりますけれども、トータルで災害防止に取り組んでおるところでございます。

○山内委員 防災インフラを援助でやると、効果が実は見えにくんだと思うんですよ、死ななかつた人というのはニュースにならないので。亡くなつた人はニュースになりますけれども、日本の砂防ダムが守つてくれた命というのは恐らくほんとんどニュースにならないので知られないと思う

んです、ほつておくと。

ですから、こういうときこそきちんと、レイテ島のオルモックのあたり、ちょっと金額は忘れましたけれども、かなりの額、日本のODAで援助しているはずですから、恐らく、その日本のODAが入っている地域は死者とともに減っていくんだと思うんです。そういうたどころをきちんと専門家が評価をした上で、それをフィリピン国内で広報していく、あるいは日本国内でも広報していく。

災害というと、予防、防災がうまくいった例といふのは余り知られることがないで、こういうときこそきちんと検証した上で、日本国内でもフィリピン国内でもきつちん広報していくことが、これまでに使った税金を生かしていく方法だと思つんです。

そういうことを今実際、外務省、大使館でや

聞きました。○三ツ矢副大臣　おっしゃるとおりだと思います。され
て、ぜひ、過去につくったきちんとした防災施設
がどれだけ役に立つたかというのを報告して、そ
れも、もしかつたらこれぐらい亡くなつていた
だろうけれども、これぐらい経済的には少なくで
きた、そういう観点から検証していくことも必要
だと思いますが、それについて外務省の見解をお

先ほど申し上げたオルモックの関係で申し上げますと、てきてから、その後、同じ程度の洪水といいますか、雨が降ったケースがございましたが、九一年に八千人と申し上げましたけれども、実は同じ程度の洪水があつたにもかかわらず、死者はほとんど出ておりませんでした。これから、しっかりとそういった我が方の援助の効果といいますか評価も含めて広報に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

トをずらつと見て、あれ、オルモックの死者が大部分減っているなという印象を受けたんです。
ただ、それはずっと定点観測している人にはわからないと思いますから、恐らく物すごく効果のある援助をやっていると思うんです、それをただの印象論ではなくて、きちんと専門家が評価をして、それをODAの白書でも外交青書でも何でもいいですけれども、ODAというとすぐ税金の無駄遣いと言われがちですけれども、ちゃんと役に立っているんだということを、日本の納税者に対しても広報していくことが非常に重要だと思います。
それから、一九九八年につくった施設であるさつきの外国の賓客のフォローアップもそうですけれども、こういうのはやり放しにせず、ずっとフォローリーしていくことが大事だと思います。
と、もしかしたら、そろそろ改修とか何らかの、メンテナンスがうまくいくているか、そういうチェックも必要だと思いますので、ODAの箱物、インフラ、こういったものは、五年とか十年とか十五年たつたときに、きちんと節目でチェックをしておかないと無駄になってしまふと思いますし、チェックをしておくと今までの投資が生きてくると思いますので、そういうふうロープアップもぜひ考えていただきたいというふうに思います。
もし、政府の方から何かあれば。

○三ツ矢副大臣 大変貴重なサジエスチョンをいたしましたので、できる限りの対応をしてまいりたいと考えております。

○山内委員 次に、外務省だけじゃなくてちょっと法務省にも関係することですが、難民の受け入れ政策について質問をします。

二〇一一年十一月に、難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議というのを、衆議院と参議院、それぞれで決議をいたし

ました。自民党の逢沢一郎先生がUNHCR議連

の会長として非常に積極的にこの決議のために骨を折られたんですけれども、こういった国会決議をやりました。

その後、その決議を踏まえて、外務省の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

○木原(誠)大臣政務官　お答え申し上げます。

今委員御指摘をいただきました二〇一一年十一月のこの決議でございます。難民条約の採択から六十周年、また日本の加入から三十周年という節目の年に出された決議ということでございまして、我が国として、難民問題に対する決意を示す大変重要なものであると考えております。

この御決議の中では、三つの点、国内における包括的な庇護制度の確立、それから、第三国定住プログラムのさらなる充実に向けて邁進する、最後に、我が国の外交政策方針にのつとつた難民、

避難民への支援を行ううとすることを求められてございます。

まず、その二点目の、第三国定住による難民の受け入れということでござりますが、平成二十二年度からバイロットケースとして開始をしてございまして、タイの難民キャンプにいるミャンマー難民を受け入れております。その対象キャンプを、当初一ヵ所でございましたが、五ヵ所に拡大するなど努力をしているところでございますが、引き続きこの事業の実施に全力を挙げてまいりた

いというふうに思つております。また、三点目の、我が国の外交政策方針にのつとつた難民、避難民への支援という点でございますが、我が国では、今御指摘いただきましたU.N.H.C.R、国連難民高等弁務官事務所などとも協力をしながら、サヘル地域などのアフリカにおける人道危機や、とりわけ昨今では、シリア情勢悪化に伴うシリア及び周辺国における難民、避難民のための支援を行ってきてございまして、今後とも、こうした国際機関と連携、協調しながら継続をしてまいりたい、このように考えてござい

もあると思いますが、そういう人を含めて、なるべく配慮をしていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

そういった柔軟な運用を期待して、時間になりましたので、質問を終わります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党的笠井亮です。

冒頭、昨日の衆議院本会議での秘密保護法案の採決強行に、大きな憤りを持って、強く抗議いたしました。とりわけ、日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に反して、特に外交を扱う当委員会にも直接かかわる希代の悪法は、廃案にする以外にないことを改めて強く主張するものであります。

同時に、こうした中で、本日の委員会が、各党間の協議が調わないまま、合意がなく、委員長の職権で開催されましたが、このような事態が決して繰り返されてはならないと強く申し上げたいと思います。

そこで、きょうは、去る十一月八日に続きまして、原発輸出問題について質問いたします。

安倍総理は、先月末、トルコのエルドアン首相との共同会見で、原発事故の経験と教訓を共有することで世界の原子力安全の向上を図ることは日本の責務だと述べられて、改めて原発輸出を推進する姿勢を強調されました。

そこで、岸田大臣に冒頭伺います。

トルコは、申し上げるまでもなく、世界でも有数の地震国であります。過去半世紀の間に、千人以上の死者が出た大地震が七回も発生をし、そして、一九九九年八月に北西部で起きた地震では約一万七千人が死亡した。そのために、翌年七月、当時のエジエビット首相がアツクユ原発の計画を白紙撤回したことございます。東京電力の福島第一原発事故の直後には、ギリシャの当時のパパンドレウ首相が、エルドアン首相にトルコの原発計画を中止するよう要請したこともありました。

した。

こういう結果は当然御存じですね。

○岸田国務大臣 トルコの原子力協力を進めるに当たっては、トルコで地震が発生する可能性、これについては考慮しなければならないと考えております。

こうした観点を踏まえまして、トルコとの原子力協定におきましては、原子力安全に関する協議を定期的に実施するための規定、こういったものを設けております。他の協定との違いが盛り込まれております。

我が国としましては、一昨年の原発事故の原因調査の状況、あるいは原子力安全への取り組み等について、最新の状況をトルコ側に対し丁寧に説明するとともに、原子力安全が確保されるよう協力しております。

○笠井委員 問題は、今大臣が言われた日本政府の原子力安全に対する姿勢だと思うんです。

そこで、経済産業省 田中政務官にお越しいただいております。

原発輸出に関する政府の安全確認制度について伺いたいんですが、この制度は、原発輸出に際して、国際協力銀行、JBICや、それから日本貿易保険といった公的信用機関から融資を受ける条件とされているものであります。

その内容は大きく三つあると思うんですけども、一つは、相手国・地域が安全規制を適切に行える体制を整備しているか、二つ目に、安全確保等の国際ルールを遵守しているか、そして三つ目に、日本メーカーが輸出機器等の品質確保や保守、補修を行えるか、この三項目について経済産業省が審査をするというものであります。

が、昨年九月の原子力規制委員会の発足以降、この安全確認制度は今どうなっているでしょうか。

○田中大臣政務官 お答えいたします。

まず、大前提といたしまして、原発の安全確保であります。これは、当該発電所が立地するその国が行うということが国際的にも確立した考え方であります。

であります。

一方におきまして、原発関連資機材の輸出に対しまして公的信用を供与する場合には、OECDの定めた公的信用に関するガイドラインに基づきまして、輸出信用を供与する判断の一環として、輸出先国の安全確保等への配慮が必要であると考

えられます。その上で、我が国の公的金融機関からの照会を受ける形で、経済産業省が相手国における安全確保等に関する配慮の確認を行つてまいりました。

そして、規制委員会設置後でありますけれども、安全配慮の確認が必要となる案件が現実においてはなかつたため、経済産業省としては安全配慮の確認を現実には実施しておりません。

現在、当省におきまして、原子力規制委員会設置後の確認のあり方について鋭意検討を進めているところでございます。

○笠井委員 そうしますと、確認したいんですけども、この安全確認制度のうち、相手国・地域の原子力安全規制などの項目、さつき私が言つた一番目と二番目ですけれども、これは、これまで経済産業省、旧原子力安全・保安院が担当ついていたと思うんですけども、その部分は、つまり、そういう案件があつたかどうかは別として、今どこが担当するということになつてているんですか。

○田中大臣政務官 この件でありますけれども、やはり経済産業省が中心となつて確認するということになります。その内容に関しては、今現在検討中であるということであります。

○笠井委員 三項目のうち、旧保安院が担当したけれども、今、体制上の整備が必要になつていて、ということなんじやないですか。

○田中大臣政務官 この件でありますけれども、やはり経済産業省が中心となつて確認するということになります。その内容に関しては、今現在検討中であるということであります。

○笠井委員 要は、原子力規制委員会ができるから、はつきりした体制になつていないとということです。内規もその他も、中心となつてと言ふけれども、なつてない、宙に浮いているという話です。

○笠井委員 要は、原子力規制委員会ができるから、はつきりした体制になつていないとということです。内規もその他も、中心となつてと言ふけれども、なつてない、宙に浮いているという話です。

○田中大臣政務官 この期限でありますけれども、これはもう、とにかく一日も早く決定できるように、内規を進めしていくかということに関して検討しているということであります。

○笠井委員 要は、原子力規制委員会ができるから、はつきりした体制になつていないとこと

であります。それに関して、省の中で、今、どの方では、規制する方と推進する方と、やはりこれが一緒になることはできないということであります。

○笠井委員 要は、原子力規制委員会ができるから、はつきりした体制になつていないとこと

であります。それに関して、省の中で、今、どの方では、規制する方と推進する方と、やはりこれが一緒になることはできないということであります。

○田中大臣政務官 この期限でありますけれども、これはもう、とにかく一日も早く決定できるように、内規を進めていきたいと思っております。

○笠井委員 要は、原子力規制委員会ができるから、はつきりした体制になつていないとこと

であります。それに関して、省の中で、今、どの方では、規制する方と推進する方と、やはりこれが一緒になることはできないということであります。

○田中大臣政務官 今現在、申し上げたように、これは経済産業省が中心となつて確認するという意思であります。ただ、内規、内容に関して現在は検討を進めているということであります。

○笠井委員 中心となつてと、いうのと内規というのはどういうふうな関係なんですか。今まででは経済産業省が担当していました。今、中心となつてと内規、運用、何がどう変わったんですか。

過去は、原子力規制委員会ができる前は経産省の保安院の方で進めていたということであります。

ところが、規制委員会が発足した後は、そちらの規制する方と推進する方と、やはりこれが一緒になることはできないということであります。

○田中大臣政務官 今現在でありますけれども、過去は、原子力規制委員会ができる前は経産省の保安院の方で進めていたということであります。

ところが、規制委員会が発足した後は、そちらの規制する方と推進する方と、やはりこれが一緒になることはできないということであります。

過去は、原子力規制委員会ができる前は経産省の保安院の方で進めていたということであります。

いるんだという話だと思うんです。

岸田大臣、原発輸出に際して政府が行う相手国側への安全審査といえば、安全確認と言つてもいいんですけども、この確認制度くらいあります。ですが、今、そういう点では、では、案件があつた場合にどうするかということについては、まだきつとした体制がない、内規もないということですけれども、そういう状況で輸出だけはどんどん進めてきたという話ですね、総理を先頭に。

こんな状態で、どうして世界一安全な原発を提供できると言えるんでしようか。これは無責任といふことになりませんか。

○岸田国務大臣 まず、原子力規制委員会設置後の安全確認のあり方については、ただいま答弁になりましたように、現在、経済産業省において検討しているということあります。ぜひ、その検討の結果を待つて、しつかり体制をつくり、その結論を持つてこの事業は進めていくべきだと考えております。

それも含めて、我が国としましては、原発事故を経験した国として、経験と教訓を国際社会と共有する、我が国の原子力安全における高水準の技術をしつかり国際社会と共有して貢献していく、こうした責任を果たしていくべきだと考えております。

○笠井委員 今大臣いみじくも言われたんですが、安全確認のあり方は検討中だ、引き続きこれをやつていくという話なのに、それは検討中なのに、売り込む話だけはどんどん進めてやつっているわけですね。協定まで結んでやつている。これは本当に国際的に見たら無責任だというふうに言われる、こういうことだと思います。

問題は、この安全確認制度の問題だけではあります。経産省、政務官に引き続き伺いますが、政府は、トルコの原発建設予定地のシノップで断層調査を行つていますが、その事業名と、それから委託金額、委託先の企業名はどこになつてあるで

しょうか。

○田中大臣政務官 お答えいたします。

事業名は、平成二十五年度原子力海外建設人材育成委託事業であります。その委託金額、これは十一億二千万、委託先企業名は日本原子力発電株式会社であります。

○笠井委員 今政務官が言われたこの原子力海外建設人材育成委託事業というのは、目的はどういう目的でしようか。

○田中大臣政務官 お答えいたします。

これは、海外の建設機会、これを活用した我が国の人材の育成、我が国技術の導入国への安全向上に向けた技術的貢献等の観点より、地震動評価等を実施していくということであります。

○笠井委員 この経産省が提出した委託契約書によりますと、今言わされました日本原電一社と契約を締結いたしております。

企画競争ということで随意契約の一種によるものでありますけれども、この募集要領を見ますと、委託先企業の選定に当たっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定すると

いふうにあります。この委員会は何回開催されましたか。また、委員会の構成メンバーは何名

か。

○田中大臣政務官 この委員会の開催数でありますけれども、それは一回であります。この委託先の選定、これは、先ほどから委員がおっしゃるよ

うに、外部の有識者による評価を踏まえて選定さ

れているというのであります。この外部有識者の人数であります。この外部有識者の選定に関しては、そういった基準をもとに経産省の方で選定をしていると

ことです。

○笠井委員 この支出計画書というのを見ますと、日本原電は、委託額十一億二千万円のうち約九億円、実に八〇%を三つの企業に再委託しております。受注業務の大半をいわば丸投げしている、そういう疑いもある。

また、氏名、役職等の情報についてでありますけれども、これは、特定の個人、これを識別することができるものであります。また、この採択の理由等については、公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性ということが不当に損なわれるおそれがあるということで、答えに關しては差し控えさせていただきたいと思つております。

○笠井委員 氏名、役職含めて、なぜ隠すのか。日本原電を選んだ委員の氏名や役職など最低限の情報すら開示しないのでは、この企業選定が本当に、今政務官が言われた、公正中立にやられたかどうかというのは確認しようがないんじゃないですか。どうですか。どうですか。

○田中大臣政務官 今も申し上げましたが、氏名ですとか役職に対する情報については、やはりこれは、特定の個人、これを識別できるものであります。

○笠井委員 なぜ公表できないのかと思つん

いに、今政務官が言われた、公正中立にやられたか

ですか。どうですか。

○田中大臣政務官 今も申し上げましたが、氏名

ですとか役職に対する情報については、やはりこれは、特定の個人、これを識別できるものであります。

○笠井委員 なぜ公表できないのかと思つん

いに、今政務官が言われた、公正中立にやられたか

ですか。どうですか。

○田中大臣政務官 その件についてはまた改めて

いたずれにしましても、政府が保有する情報につ

いては、情報公開法に従いまして、関係企業の競

争上の地位その他正当な利益、これを害するおそ

れがないか、こういったものを踏まえながら適切に

開示はしているものであります。

○笠井委員 では、伺いますけれども、この委員

というのは、どのような基準や方法で、誰が選

び、任命したんでしょうか。

○田中大臣政務官 お答えいたします。

経済産業省におきましては、平成十八年度の財務省通達があります。「公共調達の適正化につい

て」というものであります。この外部有識者に

こういったものに關しましては、原則、外部有識者

だけで審査をするということになつております。

この外部有識者の選定に関しては、そういった

基準をもとに経産省の方で選定をしていると

ことです。

○笠井委員 あるということですね。

では、それ以外の二社についてはどうですか。

○田中大臣政務官 満みません、今ちょっと手元

で、ちょっと確認してもらえますか。

○田中大臣政務官 はい、そのとおりであります。

益、これを害するおそれがあることから、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○笠井委員 なぜ公表できないのかと思つん

いに、今政務官が言われた、公正中立にやられたか

ですか。どうですか。

○田中大臣政務官 レビューに関してなんですか

けれども、それはこれから実際に実施する事業であるからということであります。

○笠井委員 レビューはやつたけれども、これが

らやるものは言えないということですか。

○田中大臣政務官 今委員がおっしゃつておりましたトルコのシノップ原発事業でありますけれども、これは平成二十五年度委託事業ということであります。まだ事業自体が進んでいないところで、レビューの方はいまだに出ていないことがあります。

○笠井委員 でも、それでもおかしいんですよ。だつて、三社あると書いてあって、一つは株式会社ダイヤコンサルタントと書いてあるんですね。これは黒塗りを外して出ているんですよ。二つは何で隠すのかというのが私は理解できませんけれども。

ダイヤコンサルタントはよくて、ほかは隠さないきやいいけないという理由はあるんですか。

○田中大臣政務官 その点に關しましては、今ちょっと手元に資料がないもので、また改めて確認をさせていただきたいと思います。

○笠井委員 この問題をきょうは質問すると、通告で、この問題について具体的に伺いますといふことで、政務官、経産省を通じて、きのうも、大なりましたけれども、お伝えしてあるので、確認

できぬとかという話でなく、基本的な話なんですよね。わからんないです。

○田中大臣政務官 度ども申し上げますけれども、今手元に資料がなくて確認することができません。今お答えすることができません。改めて確認をさせていただきたいと思います。

○笠井委員 これは、いつまでに、どう確認して、答えていただけますか。

○田中大臣政務官 取り急ぎ今週中にでも全て確認をさせていただきたいと思います。

○笠井委員 この日本原電といえば、原子力規制委員会が活断層と認定した敦賀の原発直下の活断層を、これは活断層ではないと主張し続けているようなどころであります。

そこに結局、事実上の随意契約という形でやつて、そこから三社に再委託しているという形で

やつていて、三社のうち一社は三菱重工の関連企業だ、もう二社については黒く塗つたままという状況であります。岸田大臣、これはちょっとと本公司社員が言つていますけれども、そういう形で断層調査を委託している。にもかかわらず、その選定に対する最低限の情報も公開しない。これでは、安全とか信頼とか、こういうことを内外に確保できないんじゃないですか。

これは、大臣、聞いていらっしゃつて、いかがお考へでしようか。

○岸田国務大臣 まず、御指摘の契約の中身につきましては、今やりとりの中でありましたように、経産省の方からまた、一度確認をして、報告されるものと存じます。

ただ、一つ基本的に思うこととして、シノップ原発のプロジェクトについては、安全性につきましては、一義的にはトルコ政府の責任において判断する事項だと考えております。

そして、シノップ原発については、地震について、トルコ政府は、みずから国内の地震の危険度を五つのカテゴリーに分類しているわけです

が、シノップ地域のうち、原発建設が計画されてゐる黒海沿岸、これは危険度の低い方から数えて、二番目に属するというふうに判断しておりますし、津波につきましても、シノップ地域の面する

結果について、まだ、それらの結果から注目する点などについて、初めに伺いたいと思います。

○山本政府参考人 私どもといたしましては、北

方領土問題に関する特別世論調査の概要といふ

問題だというわけで、そういうことで、トルコへの原発輸出なんかを進めるということは絶対あつてはならない。直ちにやめるべきだと思います。

最後に、委員長にお願いですが、トルコの原発建設予定地に係る経産省の活断層調査業務で、日本原電を選定した第三者の有識者で構成される委員会の氏名や役職、再委託先の企業と請負金額に関する資料の提出を求めたいと思います。理事会で協議をお願いします。

○鈴木委員長 終わります。

○鈴木委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 生活の党の玉城デニーです。

きょうは、北方領土問題や普天間飛行場代替施設建設事業などについてお尋ねしたいと思います。

まず、北方領土問題についてお伺いいたしま

準の安全性を有する技術をしっかりと提供していくたいと思つておりますし、あわせて、人材育成で思つてあります。また、制度構築、こうした基盤整備についてもしっかりと支援をしていくことが重要だと

考えております。

こうした考え方に基づいて協力をしていくのが、我が国の原子力安全に貢献する立場だと考えております。

我が国の原子力安全に貢献する立場だと考えております。

十月六日まで、有効回収数が千八百四十八人、回収率は六一・六%、そして、調査員による個別面接でアンケートを聴取したということになつておられます。目的は、北方領土問題に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とするということになります。

まず、この調査について、内容の概要及びその結果について、まだ、それらの結果から注目する点などについて、初めに伺いたいと思います。

○山本政府参考人 私どもといたしましては、北

方領土問題に関する特別世論調査の概要といふ

問題だというわけで、そういうことで、トルコ

への原発輸出なんかを進めるということは絶対あつてはならない。直ちにやめるべきだと思います。

まず、この調査について、内容の概要及びその

結果について、まだ、それらの結果から注目する

点などについて、初めに伺いたいと思います。

○山本政府参考人 私どもといたしましては、北

方領土問題に関する特別世論調査の概要といふ

問題だというわけで、そういうことで、トルコ

への原発輸出なんかを進めることは絶対

あつてはならない。直ちにやめるべきだと思います。

まず、この調査について、内容の概要及びその

結果について、まだ、それらの結果から注目する

点などについて、初めに伺いたいと思います。

○山本政府参考人 私どもといたしましては、北

方領土問題に関する特別世論調査の概要といふ

問題だというわけで、そういうことで、トルコ

への原発輸出なんかを進めることは絶対

あつてはならない。直ちにやめるべきだと思います。

まず、この調査について、内容の概要及びその

結果について、まだ、それらの結果から注目する特別世論調査について、まずお伺いいたしました。これは、平成二十五年十一月七日に内閣府政府広報室から公表されているものですが、調査対象が、全国二十歳以上の日本国籍を有する者三千人、調査時期は、平成二十五年九月二十六日から二十七日まで、有効回収数が千八百四十八人、回収率は六一・六%、そして、調査員による個別面接でアンケートを聴取したということになつておられます。目的は、北方領土問題に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とするということになります。

まず、この調査について、内容の概要及びその結果について、まだ、それらの結果から注目する点などについて、初めに伺いたいと思います。

○山本政府参考人 私どもといたしましては、北

方領土問題に関する特別世論調査の概要といふ

問題だというわけで、そういうことで、トルコ

への原発輸出なんかを進めることは絶対

あつてはならない。直ちにやめるべきだと思います。

まず、この調査について、内容の概要及びその

結果について、まだ、それらの結果から注目する

点などについて、初めに伺いたいと思います。

○山本政府参考人 私どもといたしましては、北

方領土問題に関する特別世論調査の概要といふ

問題だというわけで、そういうことで、トルコ

への原発輸出なんかを進めることは絶対

あつてはならない。直ちにやめるべきだと思います。

まず、この調査について、内容の概要及びその

結果について、まだ、それらの結果から注目する

点などについて、初めに伺いたいと思います。

○山本政府参考人 私どもといたしましては、北

方領土問題に関する特別世論調査の概要といふ

問題だというわけで、そういうことで、トルコ

への原発輸出なんかを進めることは絶対

あつてはならない。直ちにやめるべきだと思います。

まず、この調査について、内容の概要及びその

結果について、まだ、それらの結果から注目する

点などについて、初めに伺いたいと思います。

きますと、残念ながら、参加意欲のない者が六割近く、五九・五%というような数字もございます。ただ一方では、全体の三分の一、三三%の方に生かしてまいりたいということを考えています。

また、今回の調査の中では、北方領土問題を何で知ったのかということも聞いております。テレビ、ラジオというのが九一・三%、新聞が七〇・七%ということですから、日常生活の中でそういう目に触れやすい媒体で認知した方が多いということですから、その辺も踏まえて今後取り組んでいく必要があると考えております。

また、若い世代を運動に取り込んでいくことが大きな課題なのでござりますけれども、若い世代の運動への参加促進の取り組みに何が必要かということを複数回答で聞いております。

それによりますと、北方領土問題に関する学校教育の充実というのが五七・八%、テレビ番組や新聞報道などの充実というのが五一・四%、インターネットなどの若い世代向けの媒体を用いた広報啓発の充実というのが四五%、それから、今回新設した項目ですが、SNSを用いた広報啓発というのも三三%というような数字になつておりますと、北方領土教育の充実、そして若者世代のコミュニケーションツールを活用した効果的な啓発の充実化とか多様化、こういうことを今後やらなきやいけないのかなどいうふうに考えていくところです。

○玉城委員　ありがとうございます。

さまである調査によつて、できれば毎年やって、調査をやつてること自体も広報することによって、認知度はさらに広がっていくのではないのかとも考えられるわけですね。

大臣、所見についてお伺いしたいと思います。

今の調査について、いろいろ、いい数字があつたり、あるいはもう少し頑張らねばならないとい

う数字があつたりするんですが、この調査を受けたの國の施策について、今後どのように取り組んでいくべきかということについてぜひお答えいただければと思います。

○岸田国務大臣　北方領土に関する世論調査については、こうした結果をしっかりと受けとめ、しっかりと分析し、そして今後の施策の参考にさせていただかなればならないと思います。

外交を進めるに当たつて、国民の理解というものは大変重要な認識をいたします。こうした理解を得ながら外交の結果を出していく、こうした姿勢は重要なだと考えております。ぜひ、こうした國民の理解を得ながら、この北方領土問題、平和条約締結問題に向けて具体的な結果を出すべく努力をしていただきたいと考えます。

○玉城委員　北方領土の問題、調査からいろいろな方向が出てきて、それがまた國の施策に反映されるということが、我々も、その努力を惜しまず取り組まねばならないということに関しては一致すると思います。

先般、実は、北方領土返還要求北海道・東北国民大会の大会決議と要請を国会内でお受け取りいたしました。決議は八月二十三日の大会決議ですが、強制的に北方四島から追い出された約一万七千名余の元島民は、帰ることのできないふるさとが行われたり、あるいは国際社会の中で日本の外交にどういうふうなことが求められるかというふうなことも、広く子供たちの成長に資するものが大変大きいと思います。

そこで、この要望の中にあります教育の拡充と啓発活動の促進について、その取り組みについて見解をお伺いしたいと思います。

○山本政府参考人　お答え申上げます。

私ども内閣府としては、今、玉城先生の御指摘の要望事項は大変重要なと思っておりまして、引き続きその点に重点を置いて取り組みたいと考えております。

その大会決議の中で、北方領土返還要求運動の源であり、國民一人一人の領土返還を求める思いが込められた返還要求署名が八千五百万人を超えているというふうな御報告もいただいています。

その大会決議の中に、北方四島の一括返還の実現、それから国内世論の高揚と結集、国際世論の喚起促進、さらには北方四島交流事業の円滑な推進や、北方四島周辺水域における安全操業を確保することなどがある中に、先ほども調査結

果のところでも述べられておりましたけれども、「北方領土教育の拡充強化と青少年に対する啓発活動の促進を図ること」というのが実は大会決議に纏り込まれています。

先ほども、その啓蒙、啓発については取り組んでいるという現況についていろいろとお伺いをしましたが、こういうふうに大会の要望にも挙げられておりまし、また、先ほどの北方領土問題に関する世論調査の中では、北方領土問題に対する正しい理解と認識を持たせるため、特に学校教育の充実ということは、平成二十年十月の調査の五五・八%から平成二十五年十月は五七・八%と、約二%上昇しているんですね。

ということは、やはり、学校教育の中において丁寧に、子供たちそれぞれの年代、年齢に応じた教育にしっかりと取り組んでいくことが、子供たちの北方領土問題に関する本質的な学級での話し合いで行われたり、あるいは国際社会の中で日本の外交にどういうふうなことが求められるかというふうなことも、広く子供たちの成長に資するものが大変大きいと思います。

そこで、この要望の中にあります教育の拡充と啓発活動の促進について、その取り組みについて見解をお伺いしたいと思います。

○玉城委員　ありがとうございます。

領土問題については、言うまでもありませんが、例えば竹島の問題、尖閣の問題等々、私は、日本の歴史教育の中では、割と昔のことはよく勉強するんですけども、近世代の流れについて、もう少し丁寧に学校教育の中でも、これはもう外務省さんのみならず、各省庁が横断的に、その國民教育についてはしっかりと取り組んでいただきたいなという思いを日々から持っておりますので、ぜひ、この調査の成果、それから國民大会の要望などもしっかりと踏まえていただければということで、教育に関して質問させていただきました。

さて、大臣、日口首脳会談などについてぜひお聞かせいただきたいと思います。

せんべつて十一月は、日口初の2プラス2も開催され、安保の協力強化でも一致したというふうなこともありますし、本当に、近年やや冷え込んでいる日中関係と比較するのほ少し問題があるのかもしれませんですが、やはりロシアとの関係は、エネルギー交渉等々を含めて、北方領土問題だけではなく、その成果は大きいものがあると思ひます。

また、その一環で、平成十九年度からは、北方

そこで、お伺いいたします。この日口会談の内容、及びその中でも重点になるようなこと、それはどのようなことが挙げられます。そして、どうか、ぜひ見解をお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕

○岸田国務大臣 日口両国の関係ですが、四月にまず安倍総理がロシアを訪問しました。それから半年間の間に四回首脳会談が開催されるなど、テンポよく首脳間の政治対話が進んでいると認識をしております。

そして、四月の首脳会談ですが、その際に、安倍総理とブーチン大統領との間で、平和条約締結問題、安全保障、経済、人的交流など幅広い分野で議論を行い、そして共同声明も採択いたしました。この四月の訪問は、今後の日口関係に新たな弾みと長期的方向性を与えることになつたと認識をしています。

そして、この首脳会談後、G8ロッタクアーン・サミット、そしてG20サンクトペテルブルク・サミット及びパリにおけるAPEC首脳会議、こうした際に首脳会談を行ってきました。四月のこの会談の成果を踏まえて、フォローアップする形で幅広い分野での議論を積み重ねてきた、こういった内容、次第であります。

○玉城委員 この間、やはり、北方領土問題にかかるわらず、平和条約など、さまざまな広い対話の促進というものが求められるということは、国民にとっては大変明るい話題といいますか、明るいニュースになると思います。

そこで、通告は出していないんですが、2プラス2の大蔵の印象といいますか見解についても言ぜひお伺いしたいと思います。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

○岸田国務大臣 今月、十一月の初めですが、日口の2プラス2、外務、防衛閣僚の会談ですが、歴史上初めて日口の間で開催されました。外交、安全保障分野における両国の信頼関係を高める、

意思疎通を図るという意味で、大変意義ある会議だつたと認識をしております。

先ほど申し上げましたように、四月の首脳会談におきましても、平和条約締結問題ももちろん重要な課題でありましたが、それ以外にも、経済ですか的交流、幅広い分野で両国間の関係をレベルアップしていくこう、こういった点で一致をしたわけであります。この幅広い分野の大切な分野の一つとして、安全保障の分野、外交の分野があると認識をしております。この幅広い分野における両国間の関係推進という中につけて、大変重要な分野、外交、安全保障の分野においても、2プラス2を通じて両国間の関係が進展したと認識をしております。

○玉城委員 通告はしておりませんでしたが、ありがとうございました。岸田大臣ならではの、丁寧かつ重層的といいますか、いろいろな方面での交渉も交えた外交にぜひ取り組んでいただけますようお願いを申し上げたいと思います。

では、続いて普天間飛行場の代替建設事業についてお伺いいたします。

実は、先般、沖縄県名護市長から十一月二十二日付で沖縄県に提出された公有水面埋立承認申請書に関する名護市長の意見というものが、全二十三ページにわたって県の方に届けられています。

市長の思いといいますか、多くの市民の声に応えるような形で取り組んだものなんですが、その市長の思いの中には、市民生活への影響について行政組織として調査するとともに、市民の声を直接聴取した、そしてこれらを総合的に判断した結果、新たな負担を強いる基地の建設を認めるわけにはいかないということを確信したというふうに述べています。

〔普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立について、事業者である国は「環境保全への配慮は適正であり、環境保全の基準又は目標との整合性も図られていると判断した」としていますが、環境保全に重大な問題があり、沖縄県知事

意見における指摘のとおり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能であると考え、本事業の実施については強く反対いたします。」という大変厳しい意見がここに述べられています。

○岸田国務大臣 まず、普天間飛行場につきましては、固定化は絶対に避けなければならないと考へています。普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編を現行の日米合意に従つて進めつつ、沖縄の負担軽減を図つていくというのが政府の立場であります。

そして、この問題について、沖縄においてさまざまなお見があるということは十分承知しておりますが、政府としましては、引き続き、沖縄の皆様に政府の考え方を丁寧に説明し、理解を求めていきたいと考えております。

そして、御指摘の名護市長の意見書については、これから沖縄県に対しても正式に回答がされるものであると承知をしております。そして、名護市からまだ直接お話を伺っているものではありませんが、ただ、御指摘の自然環境につきましては、十分に配慮していく必要がある大切な課題だと思います。

ぜひ、引き続きまして、丁寧な説明を行い、理解を求めるべく、政府としては努力をしていきたないと考えております。

○玉城委員 では、続いて国交省にお伺いしたいと思います。

この意見書では、公有水面埋め立てにおける根拠法の四条に抵触するなどの意見が付されております。それに加えて、十一月二十一日の沖縄タイムスに沖縄大学の桜井国俊教授のコメントが載っています。先生は環境学の専門でもいらっしゃいますが、「公有水面埋立法は、その第四条において、埋め立て申請が①国土利用上適正かつ合理的でない場合②環境保全および災害防止に十分配慮していない場合③土地利用や環境保全に関する国・県・市の法に基づく諸計画にそむく場合」、そのいずれの場合であつても知事は免許を与えてはならない」とされているんですね。

当然、この中には、二十三ページにわたつて、先ほど大臣からもありましたとおり、環境の問題等いろいろあるんですけど、根拠法に照らしても、この埋め立てに関しては、免許を与えてはならない要件に合致するというふうに言われております。

これについて国交省としてはどのように取り扱うことになるのかについて、見解をお聞かせください。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

公有水面埋め立ての免許の権限は、国の所有に属する水面を埋め立てるものであり、本来国の権限でございますけれども、地方の事務に精通していることにより、都道府県知事に法定受託事務として行わせているものでございます。したがいまして、同法に基づき、都道府県知事が承認の可否を判断するというふうに考えております。

○玉城委員 では、続いて環境省にお伺いいたします。

環境省に関する部分も、当然ですが、この海域、区域は、本当に、沖縄の中でも生物多様性の宝庫と言われているところです。

自然環境保全への影響については、海草藻場について、ジユゴンの生息環境の保全措置について、サンゴ類の生息環境の保全措置について、それからウミガメの生息環境の保全措置についてなど、幅広いその問題が指摘されています。そして、ここには、生物多様性国家戦略において、

二〇一二年から二〇二〇年までの目標や望ましいイメージとして、沿岸地域においてはさまざまな生物が生息しているということが挙げられているんですね。

そういうことについて、環境省にお伺いいたし

万国郵便連合一般規則(一千十一年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び
万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
万国郵便連合一般規則(一千十一年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万
国郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求
める。

理由

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項
についての所要の変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するもの
である。我が国がこれら文書を締結することは、引き続き万国郵便連合の加盟国として活動し、及
び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。よって、これらの文書を締結することと
いたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

万国郵便連合一般規則(一千十一年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万
国郵便連合憲章第二十二条の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用がある」
とを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営

第一節 大会議

第一百一条 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。

2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自國を代表
させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表团に自國を代表させることができる。ただし、
一の代表团は、自國のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催す

ることのできないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた

国と合意の上指定することができる。

4 招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則とし
て確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国
際事務局長の仲介によつて送付することができる。

5 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、

かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をと
る。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

6 臨時大会議の開催地は、その開催を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

7 2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

第一百二条 大会議における投票権

1 加盟国は、第百四十九条に定める制裁が適用される場合を除くほか、一の票を有する。

第一百三条 大会議の権限

1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。

1.1 万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的な政策を決定
すること。

1.2 万国郵便連合憲章第二十九条及びこの一般規則第百三十八条の規定に従つて加盟国及び両理事会から
提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合に
は採択すること。

1.3 連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4 大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5 管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百
十一条、第百十七条及び第百一十五条の規定に従つてそれぞれ提出した包括的な報告書を検討するこ
と。

1.6 連合の戦略を採択すること。

1.7 万国郵便連合憲章第二十二条の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.8 管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を選出すること。
1.9 國際事務局長及び國際事務局次長を選出すること。
1.10 ドイツ語、中國語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によつて定めること。

2 大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第一百四条 大会議内部規則

- 1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。
- 2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従つて改正することができる。

第一百五条 連合の機関のオブザーバー

- 1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。
 - 1.1 國際連合の代表者
 - 1.2 限定連合
 - 1.3 諸問委員会の委員
 - 1.4 大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体
- 2 次の者は、第百七条¹²の規定に従つて管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。
 - 2.1 國際連合の専門機関及び他の政府間機関
 - 2.2 國際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。理事国の中でも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によつて選出されるることはできない。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が公平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の中でも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によつて選出されるとはできない。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していないなければならない。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

第一百七条 管理理事会の権限

- 1 管理理事会は、次の権限を有する。
 - 1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつゝ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。
 - 1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。
 - 1.3 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された万国郵便連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。
 - 1.4 の規定に従い、万国郵便連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。
 - 1.5 やむを得ない場合には、第百四十五条³から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めう。

第二節 管理理事会

第一百六条 管理理事会の構成及び運営

- 1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

る」と。

1.6 請求があった場合には、第一百五十条⁶に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認める」と。

1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認める」と。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

1.10 郵便業務理事会と協議の上、第一百五条¹に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定する」と。

1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査し、及び承認すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてのべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12 郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者（大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出す）が連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。）を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第百一条³に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 第百一条³に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これら の加盟国に指定に当たつては、加盟国の衡平な地理的配分ができる限り考慮する。

1.15.2 詮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.16 國際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間ににおいて加盟国が請求する研究を行つことが適當であるか否かについて決定する。

1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十条の規定に従つて加盟国に対し、その承認を得るために提出する。

1.20 第百十三条⁶の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

1.22 詮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに詮問委員会の勧告を大会議に提出するため検討すること。

1.23 国際事務局の活動を監督すること。

1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに關する意見書を提出すること。

1.25 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入る原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

1.28 次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを受け認する」と。

1.29 詮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第一百一十二条の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。

1.30 詮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従つて委員となるための申請を承認し、又は承認しない」と。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な手続

を通じて申請に対する取扱いが行われることを確保する。

連合の財政規則を定めること。

予備基金の管理規則を定めること。

特別基金の管理規則を定めること。

特別活動基金の管理規則を定めること。

任意基金の管理規則を定めること。

職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

福祉基金規則を定めること。

第百五十二条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行ふこと。

第一百八条 管理理事会の会期の開催

管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

2 管理理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。

3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長及び副議長は、運営委員会を構成する。

運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

5 諸問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

第一百九条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

2 原則

2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体」との参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第一百十条 旅行の費用の償還

1 管理理事会の会合に参加する各理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会、作業部会その他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会、作業部会その他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

第一百十一条 管理理事会の活動に関する情報

- 1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。
- 2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第三節 郵便業務理事会

第一百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営

- 1 郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行ふ。
- 2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国である加盟国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の中なくとも三分の一は、大會議の際に交代する。
- 3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、連合の文書に規定する業務の提供について責任を有していかなければならない。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。
- 4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。

第一百十三条 郵便業務理事会の権限

- 1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。
 - 1.1 國際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。
 - 1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、國際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。
 - 1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。
 - 1.4 郵便業務に關係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野における加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。
 - 1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6

郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7

諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に關係する場合に是諮問委員会の勧告を大会議に提出するため検討し、及び意見を付すること。

1.8

諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.9

財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、商業上、技術上、經濟上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

1.10

大会議に提出する戦略案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

1.11

加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に關係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.12

開発途上にある新たな国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務上のニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13

大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。

1.14

緊急の必要がある場合には、郵便業務理事会は、他の会期においてその施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に關する管理理事会の指針に従う。

1.15

議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十条の規定に従つて加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合は、同理事会の承認を必要とする。

1.16

いずれかの加盟国が第百三十九条の規定に従つて国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国に請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国に承認を得るために当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附屬として当該意見書を添付させること。

1.17

必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.18

技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟

	<p>国及びその指定された事業体に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。</p> <p>1.18 第百五十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。</p>
1.19	<p>利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。</p>
1.20	<p>第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催</p> <p>1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国、一の副議長国及び各委員会の議長国を選出し、及びその内部規則を定める。</p> <p>2 郵便業務理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が管理理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。</p> <p>3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任務を行う。</p> <p>4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略（特に連合の常設機関の戦略に関する部分）に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。</p> <p>5 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。</p>
1.21	<p>第百十五条 オブザーバー</p> <p>1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。</p> <p>1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。</p>
2	<p>2.1 原則</p> <p>郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができない。</p> <p>2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。</p> <p>2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。</p>
1.22	<p>第百十六条 旅行の費用の償還</p> <p>1 郵便業務理事会に参加する加盟国の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において恵まれていない国とみなされる加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。</p>
1.23	<p>第百十七条 郵便業務理事会の活動に関する情報</p> <p>1 郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。</p> <p>2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。</p>

- 3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書（第百五十二条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む。）を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第四節 諮問委員会

第一百十八条 諮問委員会の役割

- 1 諮問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的とする。

第一百十九条 諮問委員会の構成

- 1 諮問委員会は、次のものから成る。

- 1.1 利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野への物品及び業務の提供者を代表する非政

府機関その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに关心を有する企業。このような非政府機関、組織及び企業が登録される場合には、いざれかの加盟国において登録されていなければならない。

- 1.2 管理理事会が自己の理事国の中から指定する委員

- 1.3 郵便業務理事会が自己の理事国の中から指定する委員

- 2 諮問委員会の運営費は、管理理事会の定める方法により、連合及び同委員会の委員が分担する。

- 3 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第一百二十条 諮問委員会への参加

- 1 管理理事会及び郵便業務理事会が指定した委員を除くほか、諮問委員会への参加は、管理理事会が定め

- る申請及び承認の手続であつて第百七条³⁰の規定に従つて行われるものによつて決定される。

- 2 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

第一百二十二条 諮問委員会の権限

- 1 諮問委員会は、次の権限を有する。

- 1.1 管理理事会及び郵便業務理事会の書類及び報告書を検討する」と。会合又は書類の対象となつている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及

び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

- 1.2 諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対し貢献する」と。

1.3 郵便業務分野に関する問題を検討し、及び「のような問題に関する報告書を提出する」と。

- 1.4 管理理事会及び郵便業務理事会の活動に貢献すること（特に、報告書及び勧告を提出し、並びにこれらの理事会の要請により意見を述べること）。

- 1.5 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に対し勧告を行うこと。

第一百二十三条 諮問委員会の組織

- 1 諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従つて、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

- 2 諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。

- 3 諮問委員会は、一年に一回会合する。会合は、原則として、郵便業務理事会の会期中に連合の所在地において開催される。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。

第一百二十三条 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

- 1 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することができる。

第一百二十三条 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

- 1 諮問委員会の委員は、第百五条の規定に従い管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に招請される。また、諮問委員会の委員は、第百九条²及び第百十五条²の規定に従いプロジェクト・チーム及び作業部会の活動に参加することができる。

- 3 管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に關係

のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

第一百一十四条 諸問委員会のオブザーバー

1 諸問委員会の委員でない連合の加盟国、第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諸問委員会の会合に参加することができる。

2 諸問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体」との参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

3 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これら者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第一百一十五条 諸問委員会の活動に関する情報

1 諸問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。

2 諸問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成し、その写しを郵便業務理事会に送付する。当該年次報告書は、第百十一條の規定に従つて加盟国、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事会の書類に含める。

3 諸問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第二章 國際事務局

第一節 國際事務局長及び國際事務局次長の選挙及び権限

第一百一十六条 國際事務局長及び國際事務局次長の選挙

1 國際事務局長及び國際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任

期は、四年を下回らないものとし、一回に限つて更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局長は、大会議の開会の七箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについて記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によつて行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

3 国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によつて更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局長及び国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第一百一十七条 國際事務局長の権限

1 國際事務局次長が欠けた場合には、国際事務局長は、国際事務局の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

2 職の分類、任命及び昇級に関し、
2.1 國際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括し、並びにこれを法的に代表する。
2.2 國際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦した当該加盟国
国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場

合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D2の等級の職は、国

際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。

2.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

2.4 国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

2.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。

2.6 国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

3 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。

3.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

3.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

3.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

3.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

3.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対して、意見及び議案を提出すること。

3.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従つて、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

3.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する戦略案を作成

すること。

3.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて次回の大会議に提出されるものを作成すること。

3.11 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

3.12 万国郵便連合と限定連合との間

3.13 万国郵便連合と国際連合との間

3.14 万国郵便連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.15 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.16 連合の機関の活動の準備及び組織
書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布
連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.17 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができること。

3.18 第百二十八条 国際事務局次長の権限
1 國際事務局次長は、国際事務局長を補佐するものとし、国際事務局長に対して責任を負う。
2 國際事務局長が不在であり、又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、国際事務局次長が行使する。第二百二十六条3に規定する国際事務局長が欠けた場合も、同様とする。

第一節 連合の機関及び諮問委員会の事務局
第一百一十九条 総則
1 國際事務局は、国際事務局長の責任の下に、連合の機関及び諮問委員会の事務局の事務を行う。
第百三十条 連合の機関の書類の準備及び配布
1 國際事務局は、各会期の際に発行される全ての書類を準備するものとし、万国郵便連合のウェブサイト

上で利用可能とする。国際事務局は、また、特に設けられた効率的なシステムを用いて、新たな電子的な書類の発行についても万国郵便連合のウェブサイト上で通知する。

第一百三十二条 加盟国の表

1 国際事務局は、加盟国の分担等級、加盟国の属する地理的集団及び加盟国による連合の文書の締結状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に最新のものとする。

第一百三十三条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があつたときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によつて同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従つて自己の任務を遂行するために加盟国又はその指定された事業体から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

第一百三十四条 技術協力

1 国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を図ることを任務とする。

第一百三十五条 国際事務局の供給する証票

1 国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する加盟国及びその指定された事業体に対して実費で供給することを任務とする。

第一百三十六条 限定連合の文書及び特別取極

1 万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

第一百三十七条 連合の活動に関する年次報告書

1 国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

第一百三十八条 大会議への議案の提出の手続

1 国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び国際連合に送付する。

第三章 議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生

1 加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

1.1 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。

1.3 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければなら

ない。

2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するため、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4 編集上の議案には、「これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第一百三十九条 大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の提出の手続

1 いづれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関する議案を提出する場合は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国との支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。

2 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。

第一百四十条 大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手續に付する。
いづれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与える。修正は、認められない。この二箇月の期間が経過した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。二箇月の期間内に賛否を

通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回覈の日付の日から起算する。

2 議案がいづれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

第一百四十二条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

1 万国郵便条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則は、大会議の行う決定に基づき、郵便業務理事会が作成する。

2 万国郵便条約又は郵便送金業務に関する約定について提案された改正に伴う議案は、関係する大会議の議案とともに国際事務局に同時に提出されるものとし、他の加盟国が支持なしに、一つの加盟国が提出することができる。当該議案は、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに全ての加盟国に送付される。

3 大会議の終了後六箇月以内に新たな施行規則を作成するために郵便業務理事会が審査する施行規則に関するその他の議案は、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに国際事務局に提出される。

4 大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案であつて、加盟国により提出されるものは、遅くとも郵便業務理事会の開会の二箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。当該議案は、遅くとも同理事会の開会の一箇月前までに全ての加盟国及びその指定された事業体に送付される。

第一百四十二条 郵便業務理事会による施行規則の改正

1 施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

2 施行規則を改正する議案は、他の加盟国による支持を必要としない。

3 この条に規定する議案は、郵便業務理事会が緊急の必要があると認める場合にのみ、同理事会による審査の対象とされる。

第一百四十三条 大会議から大会議までの間に採択された決定の通報

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によつて確定される。

2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に通報する。万国郵便条約第三十八条^{3.2}及び約定の条項であつて同条約第三十八条^{3.2}に相当

するものに定める規定の解釈についても、同様とする。

第一百四十四条 施行規則及び大會議から大會議までの間に採択された決定の効力発生

1 施行規則は、大會議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、大會議から大會議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第四章 財政

第一百四十五条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、一千十三年から一千六年までの各年につき三千七百一十三万五千スイス・フランを超過してはならない。

2 次回の大會議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大會議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期するとのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認める」とができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過する」ことができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第一百四十六条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめを生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

め、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年六パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の中の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行なうことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

6 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

第一百四十七条 資金の不足

1 資金の不足を補うために連合に予備基金を設ける。その額は、管理理事会が定める。同基金は、主として予算の剩余金によって維持される。同基金は、予算の收支を合わせるため又は加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

2 連合の一時的な資金不足の場合には、スイス連邦政府は、合意によつて定める条件に従い、連合に対し必要な短期の立替払を行う。

第一百四十八条 出納事務及び会計事務の監督

1 スイス連邦政府は、大會議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬

で監査する。

第一百四十九条 自動的制裁

1 第百四十六条3に規定する譲渡を行うことができない加盟国であつて、国際事務局が提案した同条4の規定に基づく償還計画の提出に同意せず、又は償還計画を実施しないものは、大会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会の会合における投票権を自動的に失うものとし、当該各理事会の理事国となる資格も失う。

2 連合に対して負う分担金の滞納に関し、関係する加盟国が未払の元金及び利子全額を支払ったとき又は滞納分の償還計画を提出することに同意したときは、自動的制裁は、当然につつ直ちに解除される。

第一百五十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

五〇単位等級

四五単位等級

四〇単位等級

三五単位等級

三〇単位等級

二五単位等級

二〇単位等級

一五単位等級

一〇単位等級

五単位等級

三単位等級

一単位等級

一分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が指定する国たるもの）

2 いづれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、その加盟国が属する分担等級に相当する分担単位数よりも大きい分担単位数の提出を選定することができる。このようなる変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会

議から大会議までの期間が満了した時点において、その加盟国は、当該加盟国がより大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十二条4に定める手続に従つて1に規定する分担等級のいずれかに属する。

4 加盟国は、その後、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に変更の要請を送付することを条件として、より低い分担等級を選定することができる。大会議は、分担等級の変更に係るこれらの要請について、拘束力のない見解を示す。要請を送付した加盟国は、当該見解に従うか否かについて自由に決定することができる。当該加盟国最終的な決定は、大会議終了前に国際事務局に伝達されるものとする。変更に係る要請は、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。定められた期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかつた加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。

5 加盟国は、一度に一段階以上低い分担等級への変更を要求することができない。

6 國際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従つた分担金を維持することができなくなつたことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国との請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であつて後発開発途上国に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができる。

7 6の規定による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限つて、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

8 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第一百五十二条 国際事務局の供給する物品についての支払

1 国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

第一百五十二条 利用者の資金提供による補助機関の組織

- 1 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、万国郵便連合憲章第十八条に規定する自己の権限の範囲内における業務上、営業上、技術上及び経済上の活動であつて通常予算によつて賄うことができないものを行うため、利用者の資金提供による補助機関（その資金提供は任意とする。）を設立することができる。
- 2 郵便業務理事会は、同理事会の下に1に規定する補助機関を設立する場合には、政府間機関としての連合の基本的な規則及び原則を十分に考慮しつつ当該補助機関の規則が準拠する枠組みを決定し、承認を得るために管理理事会に提出する。当該枠組みには、次の要素を含む。
 - 1 任務
 - 2.1 構成（当該補助機関の構成員の分類を含む。）
 - 2.2 構成（当該補助機関の構成員の分類を含む。）
 - 2.3 意思決定についての規則（当該補助機関の内部構造及び当該補助機関と万国郵便連合の他の機関との関係を含む。）
 - 2.4 投票及び代表についての原則
 - 2.5 財政（出資、利用料等）
 - 2.6 事務局の構成及び運営上の構造
- 3 利用者の資金提供による補助機関は、2に規定する枠組みであつて、郵便業務理事会が決定し、管理理事会が承認するものの中で自律的に活動するものとし、承認を得るために郵便業務理事会に提出する自己の活動に関する年次報告書を作成する。
- 4 管理理事会は、利用者の資金提供による補助機関が通常予算に払い込むべき経費に関する規則を作成し、連合の財政規則において公表する。
- 5 国際事務局長は、管理理事会によって承認され、及び利用者の資金提供による補助機関のために雇用する職員に適用される職員規則に基づき、当該補助機関の事務局を管理する。当該補助機関の事務局は、国際事務局の不可分の一部を成す。
- 6 この条の規定に従つて設立される利用者の資金提供による補助機関に関する情報は、その設立の後に大會議に報告される。

第五章 仲裁

第一百五十三条 仲裁手続

- 1 仲裁によつて解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となつてゐる事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。
- 2 紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従つて行動することを要請し、及び権限を委任することができる。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下の条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。
- 3 係争当事者は、一又は三の仲裁者を指定することを選択する。
- 4 係争当事者が三の仲裁者を指定することを選択する場合には、各当事者は、係争に直接の利害関係を有しておらず、仲裁者として行動する加盟国又は2の規定に従つて仲裁者として行動する指定された事業体を選定する。二以上の加盟国又は指定された事業体が提携する場合には、これらの加盟国又は指定された事業体は、この条の規定の適用上、单一の当事者とみなす。
- 5 当事者が三の仲裁者を指定することを合意する場合には、第三の仲裁者については、当事者間の共同の合意により指定されるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。
- 6 いづれかの約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。
- 7 係争当事者は、合意により單一の仲裁者を指定することができるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。
- 8 国際事務局は、仲裁手続の開始の通知が行われた日から三箇月以内に一方又は双方の係争当事者が仲裁者を指定しない場合において、要請が行われたときは、仲裁者を指定しない加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。同事務局は、双方の当事者が要請を行わない限り、審議に参加しない。
- 9 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者によつて裁定が言い渡される前のいかなる時においても、紛議を解決することを共同して合意することができる。当事者は、紛議を解決する決定の後十日以内に国際事務局に対して仲裁手続の取下げを書面により通報しなければならない。当事者が仲裁手続の取下げを合意し

た場合には、一又は二以上の仲裁者は、その紛議を裁定する権限を失う。

10 一又は二以上の仲裁者は、提供された事実及び情報に基づいて紛議の裁定を行う。紛議に係る全ての事項は、当事者及び一又は二以上の仲裁者に通報されなければならない。

11 一又は二以上の仲裁者は、投票の過半数による議決を行うものとし、当該裁定は、仲裁手続の開始の通知が行われた日の後六箇月以内に国際事務局及び当事者に通知される。

12 仲裁手続は秘密とされ、紛議についての簡潔な説明及び裁定のみが、当該裁定が当事者に通知された後十日以内に国際事務局に書面により通報される。

13 一又は二以上の仲裁者による裁定は、最終的なものとし、全ての当事者を拘束し、及び上訴を許さない。

14 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者による裁定を遅滞なく実施する。加盟国が仲裁手続に関与し、及び当該仲裁手続に従う権限を自国の指定された事業体に委任する場合には、当該加盟国は、当該指定された事業体が一又は二以上の仲裁者による裁定を実施することを確保する責任を負う。

第八章 連合内で使用する言語

第一百五十四条 國際事務局の業務用言語

1 國際事務局の業務用言語は、フランス語及び英語とする。

第一百五十五条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する全ての費用を負担することを条件として、使用することができる。

2 公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。

3 書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によって構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によつて発行する。

4 国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国又はその指定された事業体と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局

が翻訳業務を有する言語のいずれによつても行うことができる。

6 いづれかの言語への翻訳の費用（5の規定の適用から生ずる費用を含む。）は、当該言語の使用を請求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用する加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他の全ての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によつて定める。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国間で他の分担基準によつて分担することができる。ただし、関係加盟国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代弁者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 國際事務局は、加盟国が言語の選択を変更する」とを請求する場合には、一定の期間（二年を超えないものとする。）の後にこれに応する。

第九章 連合の機関における審議の際には、通訳施設（電子装置の有無を問わない。）により、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語及びアラビア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によつて行う。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設（電子装置の有無を問わない。）により、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語及びアラビア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主

10 連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られる

11 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によつて行う。

12 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主

13 加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。

第七章 最終規定

第一百五十六条 一の一般規則に関する議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を

出している加盟国であつて投票権を有するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、投票権を有する加盟国の三分の二以上が出席していなければならぬ。

第一百五十七条 國際連合との協定に関する議案

1 前条に定める承認の条件は、万國郵便連合と國際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、関係する協定において改正の条件についての定めがない場合に限る。

第一百五十八条 この一般規則の改正、効力発生及び有効期間

1 大会議が採択した改正は、追加議定書の対象となり、その大会議において反対の決定がされない限り、

その大会議において更新された文書と同時に効力を生ずる。

2 この一般規則は、二千十四年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、國際事務局長に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。万國郵便連合國際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。

万國郵便条約

万國郵便連合加盟国(の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万國郵便連合憲章第二十二条の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条の規定の適用があることを条件として、國際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた)。

第一部 國際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 定義

1 この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1 「小包」とは、この条約及び小包郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.2 「開袋」とは、票札を付し、かつ、封鉛又は他の方法によって封かんされた一又は二以上の郵袋その他の容器であつて、郵便物を包有するものをいう。

1.3 「線路を誤った郵袋」とは、票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。

1.4 「個人情報」とは、郵便業務の利用者を特定するために必要な情報をいう。

1.5 「誤送された郵便物」とは、一の交換局で受領した郵便物であつて、本来他の加盟国(の)交換局で受領されるべきものをいう。

1.6 「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等郵便により差し出される個々の物を意味する括的な用語をいう。

1.7 「継越料」とは、通過国(の)運送機関(指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方)が実施する陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。

1.8 「到着料」とは、差出国(の)指定された事業体が、名宛国(の)において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国(の)指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.9 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自國の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国(の)によって正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.10 「小形包装物」とは、この条約及び通常郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物

をいう。

1.11 「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国が指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.12 「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対し支払うべき報酬をいう。

1.13 「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.14 「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であつて、全ての利用者が、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

1.15 「開袋継越し」とは、名宛国に宛てて開袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。

第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自國の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

第三条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の单一の郵便地域という概念を強固にするため、全ての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるよう普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を有することを確保する。

2 1に定める目的のため、加盟国は、自國の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常の手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3 加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び實

に係る基準を尊重することを確保する。

4 加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによってその永続性が保障されることを確保する。

第四条 繰越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によつて、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2 伝染性物質又は放射性物質を有する書状の交換に参加しない加盟国は、自國の領域を経由するこれらの書状の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、通常郵便物（書状、郵便葉書及び盲人用郵便物を除く。）の開袋継越しを認めないことができる。このことは、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様とする。

3 陸路又は海路によつて送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の中においてのみ保障される。

4 航空小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。

5 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。

第五条 郵便物の所属、取戻し、宛名の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送

1 郵便物は、差出国又は名宛国の法令及び第十八条2.1.又は3の規定が適用される場合には継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に所属する。

2 郵便物の差出人は、郵便物を取り戻し、又はその宛名を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

3 加盟国は、その指定された事業体が配達不能の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を

変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

第六条 料金

- 1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自國の法令に応じて、加盟国又はその指定された事業体が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。
- 2 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、自國の法令に応じて、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名宛国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。
- 3 適用する料金（連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。）は、同様の性質（種類、数量、処理時間等）を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。
- 4 加盟国又はその指定された事業体は、自國の法令に応じて、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を適用することができる。
- 5 3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、加盟国又はその指定された事業体は、その定めた料金を、自國の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自國の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。加盟国又はその指定された事業体は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。
- 6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徵収してはならない。
- 7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体は、徵収した料金を取得する。

第七条 郵便料金の免除

1 原則

- 1.1 郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限つて行う。もつとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は限定連合が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物及び事務用小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の

割当料金の支払の免除について定めることができる。また、限定連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物は、郵便業務の事務用郵便物及び郵便料金を免除する。もつとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

2 捕虜及び抑留された文民

- 2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて發受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。
- 2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から發出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する

- 3.1 者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として發受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

- 2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。
- 2.5 指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

3 盲人用郵便物

- 3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けけることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

3.2 この条において、

3.2.1 「盲人」とは、自國において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は

世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。

3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。

3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、通常郵便に関する施行規則に定めるものを含む。

3.2.4 「郵便切手」という語は、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

第八条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。

2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3 料金納付又は収集のため、自國の法令に基づき、発行する加盟国又は地域において通用する。

2.4 発行する加盟国又は地域の全ての居住者が入手可能なものでなければならない。

3 郵便切手は、次のものを含む。

3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国又は地域の名称（送）

3.2 次のもので記載された額面（注）

3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号その他の識別のための特徴

4 郵便切手に描かれた國の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するペリ条約に基づいて保護される。

5 郵便切手の主題及び意匠は、

5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。

5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3 加盟国又は地域において、外國の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。

5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。

7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。国際事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。

第九条 郵便業務の保障

1 加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守し、並びに郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びに全ての関係取扱者のため、郵便業務の全ての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、特に、通報に関する万国郵便連合の技術標準に合致するものとして管理理事会及び郵便業務理事会が採択する実施規定（特に、関係する郵便物の種別及び識別の基準）に明示する郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に適合する原則を含む。この戦略には、また、加盟国及びその指定された事業体の間の閉袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。

2 國際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならず、郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにならなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとられなければならない。

第十条 持続可能な開発

1 加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動

に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な開発に関する周知を図る。

第十一條 違反行為

1 郵便物

1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行つた者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

1.1.1 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他の危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れる 것을明示的に認めていた場合は、この限りでない。

1.1.2 小児性愛又は児童ボルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

2 郵便料金納付及びその手段

2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

郵便料金納付の印影

料金計器又は印刷機による印影

国際返信切手券

2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為であつて次に掲げるものを「いふもの」とし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製

造に係る不法な行為

2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為

2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4 これらの違反行為の未遂

相互主義

3

3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第十二条 個人情報の取扱い

1 利用者の個人情報は、適用される国内法令に従い、その収集された目的のためにのみ利用することができます。

2 利用者の個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ開示される。

3 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の密密性及び保護を確保する。

4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。

第一部 通常郵便及び小包郵便に適用される規則

第一章 業務の提供

第十三条 基礎業務

1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2 通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物

2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物

2.4 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋

3 通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従つて、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類される。

4 2に定める重量制限を超える重量制限は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。

- 5 8に規定する場合を除くほか、加盟国は、更に、その指定された事業体が、この条約の定めるところにより、又は自國から発送する小包の場合においては二国間の取決めを行つた後に利用者に一層有利な他の方法により、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。
- 6 重量二十キログラムを超える重量制限は、小包郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の小包郵便について任意に適用する。
- 7 その指定された事業体が小包の運送を行つていない加盟国は、運送企業にこの条約の規定を実施させることができる。このような加盟国は、小包郵便業務を、運送企業によって運送が行われる地域から発出し、又は当該地域に宛てた小包に限定することができる。
- 8 5の規定にかかわらず、二千一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締約国でなかつた加盟国は、小包郵便業務を提供する義務を負わない。
- 第十四条 追加の業務**
- 1 通常郵便物は、前条3に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物(P)、大型郵便物(G)又は巨大郵便物(E)に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、通常郵便に関する施行規則に定める。
- 第十五条 追加の業務**
- 1 加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務の提供を確保する。
- 1.1 自國から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務
 - 1.2 自國宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務
- 2 加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間ににおいて当該業務を任意のものとして確保することができる。
- 2.1 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務
 - 2.2 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務
 - 2.3 通常郵便物及び小包に係る受取人本人への手交業務
 - 2.4 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務
- 2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務

- 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
- 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。
- 3.2 國際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。
- 3.3 書留通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自國宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自國から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。
- 4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。
- 5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。
- 5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達
- 5.2 通常郵便物の締切時刻後の差出し
- 5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し
- 5.4 差出人の住所からの取集
- 5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付
- 5.6 留置
- 5.7 重量五百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管
- 5.8 到着通知書への回答としての小包の配達
- 5.9 不可抗力による危険に対する負担
- 2.6 壊れやすい小包及び取扱困難な小包に係る業務
- 2.7 2.6の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務
- 2.8 2.7当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務

1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。

1.1 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。この業務は、EMS標準に関する多數国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。

1.2 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務

第十七条 電子郵便業務

1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。

1.1 指定された事業体が電子的な通信文及び資料を送信する電子郵便業務である電子郵便物

1.2 電子的な通信文の差しについての証明並びに認証された利用者の間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物

1.3 一又は二以上の当事者に關係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証

1.4 認証された差出人による電子的な通信文の送付並びに認証された受取人のための電子的な通信文及び資料の配達及び保管を可能とする電子郵便受箱

第十八条 引き受けられない郵便物及び禁制

1 総則

1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。

1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。

2 いづれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2.1 次の物品は、いづれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1 國際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物

2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3 偽造又は海賊版の物品

2.1.4 2.1.3 2.1.2 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差出入及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

3 爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物

3.1 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いづれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いづれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.3 引き受けることができる事がこの条約の施行規則に特別に規定されている危険物は、例外的に引き受けれる。

4 生きた動物

4.1 生きた動物は、いづれの種類の郵便物にも入れてはならない。

4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。

4.2.1 みつばち、水ひる及び蚕

4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

4.2.3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであつて公認の施設の間で交換されるるもの

4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。

4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則及び国内法令により認めら

れる場合に限る。

5 小包への通信文の包有

5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。

5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

6 硬貨、銀行券その他の貴重品

6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。

6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物

6.1.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。

6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。

6.1.3 保険付小包業務を行つての間で交換されるもの

6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。

7 印刷物及び盲人用郵便物

7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をすること及びこののような要素を有する書類を包有してはならない。

7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は常紙を同封する場合を除く。

8 誤つて引き受けられた郵便物の取扱い

8.1 誤つて引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、2.1.1、2.1.2、

3.1 及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1、3.1 及び3.2に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従つて取り扱われる。

第十九条 調査請求

1 指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出し日の翌日から起算して六箇月以内に提出されるこ

とを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。調査請求の伝達は、優先書留郵便物、EMS又は電子的手段によつて行う。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行つまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

2 調査請求は、この条約の施行規則に定める条件に従つて認められる。

3 調査請求の料金は、無料とする。ただし、EMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

第二十条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の指定された事業体及び名宛国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税關検査に付することができる。

2 税關検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通關料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通關についてのみ徵収される。

3 利用者のために郵便物の通關手続を代行するにについて許可を得た指定された事業体は、利用者の名において、又は名宛国の指定された事業体の名において、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徵収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税關で申告された全ての郵便物（関税を免除されたものを含む。）について徵収することができる。利用者は、徵収される料金について事前に適正に通知されるものとする。

4 指定された事業体は、関税その他の全ての課金を郵便物の差出人又は受取人から徵収することができ

第二十一条 軍隊との閉袋の交換

通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて交換することができる。

1
言語の構成要素とその関係

二〇一〇年

書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送指定された事業体は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

卷之二十一

及で規定する郵便物以外の郵便物につけては責任

三九集

1
同盟國の敗

卷之三

1

1 指定◎林力專美術

11

を郵便物以外の郵便物についても責任を負わなければ

第二十二条 業務の質に関する基準及び目標

加盟国又はその指定された事業体は、自国宛ての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定

1 加盟国又はそ

この指定された事業体は、自国宛ての通常

郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定

2.1
差出人は

書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の

盗取若しくは全面的損傷の場合には、通常郵便

2 書留郵便物

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、通常郵便

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失又はその内容

谷品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、通常郵便

便

第二章 責任

第二十三条 指定された事業体の責任及び賠償金

1

1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

- 3.2 差出人は、普通小包の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。
- 3.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。
- 4 保険付郵便物
- 4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（SDR）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。
- 4.2 差出人は、保険付郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。
- 5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金のみの還付を請求する権利を有する。
- 6 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を請求する権利を有する。
- 7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。
- 8 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差しのため納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が郵便業務によつて生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。
- 9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人

- が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人が同一の場合には、その放棄を要しない。
- 10 差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び普通小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体が受取人に對し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。
- 10.1 差出人の権利の受取人のための放棄
- 10.2 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の超過及び指定された事業体に対する賠償金の支払（この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。）に関するいかなる留保も、付することができない。
- 11 第二十四条 加盟国及び指定された事業体の免責
- 1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前に又は配達の際に確認された場合
- 1.2 指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。
- 1.3 取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。
- 1.4 受取人（差出元への返送の場合にあつては差出人）が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。
- 2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。
- 2.1 第十五条⁹の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合
- 2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体

が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4 郵便物が第十八条の禁制に抵触する場合

2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。

2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合

2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合

2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもつて行動した疑いがある場合

3 加盟国及び指定された事業体は、税關への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税

関検査に付される郵便物の検査の際に税關の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第二十五条 差出人の責任

1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受け条件を遵守しなかつたことにより、郵便の取扱者が被つた身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えた全ての損害について責任を負う。

2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。

3 差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4 差出人は、郵便物の引受け条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、責任を負わない。

第二十六条 賠償金の支払

1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。

2 差出人は、賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は差出人が放棄し

た場合には受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十七条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2 差出人及び受取人が、郵便物を受け取ることを放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかつた場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定された事業体の所有に帰する。

3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第三章 通常郵便に関する特別規定

第二十八条 外国における通常郵便物の差出し

1 いづれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出せる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいづれについても、区別なく適用する。

3 名宛側の指定された事業体は、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定めた

期間内に、差出人及び差出側の指定された事業体のいずれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

4 いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に応じて、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第三十一条5から11まで若しくは第三十一条8に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従つて取り扱うことができる。

第三章 换算金

第一章 通常郵便に関する特別規定

第二十九条 到着料についての総則

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいすれかの指定された事業体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C七七／二〇一二により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1 一千十年より前に目標制度に参加した国及び地域

2.2 一千三十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域

2.3 二千十四年以降に目標制度に参加する国及び地域（新たに目標制度に参加する国）

2.4 移行制度に参加している国及び地域

3 到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各國との固有の要素を考慮した補償方式に移行するまでの暫定的な措置について定めるものである。

4 内国制度の直接利用

4.1 原則として、一千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようになる。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。

4.2 一千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により一千十年より前に目標制度に参加した他の指定された事業体が利用することができるようにならなければならない。

4.3 一千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、一年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようになる。当該期間が満了した後、当該一千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができないか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。また、一千十年以降に目標制度に参加した国が指定された事業体は、一千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業体が利用することができるようにならなければならぬ。

4.4 移行制度に参加している国が指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができないことを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようになる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国が指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようになるかのいずれかを選択しなければならない。

- 5 到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条及び第三十一条に定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定める最低の補償金を下回ることはできない。
- 6 指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。
- 7 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。
- 7.1 一千四十四年については、一キログラムにつき〇・八一五SDR
- 7.2 一千五十五年については、一キログラムにつき〇・八三八SDR
- 7.3 一千六十六年については、一キログラムにつき〇・八六一SDR
- 7.4 一千七十七年については、一キログラムにつき〇・八八五SDR
- 8 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、一千四十四年については〇・六一七SDR、一千五十五年については〇・六三四SDR、一千六六年については〇・六五二SDR、一千七七年については〇・六七〇SDRとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、一千四十四年については一・二三四SDR、一千五五年については一・二六九SDR、一千六六年については一・三〇五SDR、一千七七年については一・三四一SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務が通常郵便に関する施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。
- 9 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付き識別子が付されていない書留郵便物及び保険付郵便物又は万国郵便連合の技術標準S 10に適合しないバーコード付き識別子が付された書留郵便物及び保険付郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五SDRとする。
- 10 到着料の計算においては、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、同一差出人により大量に差し出され、かつ、同一の又は別個の閉袋に包有される通常郵便物を「大量郵便物」といい、次条及び第三十一条の規定に従い、補償金が支払われる。
- 11 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

- 12 指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。
- 13 目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であつて移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、通常郵便に関する施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であつて、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。
- 14 第三十条 目標制度に参加している国の指定された事業体の間ににおける郵便物の流れに適用される到着料についての規定
- 1 通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。
- 2 目標制度における到着料率は、第十四条の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。
- 3 目標制度に参加する指定された事業体は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された閉袋を交換する。
- 4 國際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。
- 5 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、二十グラムの小型通常郵便物（P）の料金及び百七十五グラムの大型通常郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十ペーセントを基礎として計算する。
- 6 郵便業務理事会は、型ごとに区分された閉袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。
- 7 目標制度に参加した国との間の郵便物の流れについて、いざれの年において適用される料率も、前年と比較して、八十一・八グラムの通常郵便物の到着料収入において、十三ペーセントを超えて増加してはならない。

8 一千十年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

8.1 一千四年については、一通当たり〇・一九四SDR及び重量一キログラムにつき一・一九四SDR

8.2 一千五年については、一通当たり〇・一〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・三六三SDR

8.3 一千六年については、一通当たり〦・一一一SDR及び重量一キログラムにつき一・四三四SDR

8.4 一千七年については、一通当たり〦・三一一SDR及び重量一キログラムにつき一・五〇七SDR

9 一千十年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならない。

9.1 一千四年については、一通当たり〦・一〇三SDR及び重量一キログラムにつき一・五九一SDR

9.2 一千五年については、一通当たり〦・一〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・六三六SDR

9.3 一千六年については、一通当たり〦・一一五SDR及び重量一キログラムにつき一・六八二SDR

9.4 一千七年については、一通当たり〦・一二一SDR及び重量一キログラムにつき一・七二九SDR

10 一千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間並びにこのような国と一千十年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

10.1 一千四年については、一通当たり〦・一〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・六四一SDR

10.2 一千五年については、一通当たり〦・一一一SDR及び重量一キログラムにつき一・七三九SDR

10.3 一千六年については、一通当たり〦・一三五SDR及び重量一キログラムにつき一・八四三SDR

10.4 一千七年については、一通当たり〦・一四九SDR及び重量一キログラムにつき一・九五四SDR

11 一千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国との間並びにこのような国と一千十年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定める料率を下回るものであつてはならない。

12 大量郵便物を除くほか、新たに目標制度に参加する国への、このような国からの又はこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定めるものとする。

13 一千十年又はそれ以降に目標制度に参加した国との間及びこのような国と一千十年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物

の全世界の平均通数である十二・一三三通に基づき、重量一キログラムとの料率に変換する。

14 一千十年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5から9までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムとの料率の適用により設定される。

15 一千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5から10及び11に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムとの料率の適用により設定される。

16 一国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十二条 移行制度に参加している国に指定された事業体への、このような国に指定された事業体からの及びこののような国に指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 移行制度に参加している国に指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムとの料率を基礎として設定される。

2 國際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。
移行制度に参加している国への、このような国からの及びこののような国との間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

3 一千四年については、一通当たり〦・一〇三SDR及び一キログラムにつき一・五九一SDR

3.1 一千五年については、一通当たり〦・一〇九SDR及び一キログラムにつき一・六三六SDR

3.2 一千六年については、一通当たり〦・一一五SDR及び一キログラムにつき一・六八二SDR

3.3 一千七年については、一通当たり〦・一二一SDR及び一キログラムにつき一・七二九SDR

3.4 一千七年については、一通当たり〦・一二一SDR及び一キログラムにつき一・七二九SDR

4 年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、一千十三年の重量一キログラムとの料率が適用される一千四年を除くほか、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十二・一三三通に基づき、重量一キログラムとの料率に変換する。その際には、次の料率を適用する。

4.1 一千四年については、一キログラムにつき四・一九二SDR
一千五年については、一キログラムにつき四・一九二SDR

- 4.3 二千十六年については、一キログラムにつき四・三一一SDR
- 4.4 二千十七年については、一キログラムにつき四・四三一SDR
- 5 年間総重量が七十五トンを上回る郵便物の流れについては、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、4に定める重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて行う。
- 6 4に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。
- 7 移行制度に参加している国が指定された事業体は、任意に、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵便物を送付することができる。当該郵便物を交換する場合には、3に定める料率を適用する。
- 8 目標制度に参加している国が指定された事業体への大量郵便物の補償金は、前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、3の規定に従つて補償金を請求することができる。
- 9 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。
- 第三十二条 業務の質を改善するための基金
- 1 到着料及び業務の質を改善するための基金に関し、大会議において第五集団の国に分類された国に対する支払は、行わない。
- 2 大会議において第四集団の国に分類された国に対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、大会議において第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二十ペーセント分増額される。第五集団の国に分類された国における支払は、行わない。

- 3 第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十ペーセント分増額される。
- 4 大会議において第三集団の国に分類された国に対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二千十四年及び二千十五年においては前条に定める料率の八ペーセント分、二千十六年及び二千十七年においては第三十条に定める料率の六ペーセント分増額される。
- 5 大会議において第三集団の国に分類された国に対して大会議において第二集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、二千十四年及び二千十五年においては、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二ペーセント分増額される。
- 6 第三集団から第五集団までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、一千十年より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。
- 7 地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を運くとも一千四年末までに採択する。
- 第三十三条 繼越料
- 1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路越し、海路越し及び航空路越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

第一章 その他の規定

第三十四条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金率は、通常郵便に関する施行規則に定める方式に従つて国際事務局が計算する。ただし、物品の返送業務を通じて送付される小包の航空運送について適用する基本料金率は、小包郵便に関する施行規則の規定に従つて計算する。

2 閉袋並びに閉袋越越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める。

3 全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1 閉袋（一又は二以上の仲介を行つた事業体により越ぎ越される閉袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2 閉袋越越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の指定された事業体に引き渡す指定された事業体

4 3の規定は、陸路又は海路の越越し料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によつて送達される場合には、適用する。

5 名宛側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の閾値とする基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着する全ての優先閉袋及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によつて越越し料を用いて越寄せられるか否かを問わず、均一とす。

6 もつとも、名宛側の指定された事業体が微収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われない。

7 名宛側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たつては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算される全ての閉袋の重量を考慮に入れない。

第三十五条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1 二の指定された事業体の間で交換される小包については、小包郵便に関する施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び閉袋の総重量一キログラムとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1 指定された事業体は、1に規定する基本料金率を考慮して、小包郵便に関する施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムとの追加の料金を請求することができる。

1.2 1及び1.1に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.3 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

2 二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の陸運業務によつて交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、小包郵便に関する施行規則に定める距離段階に応じた越越しの陸路割当料金を課する。

2.1 仲介する指定された事業体は、閉袋越越し小包につき一個ことに、小包郵便に関する施行規則に定める单一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2 越越しの陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3.1 海路割当料金は、利用される各海運業務提供者につき、小包郵便に関する施行規則に距離段階に応じて定める。

3.2 指定された事業体は、3.1の規定に従つて計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の越越し料、

航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の開袋の取扱い及び運送のための離越料

航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.2 到着小包の取扱いのための到着の陸路割当料金

1.3 仲介国による小包の取扱い及び運送のための離越しの陸路割当料金

1.4 小包の海路運送のための海路割当料金

1.5 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

2 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第三十七条 國際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定

1 この条約に従つて実施された業務に係る勘定の決済（郵便物の運送（配達を含む。）のための決済、名宛国における郵便物の取扱いのための決済並びに郵便物の失火、盜取及び損傷を補償するための決済を含む。）は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従つて行われる。これらは、この条約に従つて行われる。これらは、この条約及び連合の他の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

第四部 最終規定

第三十八条 この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟

国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際に

は、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければ

ならない。

2 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票

権を有する郵便業務理事会の理事国による議決で承認されなければならない。

3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実

施されるためには、次の数の賛成票を得なければならぬ。

3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

4 3.1 の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された改正に適合していない場合には、当該改正の通報の日から起算して九十日以内に、当該改正を受諾することができる旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第三十九条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。

3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一つの言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づき、「この条約の最終議定書に規定する。」

第十四条 この条約の効力発生及び有効期間

1 この条約は、一千四十四年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その副本一通を各締約国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

第三条 盲人用郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属、取戻し及び宛名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バーレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英國の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レント、マレーシア、マラウイ、モーリシャス、ナウル、ナイジエリア、ニュージーランド、ウガンダ、パパニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ソバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己宛ての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるオーストリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自國の税關規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条 料金

1 オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

第四条 郵便切手

1 オーストラリア、グレートブリテン、マレーシア及びニュージーランドは、条約第八条7の規定にかか

1 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2 フランスは、自国の規則に従うことを条件として、盲人用郵便物に関する条約第七条の規定を適用する。

3 ブラジルは、条約第七条3の規定にかかわらず、自国の法令に従い、差出人及び受取人が盲人のための機関の郵便物についてのみ、盲人用郵便物とみなす権利を留保する。これらの条件を満たさない郵便物は、郵便料金支払の対象とする。

4 ニュージーランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

5 フィンランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めていないので、大会議によつて採択された同条の定義に基づく盲人用郵便物であつて外国に宛てて差し出されるものについて内国制度における料金を徴収することができる。

6 カナダ、デンマーク及びスウェーデンは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める範囲においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

7 アイスランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

8 オーストラリアは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受け。

9 ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、グレートブリテン及び北アイラン連合王国、日本国及びイスラは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

わらず、郵便物を処理する自國の機械に適合しない新たな素材又は技術を使用した郵便切手が貼り付けられた通常郵便物及び小包郵便物について、関係する差出側の指定された事業体と事前に合意した場合にのみ処理する。

第五条 基礎業務

1 オーストラリアは、条約第十三条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2 条約第十三条^{2,4}の規定は、自國の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテンについては、適用しない。グレートブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

3 カザフスタン及びウズベキスタンは、条約第十三条^{2,4}の規定にかかわらず、自國宛ての及び自國から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第六条 受取通知

1 カナダは、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十五条^{3,3}の規定を小包について適用しないことができる。

第七条 通常郵便に関する禁制

1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、通常郵便に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。

2 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除くほか）、自國の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人

10 ラトビア及びモンゴルは、自國の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する普通郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

11 ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人払有価証券を包有する普通郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

12 ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。

13 インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外國の貨幣又は各種の持参人払有価証券を包有する自國宛ての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14 キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小

き受けない。

5 ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

6 イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

7 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。

8 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自國宛ての書留郵便物又は開袋継越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

9 中華人民共和国は、香港特別行政区を除くほか、自國の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。

形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

15 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

16 モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けず、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

17 フランスは、条約第十八条の規定の適用を妨げることなく、物品を包有する郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

第八条 小包郵便に関する禁制

1 ミャンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十八条^{6.1.3.1}に規定する貴重品を包有する保険付小包を引き受けないことができる。

2 レバノン及びスー丹は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3 ブラジルは、通用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包を引き受けたことが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

4 ガーナは、通用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受けたことが自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けないことができる。

5 サウジアラビアは、条約第十八条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する处方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6 オマーンは、条約第十八条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1 権限のある当局が発行する处方せんが添付されていない各種の薬品

6.2 消火のための製品及び液状の化学物質

6.3 イスラム教の原理に反する物品

7 イラン・イスラム共和国は、条約第十八条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

8 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けないことができる。

9 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受けない。

10 中華人民共和国は、硬貨、紙幣、持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受けない。また、同国は、香港特別行政区を除くほか、硬貨、紙幣、持参人払有価証券又は旅行小切手を包有する保険付小包を引き受けない。

11 モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人払有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受けない権利を留保する。

12 ラトビアは、硬貨、銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

13 モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、通用している銀行券、各種の持参人払有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

14 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受けず、また、このような小包の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

第九条 関税を課される物品

- 1 バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受けない。
- 2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラ・ボリバル共和国は、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受けない。

- 3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受けない。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十条 調査請求

- 1 サウジアラビア、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英國の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スークダ、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第十九条の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。
- 2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、リトアニア、モルドバ及びスロバキアは、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十九条3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。
- 3 アフガニスタン、サウジアラビア、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スークダ、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。
- 4 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、条約第十九条3の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

第十一條 通関料

- 1 ガボンは、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。
- 2 ブラジルは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税關検査に付する全ての郵便物について、通關料を利用者から徴収する権利を留保する。
- 3 ギリシャは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税關当局に提示する全ての郵便物について、通關料を利用者から徴収する権利を留保する。
- 4 コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通關料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条 外国における通常郵便物の差出し

- 1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドは、自國から発送されなかつた郵便物を条約第二十八条4の規定により自國に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。
- 2 カナダは、条約第二十八条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。
- 3 条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めていた。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名宛国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。
- 4 条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めていた。アメリカ合衆国、ベハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英國の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティル及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。
- 5 ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カヌルーン、カナダ、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギ

ニア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブル

ラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十八条の規定を完全に適用する権利を留保する。

ドイツは、条約第二十八条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

中華人民共和国は、この条の保留にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、万国郵便条約及び通常郵便に関する施行規則により大量郵便物について認められる限り制限する権利を留保する。

送の陸路割当料金を適用する権利を留保する。

第十三条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

卷之三

運送料に関する料金率を適用する権利を留保する。

卷之三

アフカニスタンは、条約第三十五条の規定にかかるらず、小包一個」とは七・五CSDRの例外的な到着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

第十五条 特別料金率
リカ会衆国、ペレギー及びノルウェーは、航空小包に對し、平面路小包に對する陸路割当料金より

リカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金より額の陸路割当料金を徴収することができる。

レバノンは、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを越え三キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

第十六条 繼越料、航空運送料及び割当料金の額を定める、ことについての郵便業務理事会の権限

オーストラリアは、条約第三十六条^{1,6}の規定にかかわらず、小包郵便に関する施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための発

里
中

郵便送金業務に関する総定の締結について承認を求めるの件
郵便送金業務に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条4の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件とし、指定された事業体のネットワーク間の相互運用を可能とする方式に基づきできる限り多くの利用者に適応した安全なかつ利用の容易な郵便送金業務を実施するための同憲章の原則に合致する次の約定を作成した。

第一回 垂れ流し業界に通じる共通の原則

第一条 この約定の範囲

- 1.1 加盟国は、次の郵便送金業務のうち少なくとも一が自國の領域において提供されるよう最善の努力を払う。

1.2 現金為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.3 払出為替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すこととを請求する。

1.4 払込為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金を、一切の控除が行われることなく受取人の口座に入金することとを請求する。

1.5 郵便振替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その金額の全額を、一切の控除が行われることなく、払渡側の指定された事業体に開設されている受取人の口座への受入登記を請求する。

1.6 代金引換為替 代金引換郵便物を受け取る者は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、又は自己の口座からの払出登記を指図し、代金引換郵便物を差し出す者が指定した金額の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物を差し出す者に払い渡すことを請求する。

2.1 「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によって得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によつて行われる当該資金の交換又は移転をいう。洗浄される資金を得るために活動が他の加盟国又は第三国に領域において訴追の対象となる場合も、同様とする。

2.2 「分別管理」とは、利用者の資金を郵便送金業務の実施以外の目的に使うことを防止するため、利用者の資金を指定された事業体の資金から強制的に分離することをいう。

2.3 「清算機関」とは、多数者間の交換の枠組みにおいて、一の事業体から他の事業体へ提供される業務から生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて決済される事業体の間の取引を記帳し、及び決済に不備があつた場合には必要な措置をとることである。

2.4 「清算」とは、関係者間で定期的な借記及び貸記を行うことで支払の回数を最小限に保つことを可能にする制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及びこれらの残高を合算することによって、関係する主体の借方又は貸方の持高に応じて一回限りの清算を行つたために関係する全ての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の二の段階から成る。

2.5 「集中口座」とは、一の口座に統合された出所の異なる資金の集合をいう。

2.6 「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間に於いて相互に開設する郵便振替口座であつて、当該

拠点の一覧表に従う。)で、その為替金の全額を、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡す。」とを請求する。

国郵便連合憲章第二十二条4の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があること

第二

- 1 「権限のある当局」とは、自國の法令によつて与えられた権限に基づき、指定された事業体及びこの条に規定する者の活動を監督する加盟国の当局をいう。権限のある当局は、資金洗浄及びテロリストに対する資金供与への対処に従事する行政機関又は司法機関、特に自國の金融情報機関及び監督機関と連絡をとることができる。

2

- 3 「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によって得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によって行われる当該資金の交換又は移転をいふ。洗浄される資金を得るための活動が他の加盟国又は第三国の領域において訴追の対象となる場合も、同様とす
る。

4

- 卷之三

- ら生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて

- する制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及び、これらの残高を合算する」とによつて、関係する主体の借方又は貸方の持高に応じて一回限りの清算を行うために関係する全ての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の一の段階から成る。

- 「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間において相互に開設する郵便振替口座であつて、当該

口座を通じて相互の債務及び債権を決済するものをいう。

「犯罪活動」とは、自国の法令に定義する犯罪又は輕罪へのあらゆる種類の関与をいう。

「保証預託金」とは、指定された事業体の間における支払を保証するため、現金又は証券の形で預託される金額をいう。

「受取人」とは、差出人により郵便為替又は郵便振替の受益者に指定される自然人又は法人をいう。

「第三通貨」とは、二の通貨の間で交換ができない場合に、又は口座の清算若しくは決済のために、中間に使用される通貨をいう。

「利用者についての相当の注意」とは、指定された事業体の一般的な義務であり、次の義務から成る。
利用者の本人確認

13 「郵便送金指図の目的に関する情報の入手

13.1 「郵便送金指図の監視

13.2 「利用者に関する情報が最新のものであるとの確認

13.3 「権限のある当局への疑わしい取引の報告

14 「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によって一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、住所の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であつて、郵便送金指図又は郵便送金指図に関する要求の状態の変更を示すものをいい、
指定された事業体によつて入力されるか指定された事業体の情報システムによつて自動的に生成されるかを問わない。

15 「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するために必要な情報をいう。

16 「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17 「電子データ交換（EDI）」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。

18 「差出人」とは、指定された事業体に対し、連合の文書に従つて郵便送金指図を実施するよう指示を与える自然人又は法人をいう。

19 「テロリストに対する資金供与」とは、テロリズムの行為、テロリスト及びテロリストの組織への資金

供与をいう。

20 「利用者の資金」とは、差出人により現金で振出側の指定された事業体に払い込まれ、振出側の指定された事業体に開設された差出人の口座より払出登記され、又は他のあらゆる安全な送金手段により支払われる金額であつて、この約定及びその施行規則に従い差出人が指定した受取人への払渡しを目的として、差出人により振出側の指定された事業体又は他の金融機関のため用意されたものをいう。

21 「代金引換為替」とは、代金引換郵便物の送達と引換えに行われる郵便送金指図を意味する業務上の用語をいう。

22 「振出通貨」とは、名宛国（通貨又は振り出された郵便送金指図の名宛国）が認めている第三通貨をいう。

23 「振出側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、郵便送金指図を払渡側の指定された事業体に送達する指定された事業体をいう。

24 「払渡側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、名宛国において郵便送金指図の実施について責任を有する指定された事業体をいう。

25 「有効期間」とは、郵便送金指図を実施し、又は取り消すことができる期間をいう。

26 「業務が利用できる拠点」とは、利用者が郵便送金指図を預け入れ、又は受け取ることのできる物理的な又は仮想の場所をいう。

27 「手数料」とは、受取人への払渡しのために、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し支払う義務を負う金額をいう。

28 「取消権」とは、払渡しの時まで又は払渡しが行われていない場合には有効期間の満了の時まで、差出人が自己の郵便送金指図（郵便為替又は郵便振替）を取り消すことのできる権利をいう。

29 「取引先リスク」とは、契約の一方の当事者が債務不履行となるリスクであつて損失又は流動性リスクをもたらすものをいう。

30 「流動性リスク」とは、取引先又は決済制度への参加者が、所定の期日までに債務の全部を履行する」とが一時的にできなくなるリスクをいう。

31 「疑わしい取引の報告」とは、指定された事業体が、自国の法令及び連合の決議に基づいて疑わしい取引に関する情報を自國の権限のある当局に提供する義務をいう。

32

「追跡及び特定」とは、郵便送金指図の進捗状況を監視し、並びにその所在及び実施状況をいつでも特定できる制度をいう。

33

「料金」とは、差出人が、郵便送金業務のため、振出側の指定された事業体に支払う金額をいう。

34

「疑わしい取引」とは、資金洗浄又はテロリストに対する資金供与という犯罪に結び付く一回の又は繰り返し行われた郵便送金指図又は郵便送金指図に関する仮戻しの請求をいう。

35

「利用者」とは、この約定に基づいて郵便送金業務を利用する差出人又は受取人である自然人又は法人をいう。

第三条 事業体の指定

1 加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、自己のネットワークによって郵便送金業務を運営し、及び自國の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間ににおける政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

2 指定された事業体は、この約定に従い郵便送金業務を提供する。

第四条 加盟国の役割

1 加盟国は、自國の指定された事業体による不履行が生じた場合には、当該指定された事業体が連合の文書に従い他の指定された事業体に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとる。

2 加盟国は、自國の指定された事業体による不履行が生じた場合には、国際事務局を通じ、この約定の締約国である他の加盟国に対して次の事項を通報する。

2.1 指定された日から更なる通報があるまでの間における郵便送金業務の停止
2.2 新たな指定された事業体がある場合には、当該新たな指定された事業体の責任においてその業務を回復するためによる措置

第五条 事業体の役割

1 指定された事業体は、他の事業体及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負う。

2 指定された事業体は、自國の法令に従い、業務リスク、流動性リスク、取引先リスク等について、責任

3

を負う。

加盟国によって委託された郵便送金業務を実施するため、指定された事業体は、自ら選択する指定された事業体との間で二者間又は多数者間の取決めを行う。

第六条 郵便送金業務に関する資金の所属

1 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、それが受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、差出人に所属する。

2 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の有効期間中、差出人は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、当該郵便送金指図を取り消すことができる。

3 代金引換為替の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、そのような郵便送金指図を実施する時から、代金引換郵便物を差し出す者に所属する。当該郵便送金指図は、取り消すことができない。

第七条 資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処

1 指定された事業体は、自國の法令及び国際法から生ずる義務（資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処に関するものを含む。）を履行するため、全ての必要な措置をとる。

2 指定された事業体は、自國の法令に従い、自國の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行う。

3 この約定の施行規則は、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、利用者の本人確認、利用者についての相当の注意及び規則を実施するための手続に關し、指定された事業体が履行する義務の詳細を定める。

第八条 秘密性及び個人情報の利用

1 加盟国及びその指定された事業体は、自國の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報の秘密性及び保護を確保する。

2 個人情報は、適用される国内法令及び国際的な義務に従い、その収集された目的のために利用することができます。

3 個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ提供さ

れる。

- 4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。
- 5 郵便送金指図を実施するために必要な情報は、秘密とされる。
- 6 統計のため、並びに場合によつては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供する」とが求められる。国際事務局は、全ての個々の郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条 技術的中立

- 1 この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従う。

- 2 郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む。）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

- 3 郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章 一般原則及び業務の質

第十一条 一般原則

- 1 ネットワークを通じた利用の容易さ
 - 1.1 郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務への利用の容易さを確保するため、指定された事業体により、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。
 - 1.2 全ての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができます。
- 2 資金の分離
- 3 郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨

- 3.1 郵便送金指図の金額は、名宛国の通貨又は名宛国が認めている他の通貨をもつて表示し、及び払い渡す。

す。

4 拒否の不可能性

- 4.1 電子的手段による郵便送金指図の送達は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合には、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑惑を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業体は当該指図を受け取った事實を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。

- 4.2 電子的手段によつて送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体が使用するシステムのいかんを問わず、技術的手段により確保する。

5 郵便送金指図の実施

- 5.1 指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。
- 5.2 指定された事業体のネットワークにおいて、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によつて受取人に払い渡される金額と同一のものとする。

- 5.3 受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件としない。当該払渡しは、振出側の指定された事業体が、払渡側の指定された事業体に対し内払金を支払い、又は決済用口座に入金する義務を履行していることを条件として行われる。

6 料金の設定

6.1 振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。

- 6.2 6.1に規定する料金には、差出入の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。

7 料金の免除

- 7.1 捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このようないくつかの受取人に係る郵便送金業務についても適用する。

8 払渡側の指定された事業体に対する手数料

- 8.1 払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。

- 9.1 指定された事業体の間における決済の頻度

1 差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとすることができる。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。

10 利用者への情報提供の義務

10.1 利用者は、次の情報を得る権利を有する。当該情報は、公表され、かつ、全ての差出人に通知されるものとする。

10.2 10.1 に規定する情報は、無償で提供される。

1 第十二条 業務の質

1 指定された事業体は、団体商標によつて郵便送金業務を特定する、ことを決定することができる。

2 郵便業務理事会は、電子的手段によつて送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する目標、要素及び基準を定める。

3 指定された事業体は、電子的手段によつて送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する最少限度の要素及び基準を用いなければならない。

第三章 電子データ交換に関する原則

第十二条 相互運用性

1 ネットワーク

1.1 指定された事業体は、全ての指定された事業体の間における郵便送金業務の実施に必要なデータの交換を確保し、及び業務の質について監視するため、連合の電子データ交換（E D I）のシステム又はこの約定に従つて郵便送金業務の相互運用性を確保する他のシステムを使用する。

2 指定された事業体は、その設備が適切に機能することについて責任を負う。

3 データの電子的な送付は、送付するデータの真正性及び完全性を確保するため、安全でなければならぬ

第十三条 電子的な交換の安全性の確保

第一章 郵便送金指図の処理

- い。

3 指定された事業体は、国際基準に従い、取引を安全なものとしなければならない。

2 第十四条 追跡及び特定

1 指定された事業体が利用する制度は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は必要な場合には差出人に払い戻される時まで、差出人が自己の郵便送金指図及び取消権の処理を監視することができるものとする。

第二部 郵便送金業務に関する規則

第一章 郵便送金指図の処理

第十五条 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達

1 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定める。

2 郵便送金指図の有効期間については、延長することができない。当該有効期間については、この約定の施行規則に定める。

第十六條 **確認及び資金の引渡し**
松濤側の指定された事業体は、自国の
確であることを確認した後、現金によ
該松濤の金額を受入登記する。

- 第十六条 確認及び資金の引渡し**

2 払渡側の指定された事業体は、自国の法令に従つて受取人の本人確認を行い、受取人の提供する情報が正確であることを確認した後、現金による払渡しを行う。払込為替又は振替の場合には、受取人の口座に当該払渡しの金額を受入登記する。

2 資金の引渡しの期限は、指定された事業体の間における多数者間及び二者間の取決めにより設定される。

第十七条 限度額

- 1 指定された事業体は、自国の法令に基づいて設定する差出し及び受取の限度額を万国郵便連合国際事務局に提出する。

卷之三

- 1
第十八条 拠戻しの範囲

郵便送金業

- する。払い戻される金額は、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記した金額に等しいものとする。指定された事業体に過失があった場合には、払戻しの金額に郵便送金業務の料金を加算す

る。

- 1.2 代金引換為替については、払戻しは行われない。

第二章 調査請求及び責任

第十九条 調査請求

- 1 調査請求は、郵便送金指図が受け付けられた日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。
- 2 指定された事業体は、自国の法令に従うことを条件として、郵便送金指図に係る調査請求の料金を利用者から徴収する権利を有する。

第二十条 利用者に対する指定された事業体の責任

- 1 資金の取扱い

- 1.1 指定された事業体は、代金引換為替の場合を除くほか、次に掲げる時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について差出人に対して責任を負う。

- 1.1.1 郵便送金指図が正規に払い渡される時

- 1.1.2 受益者の口座に受入登記される時

- 1.1.3 差出人に現金又は差出人の口座への受入登記により払い戻される時

- 1.2 振出側の指定された事業体は、代金引換為替については、代金引換為替が正規に払い渡され、又は受益者の口座に受入登記される時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について受益者に対して責任を負う。

第二十一条 指定された事業体相互の義務及び責任

- 1 指定された事業体は、自らが行った誤りについて責任を負う。

- 2 責任に関する条件及びその責任の範囲については、この約定の施行規則に定める。

第二十二条 指定された事業体に対する免責

- 1 指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

- 1.1 業務の実施における遅延があった場合

- 1.2 郵便送金業務に関する情報の不可抗力による損傷のため郵便送金指図の実施について説明することができない場合。ただし、指定された事業体の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

- 1.3 損害が、特に、郵便送金指図の裏付けとなる正確な情報（送金される資金が合法的な出所からのもの

であること及び郵便送金指図が合法的な目的で行われるものであることを含む。）を提供する差出人の責任に関する当該差出人の過失又は怠慢から生じたものである場合

送金された資金が差し押さえられた場合

捕虜又は抑留された文民の資金の場合

利用者がこの約定に定める期間内に調査請求を行わなかつた場合

振出国における郵便送金業務の時効期間が満了した場合

第二十三条 責任に関する留保

- 1 一国間の合意がある場合を除くほか、責任に関する第二十条から前条までの規定については、いかなる留保も付することができない。

第二十四条 会計規則及び財務関係

1 会計規則

- 1.1 指定された事業体は、この約定の施行規則に定める会計規則を遵守する。

2 月次計算書及び総計算書の作成

- 2.1 払渡側の指定された事業体は、振出側の指定された事業体ごとに、郵便送金業務の払渡金額についての月次計算書を作成する。この月次計算書は、内払金を含む総計算書であつて残高を明らかにするものに同一の間隔で組み込む。

3 内払金

- 3.1 指定された事業体の間の交換において不均衡が生じた場合には、振出側の指定された事業体は、少なくとも月一回、期間の始めに、払渡側の指定された事業体に対して内払金を支払う。決済の頻度が週一回を超える場合には、事業体は、内払金の免除について取り決めることができる。

4 集中口座

- 4.1 原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかつた郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

- 4.2 指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これ

らの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5 保証預託金

この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。

第二十五条 決済及び清算

1 集中決済

1.1 指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従つて集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。

2 二者間の決済

2.1 総計算書の残高に基づく請求

2.1.1 一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の口座の決済を行う。

2.2 決済用口座

2.2.1 指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合には、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。

2.2.2 払渡側の指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設することができる。

2.3 決済のための通貨

2.3.1 決済については、名宛国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部 経過規定及び最終規定

第二十六条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自國の見解が他の加盟国によつて受け入れられない加盟国は、できる限り、多數の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものとする。

3 この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。

第二十七条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適當な場合には、条約の規定を準用する。

2 万国郵便連合憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

3.1 大会議に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて大会議に代表を出しているものの二分の一以上が出席していなければならない。

3.2 この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の署名国又は加入国である郵便業理事会の理事国（投票権を有するものに限る。）の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 大会議から大会議までの間に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるために決済については、名宛国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部 経過規定及び最終規定

第二十六条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自國の見解が他の加盟国によつて受け入れられない加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.3.1 この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の過半数

3.3.2 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.3.3 この約定の規定にかかるらず、加盟国は、自國の法令が提案された追加に適合していない場合には、当該追加の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第二十八条 この約定の効力発生及び有効期間

1 ノの約定は、一千二十四年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

一千二年十月十一日にドーハで作成した。

政府調達に関する協定を改正する議定書

一千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「一千九百九十四年協定」という。）の締約国は、

一千九百九十四年協定第二十四条？(b)及び(c)の規定により新たな交渉を行つて、
ここに、次のとおり協定する。

1 千九百九十四年協定の前文（目次を含む。）、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定をノの議定書の附属書に定める規定に改める。

2 ノの議定書は、一千九百九十四年協定の締約国による受諾のために開放しておぐ。

3 ノの議定書は、一千九百九十四年協定の締約国の三分の一がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日だ、それらの一千九百九十四年協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した一千九百九十四年協定の締約国については、この議定書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

4 ノの議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、一千九百九十四年協定の締約国に対し、この議定書の認証謄本及びこの議定書の受諾に関する通告書を送付する。

5 この議定書は、国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国との協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、政府調達の分野における国際競争の機会の増大により期待される世界貿易の拡大に資する見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

一千二年三月三十日にジーネーブで、改正後の一千九百九十四年協定の附属書に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書

前文

この協定の締約国（以下「締約国」という。）は、

国際貿易の一層の自由化及び拡大を図り、かつ、国際貿易を規律する枠組みを改善するため、政府調達に関する効果的な多角的枠組みの必要性を認め、

政府調達に係る措置は、国内の供給者、物品若しくはサービスに保護を与えるように、又は外国の供給者、物品若しくはサービスの間に差別を設けるように立案され、制定され、又は適用されるべきでないことを認め、

政府調達制度の信頼性及び予見可能性が、公的資金の効率的かつ効果的な管理、締約国の経済の良好な運営及び多角的貿易体制の機能にとって不可欠であることを認め、

この協定に基づく手続上の約束は、各締約国の個別の状況を考慮に入れるため十分に柔軟であるべきであることを認め、

開発途上国、特に後発開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズに留意する必要を認め、

政府調達に係る措置が透明性を有すること、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施すること並びに腐敗の防止に関する国際連合条約等の適用のある国際文書に従って利益相反及び腐敗した慣行を回避することの重要性を認め、

この協定の適用を受ける調達のために電子的手段を使用する」と及びその使用を奨励する」との重要性を認め、

この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国による「の協定の受諾及びこの協定への加入を奨励する」とを希望して、

次とのおり協定する。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「商業上の物品又はサービス」とは、政府に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において政府以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又

はサービスをいう。

(b) 「委員会」とは、第二十一条の規定によつて設置される政府調達に関する委員会をいう。

(c) 「建設サービス」とは、その手段のいかんを問わらず、国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に基づく土木工事又は建築物の工事の実施を目的とするサービスをいう。

(d) 「国」には、この協定の締約国である独立の関税地域を含む。この協定において「国」を含む表現（例えば、「内国民待遇」、「国内法令」）は、この協定の締約国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

(e) 「日」とは、暦日をいう。

(f) 「電子オークション」とは、供給者が新たな価格又は価格以外の入札の要素（数値化することができ、かつ、評価基準に関連するもの）に係る新たな数値のいずれか又は双方を提示するための電子的手段の使用を伴う反復的な手続であつて、その結果により入札の順位を決定し、又は更新するものをいう。

(g) 「書面」とは、文言又は数字による表記であつて、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(h) 「限定期入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(i) 「措置」とは、対象調達に関する法令、手続、行政指導若しくは行政上の慣行又は調達機関による行為をいう。

(j) 「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であつて、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

(k) 「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出する」とを招請するために行う公示をいう。

(l) 「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

(m) 「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

- (n) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (o) 「調達機関」とは、附屬書Iの締約国の付表1から付表3までに掲げる機関をいう。
- (p) 「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。
- (q) 「選択入札」とは、資格を有する供給者のみが調達機関から入札を行うよう招請される調達方法をいう。
- (r) 「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

- (s) 「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であつて遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であつて物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいづれかのもののみでも作成することができます。
- (t) 「供給者」とは、物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。
- (u) 「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。
- (i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法
- (ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第二条 適用範囲

協定の適用

- 1 この協定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段により行われるか否かを問わない。）に係る措置について適用する。
- 2 この協定の適用上、「対象調達」とは、政府に係る目的のための調達であつて次の(a)から(e)までの要件を満たすものをいう。
 - (a) 次の(i)及び(ii)の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。

- (i) 当該物品又は当該サービスが附屬書Iの締約国の付表に掲げられていること。
- (ii) 当該調達が、商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。
- (b) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の契約により行われること。
- (c) 第七条の規定に従つて公示を行う時点において、6から8までの規定により見積もられた価額が、附屬書Iの付表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
- (d) 調達機関により行われること。

- (e) 3の規定又は附屬書Iの締約国の付表の規定により適用範囲から除外されていないこと。
- 3 この協定は、附屬書Iの締約国の付表に別段の定めがある場合を除くほか、次のものについては適用しない。
- (a) 土地、既存の建築物その他の不動産又は、これらについての権利の取得又は借入れ
- (b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（協力のための取決め、贈与、借款、出資、保証及び財政による奨励を含む。）
- (c) 国庫に係る取引の代行又は預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス並びに公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に連するサービスの調達又は取得

- (d) 公共部門への雇用契約
- (e) 次に掲げる調達
- (i) 國際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを明確な目的として行われる調達
- (ii) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手続又は条件により行われる調達

- 4 各締約国は、附屬書Iの自国の付表において次に掲げる情報を特定する。
- (a) 付表1においては、その調達がこの協定の適用を受ける中央政府の機関

- (b) 付表2においては、その調達がこの協定の適用を受ける地方政府の機関
- (c) 付表3においては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関
- (d) 付表4においては、この協定の適用を受ける物品
- (e) 付表5においては、この協定の適用を受けるサービス（建設サービスを除く。）
- (f) 付表6においては、この協定の適用を受ける建設サービス
- (g) 付表7においては、一般的な注釈

5 調達機関が、附属書Iの締約国の付表に掲げられていない者に対し、対象調達に関する評価を特定の要件に従って行うよう求める場合には、当該要件について第四条の規定が準用される。

6 調達機関は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、

- (a) 調達をこの協定の適用の対象から全面的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるために特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。
- (b) 次に掲げるものを含む全ての形態の報酬を考慮の上、調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の見積総額によるものとする（契約を締結する供給者が一又は二以上のいずれであるかを問わない。）。

- (i) 特別報酬、料金、手数料及び利子
- (ii) 選択権を使用する可能性がある調達の場合には、当該選択権を使用したときの総額

7 一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約（以下「一連の契約」という。）を締結する場合には、最大限の見積総額は、次の(a)又は(b)のいずれかに基づいて算定する。

- (a) 当初の契約の締結前十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度の前会計年度に締結された一連の契約であって、同種の物品又はサービスに係るものとの価額（可能な場合には、当初の契約

の締結後十二箇月の間に調達される物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れて調整した価額とする。）

- (b) 当初の契約の締結後十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度に締結される一連の契約であって、同種の物品又はサービスに係るものとの見積価額

- 8 物品若しくはサービスの借り入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

- (a) 期間の定めのある契約の場合には、
 - (i) その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の最大限の見積総額
 - (ii) その期間が十二箇月を超えるときは見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額
- (b) 期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額
- (c) 期間の定めのある契約となるか否かでない場合には、(b)の規定を用いる。

第三条 安全保障のための例外及び一般的例外

1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 知的財産の保護のために必要な措置
- (d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置

第四条 一般原則

無差別待遇

1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であつて締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- (a) 国内の物品、サービス及び供給者
- (b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

- 2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行つてはならない。

(a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。

(b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国との物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

3 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、次のことを行う。

(a) 当該対象調達が、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェア（情報の認証及び暗号化に関するものを含む。）であって、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して行われることを確保すること。

(b) 参加申請及び入札の信頼性（受領の日時の確定及び不適当なアクセスの防止を含む。）を確保する仕組みを維持すること。

4 調達機関は、対象調達を次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。

(a) 公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。

(b) 利益相反を回避すること。

(c) 腐敗した慣行を防止すること。

原産地に関する規則

5 締約国は、対象調達のために他の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスに関する同一

の時点における当該他の締約国からの同一の物品又はサービスの輸入又は供給であつて通常の貿易として行われるものについて適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。

6 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求める場合、考慮し、課し、又は強制してはならない。

調達に固有ではない措置

7 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、これらの

徴収の方法その他の輸入に関連する規則又は手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。

第五条 開発途上国

1 締約国は、この協定への加入に関する交渉において並びにこの協定の実施及び運用に当たり、開発途上国及び後発途上国（以下、別に明示する場合を除くほか、「開発途上国」と総称する。）の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、それらが国ごとに著しく異なることがあることを認識しつつ、特別の考慮を払う。締約国は、この条の規定に従い、かつ、要請に応じ、次に掲げる国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。

(a) 後発途上国

(b) 後発途上国以外の開発途上国。ただし、当該特別のかつ異なる待遇が当該開発途上国の開発上のニーズを満たす場合において、そのために必要な範囲内に限る。

2 締約国は、開発途上国とのこの協定への加入に際し、この協定の下における適当な機会の均衡を維持するために当該締約国と当該開発途上国との間で交渉された条件に従い、当該開発途上国の物品、サービス及び供給者に対し、当該締約国が附属書Iの自国の付表に従つて他の締約国について認めている最も有利な適用範囲を直ちに認める。

3 開発途上国は、その開発上のニーズに基づき及び他の締約国の同意を得て、経過期間中に、附属書Iの

当該開発途上国との関連する付表に定める表に従い、他の締約国との間に差別を設けないような態様で適用される第一次又は第二次の経過措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 価格に関する優遇措置に係る計画。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該計画が、当該優遇措置を適用する開発途上国を原産地とする物品若しくはサービス又は当該開発途上国が特惠的な取扱に基づき内国民待遇を与える義務を負う他の開発途上国を原産地とする物品若しくはサービスを含む入札の部分に限り、当該優遇措置を提供するものであること。ただし、当該他の開発途上国がこの協定の締約国である場合には、この待遇が委員会の定める条件に従うこととなる。

(ii) 当該計画が透明性のあるものであり、かつ、当該優遇措置の内容及び当該優遇措置が調達において適用されることが調達計画の公示において明確に記述されること。

- (b) 調達の効果を減殺する措置。ただし、調達計画の公示において、当該調達の効果を減殺する措置を課することに係る要件又は当該調達の効果を減殺する措置を課することが考慮されることが明確に示される場合に限る。
- (c) 特定の機関又は分野の段階的な追加
- (d) 当該開発途上国の通常の基準額よりも高い基準額
- 4 締約国は、この協定への加入に関する交渉において、加入する開発途上国によるこの協定（前条1(b)の規定を除く。）に基づく特定の義務の適用を、当該開発途上国が当該特定の義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。当該特定の義務の履行のための期間は、次のとおりとする。
- (a) 後発開発途上国については、この協定への加入の後五年
- (b) 後発開発途上国以外の開発途上国については、当該特定の義務を履行するために必要な期間に限るものとし、三年を超えないものとする。
- 5 4の規定に基づき義務の履行のための期間について交渉した開発途上国は、合意された当該履行のための期間、当該履行のための期間の対象となる特定の義務及び自国が当該履行のための期間中に従うことに同意した暫定的な義務を附属書Iの自国の付表7に掲げる。
- 6 委員会は、開発途上国についてこの協定の効力が生じた後、当該開発途上国の要請に応じ、次のことを行うことができる。
- (a) 3の規定に基づいて採用され、若しくは維持された措置に関する経過期間又は4の規定に基づいて交渉された履行のための期間を延長すること。
- (b) 加入の過程において予見されなかつた特別な状況において、3の規定に基づく新たな経過措置を採用することを承認すること。
- 7 3若しくは6の規定に基づく経過措置、4の規定に基づく履行のための期間又は6の規定に基づく延長につき交渉した開発途上国は、経過期間又は履行のための期間が終了する時点において自国がこの協定を遵守していることを確保するため、これらの期間中に必要な措置をとる。当該開発途上国は、委員会に対しそれぞれの措置を速やかに通報する。
- 8 締約国は、開発途上国による技術協力及び能力の開発の要請であつて、当該開発途上国との協定への加入又はこの協定の実施に関連するものに妥当な考慮を払う。
- (a) 付表1に掲げる調達機関については、少なくとも附属書IIIに規定する最小限の期間においては、電子
- 9 委員会は、この条の規定を実施するための手続を作成することができる。この手続には、6の規定に基づく要請についての決定に関する投票のための規定を含めることができる。
- 10 委員会は、この条の規定の運用及び実効性について五年ごとに検討する。

第六条 調達制度に関する情報

1 締約国は、次のことを行う。

- (a) 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であつて対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表すること。
- (b) 要請に応じ、(a)に規定する事項について他の締約国に対して説明を行うこと。

2 締約国は、次のものを附屬書に掲げる。

- (a) 附屬書IIにおいて、1に規定する情報を公表するために用いる電子的媒体又は紙面
- (b) 附屬書IIIにおいて、次条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために用いる電子的媒体又は紙面

(c) 附屬書IVにおいて、次の(i)又は(ii)を公表するために用いるウェブサイトのアドレス

- (i) 調達に関する当該締約国の統計であつて、第十六条5の規定に基づくもの
- (ii) 締結された契約に関する当該締約国の公示であつて、第十六条6の規定に基づくもの
- 3 締約国は、附屬書IIから附屬書IVまでに掲げる自国情報についての修正を速やかに委員会に通報する。

第七条 公示

調達計画の公示

1 調達機関は、第十三条に規定する場合を除くほか、対象調達（）とに、附屬書IIIに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。それらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようになる。調達計画の公示は、

- (a) 付表1に掲げる調達機関については、少なくとも附屬書IIIに規定する最小限の期間においては、電子

的手段により单一の窓口を通じて無償で閲覧することができるようにする。

(b) 付表2又は付表3に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるゲートウェイ電子サイトのリンクを通じて提供されるようになります。

締約国（当該締約国の付表2又は付表3に掲げる調達機関を含む。）は、調達計画の公示を電子的手段

により单一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2 「」の協定に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書を入手す

るために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件

(b) 公示された調達についての説明（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）を含む。）

(c) 一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期

(d) 選択権についての説明

(e) 物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間

(f) 用いる調達方法及び交渉又は電子オークションを行う意図の有無

(g) 公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日

(h) 入札書の提出の場所及び最終期日

(i) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）

(j) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供給者による入手が可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限る。）

(k) 調達機関が第九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するためを選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限

(1) 公示された調達にこの協定が適用される旨の記述

公示の概要

3 調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいづれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

(a) 調達の対象事項

(b) 入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日

(c) 調達に関する文書を入手することができる場所

調達予定の公示

4 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、附属書IIIに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

5 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、調達予定の公示を調達計画の公示として使用することができる。ただし、当該調達予定の公示に、2に規定する情報のうち調達機関が入手することができないもの及び関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述が含まれることを条件とする。

第八条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

(a) 供給者が以前に特定の締約国（調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。

(b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、次のことを行う。
(a) 調達機関が属する締約国（領域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。

(b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。

4 締約国（その調達機関を含む。）は、裏付けとなる証拠がある場合には、次のような理由により供給者を排除することができる。

- (a) 破産
- (b) 虚偽の申告

(c) 過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい又は度重なる不備

(d) 重大な犯罪その他の重大な法令違反に関する確定判決

(e) 職業上の不当行為又は供給者の商業上の信頼性に悪影響を与える行為若しくは不作為
租税の不払い

第九条 供給者の資格の審査

登録制度及び資格の審査に係る手続

1 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。

2 締約国は、次のことを確保する。

(a) 自国の調達機関がその資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力を払うこと。

(b) 自国の調達機関が登録制度を維持している場合には、当該調達機関がその登録制度の相違を最小限に

するための努力を払うこと。

3 締約国（その調達機関を含む。）は、その調達への他の締約国の供給者の参加に対する不必要的障害をもたらすことを目的として又はもたらす結果となるように登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

選択入札

4 調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、次のことを行う。

(a) 調達計画の公示に少なくとも第七条2(a)、(b)、(f)、(g)及び(j)から(1)までに規定する情報を含め、並びに供給者に参加申請書を提出するよう招請すること。

(b) 入札期間の開始までに、当該調達機関が第十三条3(b)の規定による通知を行った資格を有する供給者に対し、少なくとも第七条2(c)から(e)まで、(h)及び(i)に規定する情報を提供すること。

5 調達機関は、入札を行うことが認められる供給者の数の制限及びその制限された数の供給者を選択するための基準を調達計画の公示に明記した場合を除くほか、資格を有する供給者の全てが特定の調達に参加することを認める。

6 調達機関は、入札説明書が4に規定する調達計画の公示の日から公に入手可能とされない場合には、5の規定に従つて選択された資格を有する供給者の全てが同時に当該入札説明書を入手することができるようになることを確保する。

常設名簿

7 調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。ただし、附属書Ⅲに掲げる適当な媒体により、関心を有する供給者に当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示であつて、次の要件を満たすものを行うことを条件とする。

(a) 毎年行われること。

(b) 電子的手段によつて行われる場合には、常に閲覧に供されること。

8 7に規定する公示には、次の事項を含める。

(a) 調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明

(b) 供給者が常設名簿に記載されたために満たすべき参加のための条件及び供給者が当該条件を満たしていけることを審査するために調達機関が用いる方法

(c) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入手するため必要な情報

(d) 常設名簿の有効期間及び当該常設名簿を更新し、若しくは失効させる方法、又は有効期間が定められていらない場合には常設名簿の失効の公示を行う方法の記述

(e) 常設名簿がこの協定の適用を受ける調達について使用され得る旨の記述

9 7の規定にかかわらず、調達機関は、常設名簿の有効期間が三年以下である場合には、7に規定する公示について、次のことを条件として、当該常設名簿の有効期間の開始に当たり一回のみ行うこととすることができる。

(a) 当該有効期間及び更に公示が行われない旨が明記されていること。

(b) 電子的手段によつて行われ、かつ、当該有効期間中、常に閲覧に供されること。

10 調達機関は、供給者がいつでも常設名簿への記載を申請することを認め、資格を有する供給者の全てを適当な短期間に内に当該常設名簿に記載する。

11 常設名簿に記載されていない供給者が第十一条2に規定する期間内に常設名簿に基づいて行われる調達

に係る参加申請書及び全ての必要とされる書類を提出する場合には、調達機関は、当該参加申請書を審査する。調達機関は、当該調達が複雑であるため、入札書を提出することが認められた期間内に当該参加申請書の審査を完了することができない例外的な場合を除くほか、当該参加申請書を審査するための十分な時間がないことを理由として当該調達において当該供給者を考慮から除外してはならない。

付表2及び付表3に掲げる機関

12 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、次のことを条件として、供給者に常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を、調達計画の公示として使用することができる。

(a) 当該招請するための公示が7の規定に従つて行われ、並びに8の規定により必要とされる情報、第七条2の規定により必要とされる情報のうち入手することができる全てのもの及び当該公示が調達計画の公示を構成する旨又は常設名簿に記載されている供給者に対してものみ当該常設名簿が使用される調達に関する更なる公示が行われる旨の記述を含むものであること。

(b) 当該調達機関が、特定の調達に関心を有することを当該調達機関に表明した供給者に対し、当該供給者が当該調達への関心を評価することができるような十分な情報を速やかに提供すること。この情報には、入手可能な範囲で、第七条2の規定により必要とされる残余の全ての情報を持める。

13 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、10の規定に従つて常設名簿への記載を申請した供給者が参加のための条件を満たすか否かを審査するために十分な時間がある場合には、当該供給者が特定の調達において入札することを認めることができる。

調達機関の決定に関する情報

14 調達機関は、調達に係る参加申請書又は常設名簿への記載の申請書を提出した供給者に対し、これらの申請に関する自己の決定を速やかに通知する。

15 調達機関は、供給者の調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請を拒否する場合、供給者を資格を有する供給者として認めることをやめる場合又は供給者を常設名簿から除外する場合には、当該供

第十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

1 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。

2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適當な場合には、次の要件に従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築規準に基づいて当該技術仕様を定めること。

3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適當なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けはならない。

6 締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するため、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

入札説明書

7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようになる。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

- (a) 調達（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満すべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）
- (b) 供給者が参加するための条件（供給者が当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書の一覧表を含む。）
- (c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれら の評価基準の相対的な重要性
- (d) 調達機関が電子的手段により調達を実施する場合には、認証及び暗号化の要件その他の電子的手段による情報の提出に関する要件
- (e) 調達機関が電子オーパークションを行う場合には、電子オーパークションの実施に関する規則（評価基準に関する入札の要素の特定を含む。）
- (f) 公開の開札が行われる場合には、開札の日時及び場所並びに適当なときは開札に立ち会うこと認められる者
- (g) その他の条件（支払条件及び入札書を提出する手段の制限（紙面又は電子的手段のいずれによるか等）を含む。）
- (h) 物品の納入又はサービスの提供の期日

- 8 調達機関は、調達される物品の納入又はサービスの提供の期日の設定に当たり、調達の複雑さ、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの物品の輸送又はサービスの提供に際して要する時間等の要素を考慮する。
- 9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特徴及び納入に係る条件を含めることができる。
- 10 調達機関は、次のことを行う。
- (a) 関心を有する供給者が有効な入札書を提出するために十分な時間を有する」とを確保するため、入札期限

説明書を速やかに入手することができるようにしておくこと。

8 調達機関は、関心を有する供給者に対し、要請に応じ、入札説明書を速やかに提供すること。

(c) 関心を有し、又は参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに応ずること。ただし、その情報は、他の供給者よりも当該供給者に有利となるものであつてはならない。

変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従つて書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行つた時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるよう十分早い時期に送付すること。

第十一條 期間

通則

- 1 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、次のような要素を考慮して、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。そのような期間（延長される場合には、延長される期間を含む。）は、関心を有し、又は参加する全ての供給者について同一のものとする。
- (a) 調達の性質及び複雑さ
- (b) 予想される下請契約の範囲
- (c) 入札書の送付に電子的手段が用いられない場合には、外国及び国内の地点から入札書を電子的手段以外の手段で送付するために必要な時間

期限

- 2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十

五日目の日以後の日に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実際的でない場合には、十日以上の期間に短縮することができる。

3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。

- (a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行いう日
- (b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するか否かを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日

4 調達機関は、次の場合には、3の規定に従つて定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができること。

- (a) 調達機関が第七条4に規定する調達予定の公示を調達計画の公示の十二箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合

- (i) 調達の説明
- (ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることが見込まれる日
- (iii) 関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述
- (iv) 調達に関する文書を入手することができる場所
- (v) 第七条2の規定により調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全てのもの

- (b) 調達機関が、一連の契約に關し、その最初の調達計画の公示において、その後の公示においてこの4の規定に基づく入札期間を定めることを示す場合

- (c) 調達機関が十分に実証する緊急事態により3の規定に従つて定める入札期間が実際的でなくなる場合調達機関は、次の(a)から(c)までの条件の一つ又は二以上を満たす場合には、3の規定に従つて定める入札期間を、当該調達機関が満たす当該条件の数に五を乗じて得た日数短縮することができる。

- (a) 調達計画の公示を電子的手段により行うこと。
- (b) 入札説明書の全体を調達計画の公示を行つた日から電子的手段により入手することができるようになること。
- (c) 当該調達機関が入札書を電子的手段により受領する」と。

6 4の規定と併せて5の規定を適用する場合には、いかなるときも、3の規定に従つて定める入札期間を調達計画の公示を行つた日から十日未満の期間に短縮することとなつてはならない。

7 この条の他の規定にかかわらず、調達機関は、商業上の物品若しくはサービス又はその組合せを購入する場合には、調達計画の公示及び入札説明書を電子的手段により同時に公表することを条件として、3の規定に従つて定める入札期間を十三日以上の期間に短縮することができる。さらに、当該調達機関は、商業上の物品又はサービスの入札書を電子的手段により受領する場合には、3の規定に従つて定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。

8 付表2又は付表3に掲げる調達機関が全ての又は限られた数の資格を有する供給者を選択する場合には、入札期間は、調達機関と全ての選択された供給者との間の相互の合意により定めることができる。そのような合意が存在しない場合には、当該入札期間は、十日未満であつてはならない。

第十二条 交渉

1 締約国は、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。

(a) 第七条2の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が交渉を行う意図を明示した場合

- (b) 評価を行つた結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合
- (c) 調達機関は、次のことを行う。

2 調達機関は、次のことを行う。

- (a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従つて行われることを確保すること。
- (b) 交渉が終了した場合には、引き続き交渉に参加している供給者が新たな又は変更された入札書を提出するための共通の期限を定める」と。

第十三条 限定入札

1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第七条から第九条まで、第十条7から11まで、第十一条、前条、次条及び第十五条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

- (a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、入札説明書に定める要件が実質的に変更されないことを条件とする。
- (i) 入札書が提出されなかつた場合又は供給者が参加申請を行わなかつた場合
- (ii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかつた場合
- (iii) 行われた入札がなれ合いによるものであつた場合
- (b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合
- (i) 必要とされるものが美術品であること。
- (ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。
- (iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。
- (c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていらない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受けける場合
- (i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。
- (ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に一重に費用を負担することとなること。
- (d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によつては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。
- (e) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合
- (f) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な

品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができる)ことを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得るが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。

(g) 清算、管財人による管理、倒産等に起因する例外的な処分の際、極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件下で購入される場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。

(h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。

(i) 当該設計コンテストがこの協定の原則(特に調達計画の公示に関する原則)に合致する方法で行われること。

(ii) 当該設計コンテストの参加者が、独立の審査員団によつて、受賞者との間で設計契約を締結する目的として審査されること。

2 調達機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行つた調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに1に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となつたものを示す説明を含める。

第十四条 電子オーフショング

調達機関は、対象調達を電子オーフショングを用いて実施する意図を有する場合には、電子オーフショングを開始する前に各参加者に次の情報を提供する。

- (a) 入札説明書に定める評価基準に基づく自動的な評価の方法(数式を含む。)であつて、電子オーフショングにおける自動的な順位の決定又は更新に用いられるものに関する情報
- (b) 当該対象調達が最も有利な入札を行つたことを根拠として落札者を決定するものである場合には、当該参加者の入札書に記載された事項の初期評価の結果に関する情報
- (c) 電子オーフショングの実施に関連する他のあらゆる情報

第十五条 入札書の取扱い及び落札

入札書の取扱い

- 1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従つて受領し、開札し、及び取り扱う。
- 2 調達機関は、入札書の受領のために指定した日時の後に入札書が到着した場合において、その遅延が専

ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱つてはならない。

3 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

の後七十二日以内に公示を行う。当該調達機関が電子的媒体のみにより当該公示を行う場合には、その情報は、合理的な期間、引き続き容易に閲覧することができるようにする。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

(a) 調達された物品又はサービスについての説明

(b) 調達機関の名称及び所在地

(c) 落札した供給者の名称及び住所

(d) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(e) 落札の日

(f) 用いられた調達方法及び第十三条の規定に従つて限定入札を用いた場合にはその利用の根拠となつた

状況についての説明

文書、報告書及び電子的な履歴の保持

3 調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、次のものを保持する。

(a) 対象調達に関する入札の手続及び落札に関する文書及び報告書（第十三条の規定により必要とされる報告書を含む。）

(b) 電子的手段による対象調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータ

統計の収集及び報告

4 締約国は、この協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。各報告は、一年分を

対象として、及び報告期間の終了後二年以内に提出されるものとし、次の事項を含む。

(a) 付表1に掲げる調達機関に関しては、

(i) 当該調達機関全体について、この協定の適用を受ける全ての契約の件数及び総額

(ii) 当該調達機関のそれについて、この協定の適用を受ける全ての締結された契約であつて、国際

的には書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかつた供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかつた理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

落札情報の公示

2 調達機関は、附属書IIIに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、この協定の適用を受ける落札の決定

(b) 付表2及び付表3に掲げる調達機関に関しては、全ての当該調達機関によって締結されたこの協定の適用を受ける契約であつて、付表別に区分されたものの件数及び総額

(c) (a)及び(b)の規定により必要とされるデータを提供することができない場合には、その概算及び用いた

算定方式についての説明

5 締約国は、4に規定する要件に適合する方法で統計を公式ウェブサイトで公表する場合には、その統計

を閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該ウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

6 締約国は、2の規定に基づく落札に関する公示を電子的に行うことの要求する場合において、当該公示

がこの協定の適用を受ける契約について分析することのできる様式による单一のデータベースを通じて公衆の閲覧に供されているときは、そのデータを閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該データベースに係るウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

第十七条 情報の開示

締約国への情報の提供

1 締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの協定に従つて行われたか否かを判断するためには、必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害する」ととなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者

に対しても当該情報を開示してはならない。

締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの協定に従つて行われたか否かを判断するためには、必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害する」ととなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者

情報の不開示

2 この協定の他の規定にかかわらず、締約国（その調達機関を含む。）は、特定の供給者に対し供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報を開示を求めるものと解してはならない。

(a) 法令の実施を妨げることとなる場合
(b) 供給者の間の公正な競争を害するおそれのある場合
(c) 特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合
(d) その他公共の利益に反することとなる場合

第十八条 国内の審査のための手続

1 締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることができるものを定める。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、文書により定め、かつ、一般に入手可能なものとする。

(a) この協定の違反

(b) 当該供給者が締約国の国内法上この協定の違反を直接の対象とする苦情を申し立てる権利を有しない場合には、この協定の実施のための締約国による措置の不遵守

2 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達について1に規定する違反又は不遵守があつた旨の苦情を申し立てる場合には、当該対象調達を実施する調達機関が属する締約国は、当該調達機関及び当該供給者に対し協議により当該苦情を解決するよう奨励する。当該調達機関は、当該供給者の現在又は将来の調達への参加及び行政上又は司法上の審査のための手続の下では正措置を求める権利を妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

3 供給者は、苦情申立ての準備をし、これを行うための十分な期間を与えるものとする。その期間は、苦情申立ての原因となつた事実を供給者が知り、又は合理的に知り得た時から十日未満であつてはならない。

4 締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。

5 4に規定する当局以外の機関が最初に苦情申立てを審査する場合には、締約国は、供給者が当該機関の原決定に対して当該苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局又は司法当局に上訴することができることを確保する。

6 締約国は、審査機関（裁判所でないもの）について、その決定を司法上の審査の対象とすると又は次の手続を有することを確保する。
(a) 調達機関が苦情申立てに対して書面により回答し、及び当該審査機関に対して全ての関連文書を開示すること。
(b) 審査の手続への参加者（以下「参加者」という。）が苦情申立てについての当該審査機関による決定

に先立ち意見を述べる権利を有すること。

(c) 参加者が代理人及び補佐人を出す権利を有すること。

(d) 参加者が全ての審査の手続に参加することができるること。

(e) 参加者が審査の手続を公開で行うこと及び証人の出席が認められることを要求する権利を有すること。

(f) 当該審査機関がその決定又は勧告を適時に書面により行うこと及び当該決定又は勧告にその根拠に関する説明を含めること。

7 締約国は、次の事項を定める手続を採用し、又は維持する。

(a) 供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置に関する事項。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。当該手続は、当該措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。

(b) 審査機関が1に規定する違反又は不遵守があった旨決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

損害に対する賠償に関する事項。当該賠償については、入札の準備に係る費用又は苦情申立てに係る費用のいずれか又は双方に限定することができる。

第十九条 適用範囲の修正及び訂正

修正の提案の通報

1 締約国は、附属書Iの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正（以下「修正」という。）の提案を委員会に通報する。修正を提案する締約国（以下「修正締約国」という。）は、次に掲げる事項を通報に含める。

(a) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを理由として、自國の権利の行使として附属書Iの自国の付表から当該機関を削除する場合

(b) その他の修正を提案する場合には、この協定に定める相互に合意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報

通報に対する異議

2 1の規定に従つて通報された修正の提案によりこの協定に基づく自國の権利が影響を受ける締約国は、当該修正の提案への異議を委員会に申し立てることができる。この異議は、締約国に対し通報が回章に付された日から四十五日以内に申し立てるものとし、その理由を明示するものとする。

協議

3 修正締約国及び異議申立締約国（以下「異議申立締約国」という。）は、当該異議に係る問題を協議によって解決するようあらゆる努力を払う。当該協議において、修正締約国及び異議申立締約国は、修正の提案について次の基準に従つて検討する。

(a) 1(a)に規定する修正の提案の通報の場合には、機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す8(b)に規定する基準

(b) 1(b)に規定する修正の提案の通報の場合には、権利及び義務の均衡並びにこの協定に定める相互に同意された適用範囲につき当該通報の前の水準と同等の水準を維持するために当該修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準に関する8(c)に規定する基準

修正の変更

4 修正締約国及び異議申立締約国がその異議に係る問題を協議によって解決した場合において、当該修正締約国が当該協議の結果として自國の修正の提案を変更するときは、当該修正締約国は、1の規定に従い委員会に通報するものとし、変更された修正は、この条に定める要件を満たした後のみ効力を生ずる。

修正の実施

5 提案された修正は、次のいずれかの場合にのみ効力を生ずる。

(a) いずれの締約国も1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から四十五日以内に当該修正の提案に対する異議を書面により委員会に申し立てない場合

(b) 全ての異議申立締約国が修正の提案への異議を撤回する旨を委員会に通報した場合

(c) 1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百五十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報した場合

実質的に同等の適用範囲の撤回

6 5(c)の規定に基づいて修正が効力を生じた場合には、異議申立締約国は、実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。第四条1(b)の規定にかかわらず、この6の規定に基づく撤回は、修正締約国との間

係においてのみ実施することができる。異議申立締約国は、当該撤回が効力を生ずる日の少なくとも三十日前に、当該撤回について書面により委員会に通報する。この6の規定に基づく撤回は、8(c)の規定に基づき委員会が採択する補償的な調整の水準に関する基準に適合するものとする。

異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

7 委員会が8の規定に基づき異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続を採択した場合には、修正締約国又は異議申立締約国は、修正の提案の通報が回章に付された日から百二十日以内に当該仲裁手続を援用することができる。

(a) その期間内にいずれの締約国も当該仲裁手続を援用しなかった場合においては、

(i) 5(c)の規定にかかるらず、1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百三十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報したときは、当該修正は、効力を生ずる。

(ii) いずれの異議申立締約国も、6の規定に基づいて適用範囲を撤回することができない。

(b) 修正締約国又は異議申立締約国が当該仲裁手続を援用した場合においては、

(i) 5(c)の規定にかかるらず、修正の提案は、当該仲裁手続が完了するまで効力を生じない。

(ii) 補償を受ける権利行使する意図又は6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回する意図を有する異議申立締約国は、当該仲裁手続に参加する。

(iii) 修正締約国は、5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり、当該仲裁手続の結果に従うべきである。

(iv) 修正締約国が5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり当該仲裁手続の結果に従わないときは、異議申立締約国は、6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。ただし、当該撤回が当該仲裁手続の結果と適合するものであることを条件とする。

委員会の責任

8 委員会は、次のものを採択する。

- (a) 2の規定に基づく異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続
- (b) 機関の対象調査に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す基準
- (c) 1(b)に規定する修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準及び6に規定する実質的に同等の

適用範囲の水準を決定するための基準

第二十条 協議及び紛争解決

1 締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關し他の締約国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに關する協議を行うための機会を十分に与える。

2 締約国は、次のことの結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自國に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るために、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）に規定する手続を利用することができる。

(a) 他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。

(b) 他の締約国がこの協定の規定に抵触するか否かを問わず何らかの措置を適用したこと。

3 紛争解決了解は、この協定に基づく協議及び紛争解決に適用される。ただし、紛争解決了解第二十二条の規定にかかるらず、この協定以外の紛争解決了解附屬書一に掲げる協定の下で生ずるいかなる紛争も、この協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならないものとし、また、この協定の下で生ずるいかなる紛争も、紛争解決了解附屬書一に掲げるその他の協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならない。

第二十一条 この協定の機関

政府調達に關する委員会

1 各締約国の代表で構成する政府調達に關する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に關する事項について協議する機会を締約国に与えるため、及び締約国により与えられた他の任務を遂行するため、必要に応じ（少なくとも年一回）会合する。

2 委員会は、委員会が付与する任務を遂行する作業部会その他の補助機関を設けることができる。

3 委員会は、毎年次のことを行う。

- (a) この協定の実施及び運用について検討すること。
- (b) 一般理事会に対し、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定（以下「世界貿易機関設立協定」といふ。）第四条8の規定に基づく委員会の活動に關する通報並びにこの協定の実施及び運用に係る進展に關する通報を行うこと。

オブザーバー

4 この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国は、書面による通報を委員会に提出することにより、委員会にオブザーバーとして出席することが認められる。世界貿易機関のオブザーバーは、委員会にオブザーバーとして出席することについての書面による要請を委員会に提出することができ、委員会は、当該世界貿易機関のオブザーバーに委員会のオブザーバーとしての地位を与えることができる。

第二十二条 最終規定

受諾及び効力発生

1 この協定は、合意された適用範囲をこの協定の附属書Iの付表に掲げる政府（注）であつて、千九百九十四年四月十五日に署名によってこの協定を受諾したもの又は批准を条件として同日までにこの協定に署名し、その後千九百九十六年一月一日前にこの協定を批准したものについては、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

注 この協定の適用上、「政府」には、歐州連合の権限のある当局を含むものとする。

加入

2 世界貿易機関の加盟国は、締約国との間で合意され、委員会の決定において確認される条件により、この協定に加入することができる。加入は、合意された条件を記載した加入書を世界貿易機関事務局長に寄託することによって行う。この協定は、加入する加盟国については、加入書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

留保

3 締約国は、この協定のいかなる規定についても、留保を付すことができない。

国内法令

4 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続並びに自国の調達機関によつて適用される規則、手続及び慣行をこの協定に適合したものとすることを確保する。

改正

5 締約国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

6 締約国は、開放的な調達を阻害する差別的な措置の導入又は継続を避けるよう努める。

将来の交渉及び将来の作業計画

7 締約国は、二千十二年三月三十日に採択された政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から三年以内に、その後は定期的に、開発途上国ニーズを考慮しつつ、相互主義に基づいてこの協定を改善し、差別的な措置を漸進的に削減し、及び撤廃し、並びに全ての締約国との間におけるこの協定の適用範囲の拡大を可能な限り達成するため、新たな交渉を行う。

8 (a) 委員会は、次の事項に関する作業計画の採択を通じ、この協定の実施及び7に規定する交渉を促進するため、更なる作業を行う。

- (i) 中小企業の取扱い
- (ii) 統計資料の収集及び提供
- (iii) 持続可能な調達の取扱い
- (iv) 締約国の付表における適用除外及び制限
- (v) 國際的な調達における安全基準

(b) 委員会は、

- (i) 追加的な事項に関する作業計画の一覧表を内容とする決定を採択することができる。当該一覧表については、定期的に検討し、及び更新することができる。
- (ii) (a)に規定する個別の作業計画及び(b)(i)の規定に基づいて採択される作業計画に関する交渉の終了の後、第四条5の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の結果を考慮する。

9 締約国は、世界貿易機関設立協定附屬書Aの原産地規則に関する協定に基づいて行われる物品に係る原産地規則の調和のための作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の終了の後、第四条5の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の結果を考慮する。

10 委員会は、7に規定する政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から五年以内に、第十条2(b)の規定の妥当性を検討する。

11 締約国は、この協定を改正することができる。改正を採択し、締約国による受諾のために提出する決定は、コンセンサス方式によつて行う。

- (a) 改正是、(b)に規定する場合を除くほか、締約国の三分の一が受諾した時に当該改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の各締約国について、それによる受諾の時に効力を生ずる。

る。

(b) 改正は、当該改正が締約国の権利及び義務を変更しない性質のものであると委員会がコンセンサス方式によって決定した場合には、締約国の三分の二が受諾した時に全ての締約国について効力を生ずる。

脱退

12 締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。締約国は、脱退の通告がされた場合には、委員会の会合を直ちに開くことを要求することができる。

13 この協定の締約国は、世界貿易機関の加盟国でなくなった場合には、当該加盟国でなくなった日にこの協定の締約国でなくなる。

特定の締約国間におけるこの協定の不適用

14 いすれかの締約国がこの協定を受諾し、又はこの協定に入れた時に、当該いすれかの締約国又は他のいすれかの締約国が、これら二の締約国間におけるこの協定の適用に同意しなかつた場合には、この協定は、これら二の締約国間においては適用されない。

附属書

15 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

事務局

16 この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。

寄託

17 この協定は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、締約国に対し、この協定の認証謄本、第十九条の規定に基づくこの協定の訂正又は修正の認証謄本、11の規定に基づくこの協定の改正の認証謄本、2の規定に基づくこの協定への加入の通告書及び12又は13の規定に基づくこの協定からの脱退の通告書を送付する。

登録

18 この協定は、国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

附属書I 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書Iについて最終的に提示した適用範囲(注)

注 原語によるもののみとする。

日本国が附属書Iについて最終的に提示した適用範囲
(英語のみを正文とする。)

付表1 中央・政府の機関

基準額

十万特別引出権 物品

四百五十万特別引出権 建設サービス

四十五万特別引出権 この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

十万特別引出権 その他のサービス

機関の表

会計法の適用を受けた全ての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

復興庁

官内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁
消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

付表1にに関する注釈

1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従つて協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表2 地方政府の機関

基準額

二十万特別引出権

物品

千五百万特別引出権

建設サービス

百五十万特別引出権 この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその

他の技術的サービス
二十万特別引出権 その他のサービス

機関の表

地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

北海道

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

新潟県

富山県

石川県

福井県

山梨県

長野県

岐阜県

静岡県

愛知県	名古屋市
滋賀県	大坂府
京都府	横浜市
大阪府	神戸市
兵庫県	北九州市
奈良県	札幌市
和歌山県	川崎市
島根県	福岡市
鳥取県	広島市
岡山県	仙台市
岡山県	千葉市
広島県	静岡市
山口県	さいたま市
徳島県	堺市
香川県	新潟市
愛媛県	浜松市
高知県	岡山市
福岡県	相模原市
佐賀県	付表2に関する注釈
長崎県	1 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。
熊本県	2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従つて協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。
大分県	3 この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。
宮崎県	4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。
鹿児島県	
沖縄県	
大阪市	

付表2に関する注釈

- 1 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。

2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従つて協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

3 この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

付表3 その他の機関

基準額	十三万特別引出権	物品
	A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス	独立行政法人日本環境安全事業株式会社
	四百五十万特別引出権	独立行政法人日本芸術文化振興会
	千五百万特別引出権	独立行政法人日本原子力研究開発機構（注b）
	四百五十万特別引出権	独立行政法人日本貿易振興機構
	四十五万特別引出権	株式会社日本政策金融公庫
	B群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス	地方公共団体金融機構
	この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	独立行政法人国際交流基金
	十三万特別引出権	日本貨物鉄道株式会社（注a、注g）
機関の表	その他のサービス	独立行政法人住宅金融支援機構
1 A群		独立行政法人労働政策研究・研修機構
独立行政法人農畜産業振興機構		独立行政法人国際協力機構
中日本高速道路株式会社		独立行政法人労働者健康福祉機構
株式会社日本政策投資銀行		独立行政法人国際観光振興機構
東日本高速道路株式会社		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（注c）
独立行政法人環境再生保全機構		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人農業者年金基金		日本郵政公社を承継した機関
独立行政法人奄美群島振興開発基金		日本中央競馬会
年金積立金管理運用独立行政法人		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注a、注d、注e）
阪神高速道路株式会社		独立行政法人科学技術振興会
社会保険診療報酬支払基金		独立行政法人日本学生支援機構
北海道旅客鉄道株式会社（注a、注g）	日本たばこ産業株式会社（注g）	日本たばこ産業株式会社（注g）
本州四国連絡高速道路株式会社	独立行政法人水資源機構	自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人

九州旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）

首都高速道路株式会社

小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人

農林漁業団体職員共済組合

消防団員等公務災害補償等共済基金

成田国際空港株式会社

地方競馬全国協会

独立行政法人日本スポーツ振興センター

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

独立行政法人国民生活センター

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

日本電信電話株式会社（注 f、注 g）

東日本電信電話株式会社（注 f、注 g）

西日本電信電話株式会社（注 f、注 g）

独立行政法人北方領土問題対策協会

沖縄振興開発金融公庫

放送大学学園

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人勤労者退職金共済機構

日本私立学校振興・共済事業団

独立行政法人理化学研究所（注 b）

四国旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）

東京地下鉄株式会社（注 a）

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人福祉医療機構

西日本高速道路株式会社

2 B群

独立行政法人建築研究所

独立行政法人国立大学財務・経営センター

独立行政法人航空大学学校

独立行政法人電子航法研究所

独立行政法人水産総合研究所

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人国立高等専門学校機構

大学共同利用機関法人

全国健康保険協会

独立行政法人国際農林水産業研究センター

独立行政法人造幣局

独立行政法人原子力安全基盤機構

日本年金機構

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

独立行政法人海技教育機構

自動車検査独立行政法人

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

独立行政法人国立公文書館

独立行政法人国立がん研究センター

独立行政法人国立成育医療研究センター

独立行政法人国立長寿医療研究センター

独立行政法人国立国際医療研究センター

独立行政法人人工業所有権情報・研修館

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人畜改良センター
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立印刷局

独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人統計センター
独立行政法人交通安全環境研究所
国立大学法人
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人土木研究所
独立行政法人経済産業研究所
付表3に関する注釈

1 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従つて協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。この2の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

3 特定の機関に関する注釈

注 a 運送における運転上の安全に関する調達は、含まない。

注 b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることがある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関する活動のための調達は、含まない。

注 c 地質調査及び地球物理学的調査に関する調達は、含まない。

注 d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注 e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注 f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関するサービスの調達は、含まない。

注 g 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次の

とおり適用する。

注^aは、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。

注^dは、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

注^eは、造船事業についてのみ適用する。

5 東日本旅客鉄道株式会社（注^a、注^g）、東海旅客鉄道株式会社（注^a、注^g）及び西日本旅客鉄道株式会社（注^a、注^g）について、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに關し、A群に含まれるものとみなす。

この5の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

6 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに關し、B群に含まれるものとみなす。

この6の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

付表4 物品

- 1 この協定は、この協定に別段の定めがない限り、付表1から付表3までに掲げる機関による全ての物品の調達について適用する。
- 2 防衛省に關しては、この協定は、日本国政府が第三条1の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、次の連邦供給分類（FSC）に属する物品の調達について適用する。

FSC	品名
一二	鉄道用機器
一四	トラクター
三二	木工機器
三四	金属加工機器
三五	サービス提供機器及び販売機器

三六	特別の工業用機器
三七	農業用機器
三八	建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
三九	物資取扱用機器
四〇	ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
四一	冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空氣循環用機器
四三	ポンプ及び圧縮機
四五	配管用、加熱用及び衛生用の機器
四六	浄水用及び下水処理用の機器
四七	素管、管、ホース及びこれらの取付具
四八	弁
五一	手道具及び手工具
五二	計測工具
五五	用材、木工品、合板及びベニヤ板
六一	電線並びに発電用及び配電用の機器
六二	照明設備及び電球
六五	医療用及び獸医用の機器及び物品
六六三〇	化学分析用機器
六六三五	物理的材料試験機器
六六四〇	実驗室用の機器及び物品
六六四五	時間測定用機器
六六五〇	光学機器
六六五五	地球物理学用及び天文学用の機器
六六六〇	気象観測機器
六六七〇	はかり
六六七五	製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器

六六八〇	液体及び氣体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
六六八五	圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
六六九五	組み合わせた機器及びその他の機器
六七	写真用機器
六八	化学工業生産品
七一	家具
七二	家庭用及び一般用の備品及び器具
七三	調理用及び配膳用の機器
七四	事務用機器及び可視記録装置
七五	事務用品
七六	書籍、地図その他の出版物
七七	楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
七九	清掃用器具及び清掃用品
八〇	プラス、ペイント、封止剤及び接着剤
八一一〇	ドラム及び缶
八一二五	箱、厚紙製の箱及びクレート
八一二五	瓶及びジャー
八一三〇	リール及びスプール
八一三五	包装用の材料
八五	化粧用品
八七	農業用品
九三	非金属加工品
九四	非金属原材料
九九	その他のもの

分類(CPC)

五一

六一一一

六一一一

六三三一

六四二一

六四三一

七一一一

七一一一

七一一一

七三一

七四八一

七五一一

付表5 サービス

この協定は、千九百九十二年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書MTN・GNS-W-11(0)）によって特定される次のサービスについて適用する。

(千九百九十二年の
暫定的な中央生産物

建設工事

自動車の保守及び修理のサービス（注1）

モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそ

りを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注1）

個人用品及び家庭用品の修理のサービス

飲料提供サービス（注5）

飲料提供サービス（注5）

その他の陸上運送サービス（七一一三五（郵便の陸上運送）を除く。）

運輸者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス

海上航行船舶以外の船舶（運輸者を伴うもの）の賃貸サービス

航空運送サービス（七一一一〇（郵便の航空運送）を除く。）

貨物運送取扱いサービス

クーリエ・サービス（注2）

電気通信サービス
(対応する
MTN・GNS)

—W-11(0) CPC

2.C.h 七五一一 電子メール

2.C.i 七五一一 ボイスメール

2.C.j 七五一一 情報及びデータベースのオンライン
での検索

九二一四	成人教育サービス
九四	汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
九六一一	映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一一（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）
九二一三	電子データ交換（E D I）
2・C・k	農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス（注5）
2・C・l	家具その他家庭用の器具の賃貸サービス（注5）
七五二九	高度ファクシミリ・サービス
2・C・m	コード及びプロトコルの変換
七五二三	コード及びプロトコルの変換
2・C・n	七五二三 情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）
八三一〇六から八三一〇八まで	農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス（注5）
八三一〇三	家具その他家庭用の器具の賃貸サービス（注5）
八三一〇四	電子計算機サービス（注5）
八三一〇九	その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス（注5）
八四	電子計算機サービス及び関連のサービス
八六四	市場調査及び世論調査のサービス
八六五	経営相談サービス（注5）
八六六	経営相談に関するサービス（八六六〇一（仲裁及び調停のサービス）を除く。）（注5）
八六七	建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注3）
八七一	広告サービス
八七三〇四	装甲車による運送サービス
八七四	建築物の清掃サービス
八七六	こん包サービス（注5）
八八一四	林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林經營を含む。）
八八四四一	出版及び印刷のサービス（注4）
八八六	金属製品、機械及び機器の修理のサービス
九二一	初等教育サービス
九二二	中等教育サービス
九二三	高等教育サービス
九二三	高等教育サービス

九二一四 成人教育サービス
 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一一（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

九四 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

九六一一 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一一（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

九二一三 電子データ交換（E D I）

九二一四 成人教育サービス

付表5にに関する注釈

注1 特別に改良され、かつ、機関の規則に従つて点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。
 注3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。
 建築設計サービス（C P C八六七一一）の実施設計サービス

契約監理サービス（C P C八六七一一）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（C P C八六七一一）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（C P C八六七一一）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（C P C八六七二四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一つはこれらの組合せから成る設計サービス
 建設及び設置工事段階における他のエンジニアリング・サービス（C P C八六七二七）
 注4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

注5 これらのサービスに關しては、付表2及び付表3に掲げる機関による調達は、この協定の適用を受けない。

付表6 建設サービス

九二一四 千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五区分に掲げるサービスであつてこの協定の適用を受けるもの表

第五一区分に掲げる全てのサービス

付表6に関する注釈

一千十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく建設事業に係る調達について適用する。

付表7 一般的注釈

- 1 付表6をその注釈の規定に従つて適用する場合を除くほか、一千十年十一月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の適用範囲内の事業に係る調達について、この協定を適用する。
- 2 日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に關し争うに当たり、締約国が当該供給者又はサービス提供者について第十八条の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類の機関による落札に關し、当該締約国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

附屬書II 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であつてこの協定の適用を受ける政府調達に係るもの公表するために締約国が第六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

附屬書III 第七条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

(附屬書中我が國の部分以外は省略)

平成二十五年十一月九日印刷

平成二十五年十一月十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F